東広島市
地域福祉計画
（第３次）

～地域共生社会の実現を目指して～

基本理念

みんなで考え、助け合い、
誰もが人生を輝かせることができるまち

東広島市観光マスコット「のん太」

令和２年(2020年)３月
東 広 島 市

はじめに

少子高齢化や都市化などを背景に、地域における人と人とのつながりが弱まっています。

本計画策定にあたり実施した市民アンケートによると、地域の福祉課題に対して住民相互の自主的な支え合いや助け合いの必要を感じている人が 80%以上であるにもかかわらず、近所付き合いで親しく付き合っている人がいる割合は 40%弱にとどまっており、地域のつながりが不足していることがうかがえます。

この度、私たちを取り巻く状況の変化に適切に対応しながら、さらなる地域福祉の発展と充実を図るため、「東広島市地域福祉計画（第３次）」を策定いたしました。

今後は、「みんなで考え、助け合い、誰もが人生を輝かせることができるまち」を基本理念に、「支え手」と「受け手」という垣根を越えてみんなで支え合う地域共生社会を実現するための取組みを進めてまいります。

誰もが身近な地域でお互いを尊重し合える人間関係を築くことができ、心豊かな生活ができるまちを目指して、市民の皆様と共に新たな時代に向けて挑戦してまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の改定に当たり、地域福祉推進協議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査や座談会等で貴重なご意見やご提案をいただきました皆様に対し、心から厚くお礼申し上げます。

令和２年（２０２０年）３月

東広島市長　髙垣　廣徳

目　　次

第１章　計画策定に当たって……1
1　計画策定の背景と趣旨……1
2　社会福祉法の改正について……2
3　地域福祉とは……3
4　計画の位置付け……6
5　計画期間……7
6　計画策定の体制と取組み……7
第２章　地域福祉を取り巻く現状と課題……10
1　本市の状況……10
2　市民アンケート調査の結果……23
3　日常生活圏域別座談会の結果……53
4　前計画の振り返り……55
5　東広島市地域福祉計画（第３次）策定に際しての課題……58
第３章　計画の基本的な考え方……62
1　基本理念……62
2　基本目標……63
3　施策の体系……66
第４章　重点プロジェクト……68
第５章　施策の展開……71
1　地域の人づくり……71
（１）子どもから大人まで福祉を学ぶ機会の創出……71
（２）地域で活動できるきっかけづくりの推進……75
（３）地域で活躍できる担い手の育成……77
2　地域のつながりづくり……79
（１）市民が参加できる様々な居場所づくりの推進……79
（２）日常的な地域の支え合いの支援……80
（３）災害時の避難支援を通じた助け合いの促進……82
3　地域福祉活動を支える環境づくり……84
（１）住民自治協議会を主体とした協働のまちづくりの推進……84
（２）福祉団体、民生委員等の活動の育成、支援……85
（３）誰もが集い、活動しやすい拠点づくり……89
4　必要とする人が必要な支援を受けられる仕組みづくり……90
（１）わかりやすさを重視した福祉情報の発信……90
（２）市民生活を支えるセーフティネットの充実……91

（３）高齢者、障害者、子ども等の福祉サービスの深化、充実 94
（４）誰もが安心して外出できるバリアのないまちづくり 97
第６章　推進体制の整備 99
１　進捗管理と評価 99
２　計画の推進 100
資　料　編 101
１　計画策定過程 101
２　推進協議会規則、委員名簿 102
３　個別計画の計画期間 107
４　用語解説 108

第１章　計画策定に当たって

１　計画策定の背景と趣旨

少子高齢・人口減少社会という大きな課題に直面する中、日常の様々な場面における人と人との「つながり」の弱まりを背景に、社会的孤立等の問題が表面化しています。

これに加えて既存の制度による解決が困難ないわゆる「制度の狭間」の問題や、介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆるダブルケア）のような複合化・複雑化した課題を抱えている世帯が顕在化する等、分野ごとの縦割り的な制度による公的な福祉サービスだけでは対応が困難な課題が出てきています。

このため、これらの課題に対し、地域住民一人ひとりが「他人事」ではなく「我が事」として自らの課題として捉えながら様々な地域資源を活用し、「支え手」「受け手」という垣根を超えてみんなで支え合う「地域共生社会の実現」が求められています。

本市においても、住民、住民自治協議会、社会福祉協議会（以下「社協」という。）、関係団体等の多様な主体と行政が問題意識を共有しながら連携し、安心して暮らせるまちづくりに向けた課題解決の仕組みづくりを進めるため、福祉分野の各個別計画の基盤となる計画として東広島市地域福祉計画（第３次）（以下「本計画」という。）を策定します。

◆【参考】地域共生社会の実現◆

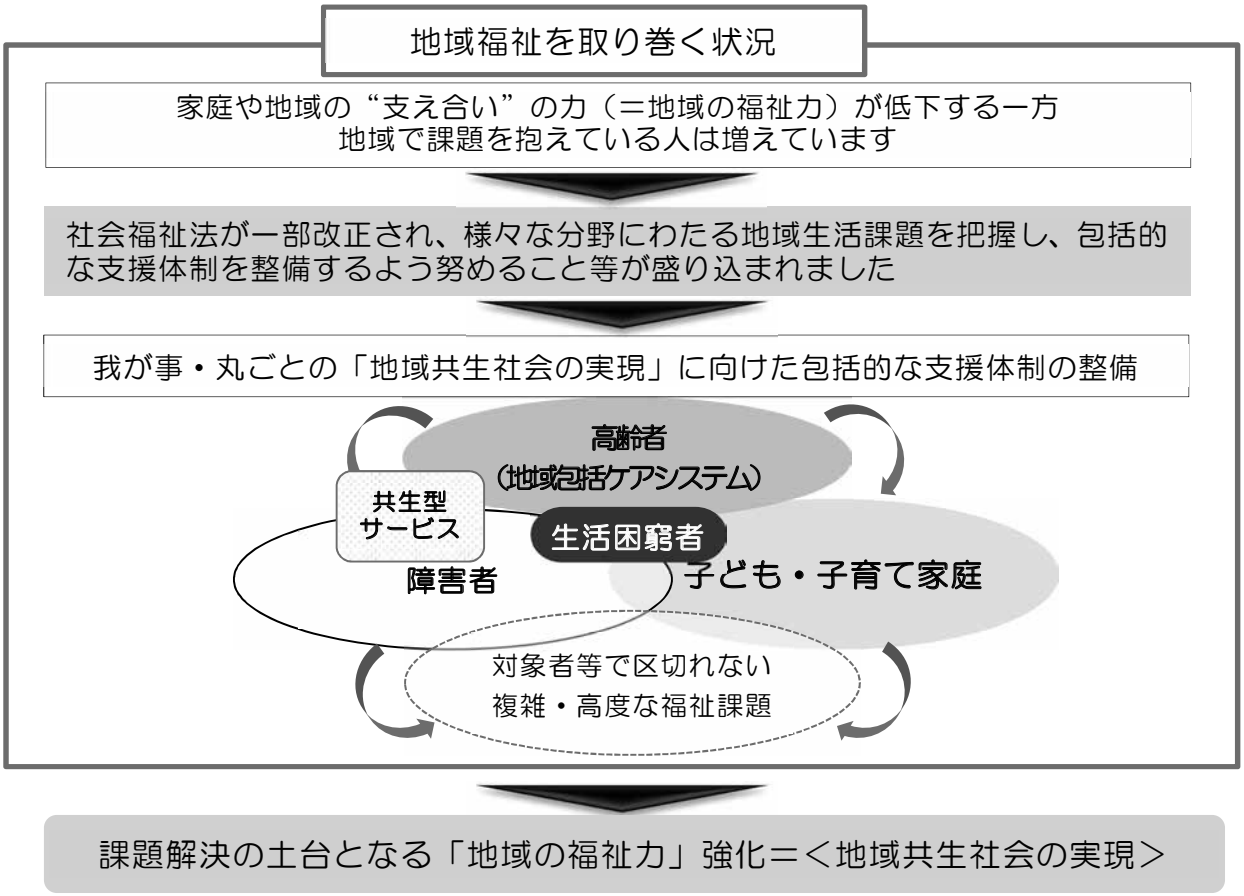

2　社会福祉法の改正について

地域福祉計画は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）の一部改正（平成 30 年 4 月 1 日施行）により、その策定について市町村に努力義務が課されるとともに、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する「上位計画」として位置付けられました。

また、市町村は、「①地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備」、「②地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備」、「③多機関の協働による包括的な支援体制の整備」を通じ、包括的な支援体制を整備していくことが努力義務とされ、地域の力と公的な支援体制との相乗効果により、地域生活課題の解決に向けた体制整備を行っていくこととされました。

■地域福祉計画に盛り込むことが求められる事項■
社会福祉法（抄）

（包括的な支援体制の整備）

第 106 条の 3　市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一　地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

二　地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

三　生活困窮者自立支援法第３条第２項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

２　略

（市町村地域福祉計画）

第 107 条　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五　前条第１項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

２　市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

３　市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

3　地域福祉とは

地域福祉とは、全ての住民が互いに人権を尊重し、住民自らが気づいたことを自分たちの問題として共に考え、問題解決へ向けて活動し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるような地域社会を、みんなで助け合いながら築いていく取組みのことです。

地域における様々な課題の解決に向けて、住民自らの努力（自助）や、住民同士や地域における支え合い（互助）、地域全体での取組みや介護保険や医療、年金等制度化された相互扶助（共助）、行政、公的制度（公助）による支援等、それぞれが連携しあって取り組んでいくことが求められます。

平成 30 年 7 月に、本市は未曾有の大きな災害に見舞われ、多くの尊い命が犠牲になるとともに、市内全域で家屋等に甚大な被害が発生しました。この平成 30 年 7 月豪雨災害では、住民自治協議会や自主防災組織による避難時の対応、ボランティアによる炊き出しや土砂の撤去等、地域の助け合いや支え合いの大切さを再認識しました。

このように、地域の人々との連携を深めていくことは、地域の福祉力強化を図っていく上で大変重要となります。

（１）地域の考え方

「地域」とは、一定の集落や地理的要因等、社会生活を営む上で、ほかと区別できる範囲をいいます。

実際の地域福祉の活動状況や地理的な条件によって相違はありますが、おおむね次の図のように整理することができます。

本計画では、隣近所、自治会、住民自治協議会（小学校区）、町単位、市全域で、それぞれの地縁に基づく様々な社会生活を行う範囲をまとめて地域と表現しています。

地域の区分に応じて、適した役割や機能があると考えられます。

地域の様々な範囲

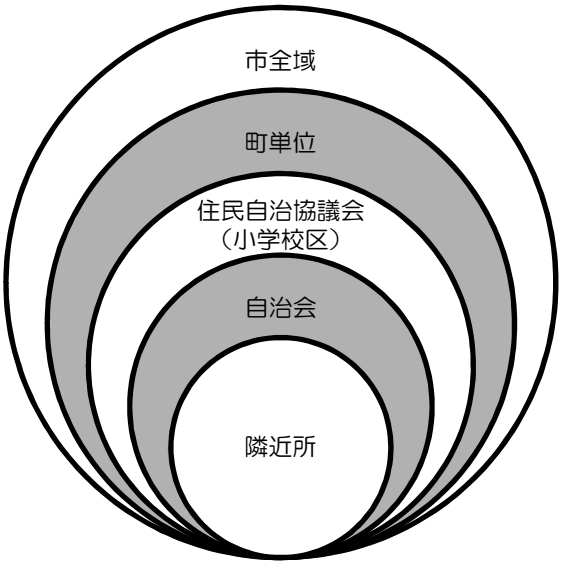

地域の区分	役割・機能の例
隣近所	地域の見守り、買い物代行、通院の際の運転、外出の付き添い、子守り、話し相手、相談相手、ごみ出し等
自治会	健康づくり、結びつきのきっかけづくり、地域サロン活動等の居場所づくり、環境整備等
住民自治協議会（小学校区）	登下校時の見守り、防災訓練、避難行動要支援者避難支援の取組み、生涯学習・福祉学習の開催、健康づくり、地域サロン活動等
町単位	健康福祉まつり、スポーツ大会の開催等
市全域	人材育成、情報発信、バリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進等

※各地域の区分の役割や機能は、様々に入り混じっており、主なイメージを表したものです。

（２）「自助・互助・共助・公助」による取組み

市民生活におけるあらゆる生活課題を解決するためには、福祉の４つの助け（自助・互助・共助・公助）の視点から、望ましい主体を見極める必要があります。

また、地域住民、福祉関係団体、社協、行政等が、それぞれの役割を果たしながら協働して解決すべき領域について、その解決の仕組みを構築する必要があります。

■福祉の４つの助け■

基本的な視点	意味すること
自　　助 （住民一人ひとりの心がけ、又は取組み）	住民一人ひとりや家族が自立し、福祉サービスの受け手としてだけでなく、自らが地域福祉の担い手であるという認識を持ち、課題解決に向けてできることを主体的に行うこと。
互　　助 （身近な人間関係内での取組み）	身近な人間関係（別居する家族、近隣の友人や知人）の中で自発的に支え合い、助け合うこと。
共　　助 （組織的・制度的な取組み）	地域の事業所等様々な組織の協力による組織的なサービス等の提供や、介護保険や年金に代表される社会保険制度による相互扶助で支え合い、助け合うこと。
公　　助 （行政の取組み）	自助、互助、共助では対応できないことに対して、行政としての責任と役割を果たすとともに、住民の自立支援や地域の福祉力向上のための環境整備を行うこと。

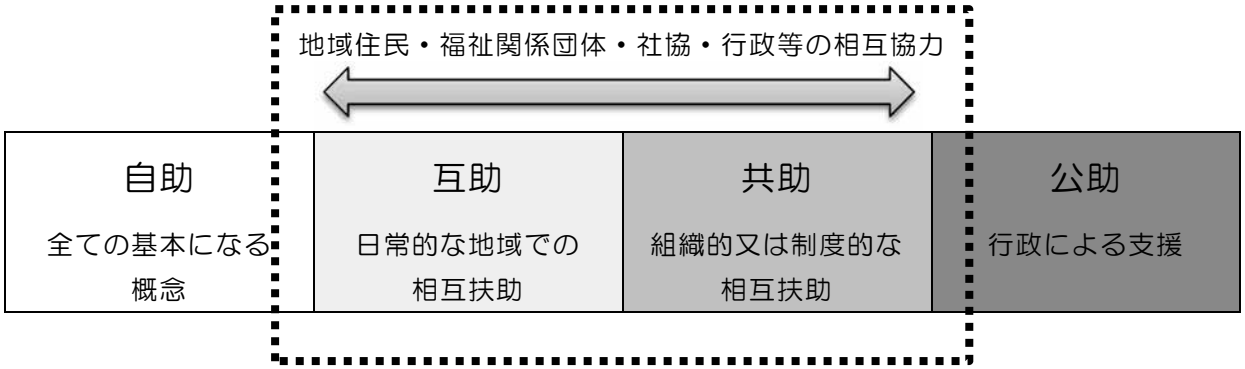

4　計画の位置付け

本計画は、市の福祉全般における総合的な計画であることを基本としつつ、法第 107 条の規定に基づく市町村地域福祉計画として策定します。

また、本計画は、本市のまちづくりの行政運営指針であり、まちの将来像や達成する目標等を取りまとめた東広島市総合計画を上位計画とし、高齢者福祉計画、介護保険事業計画等、福祉の各分野別計画の上位計画と位置付け、調和・整合を図るものとします。

併せて、本計画の推進に当たっては、車の両輪の関係にある社協の「地域福祉活動計画」と相互に施策を共有し、連携・協働を図るものとします。

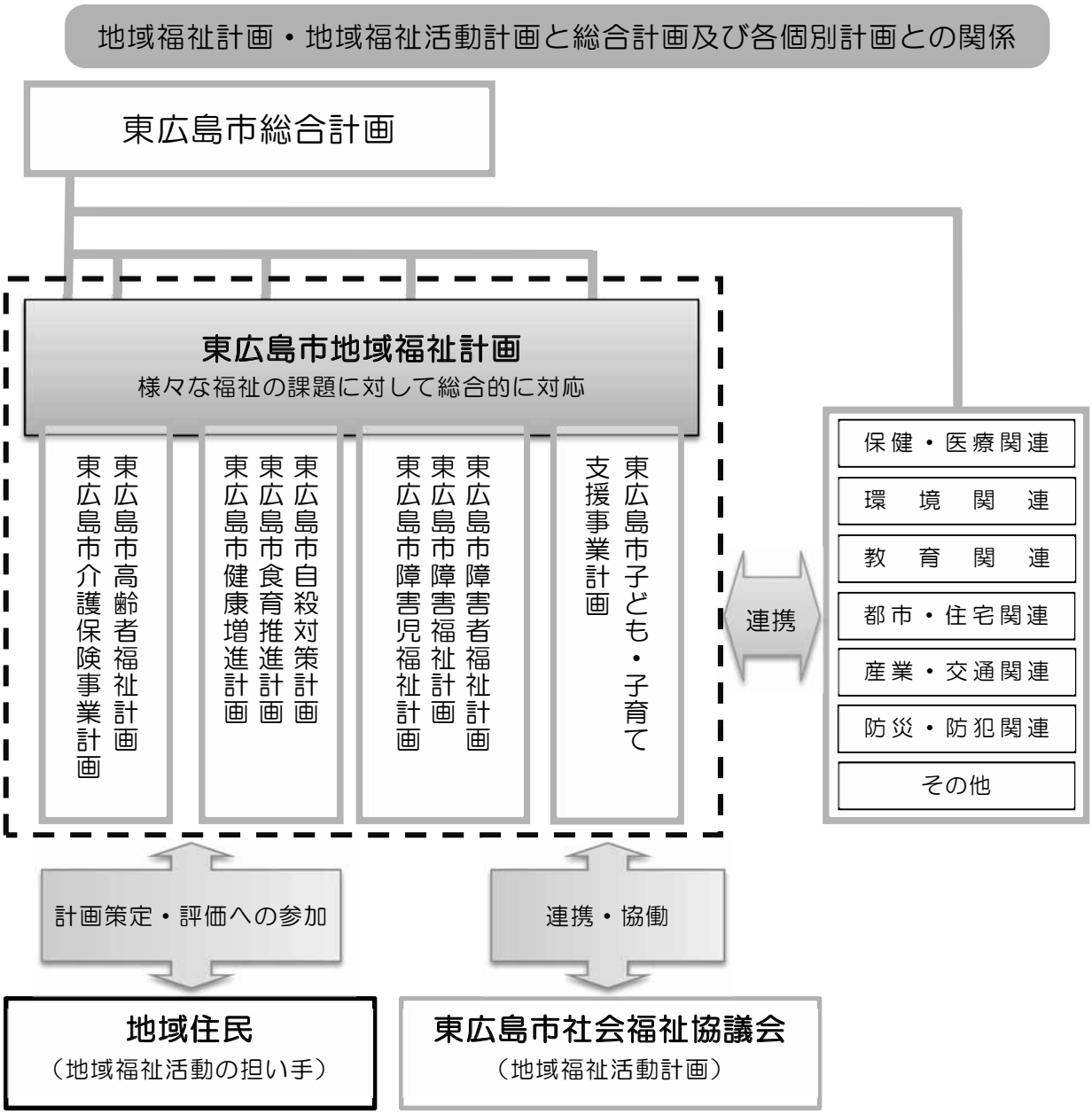

5　計画期間

令和２年度（2020 年度）から令和６年度（2024 年度）までとします。

その間、社会情勢の著しい変化等により必要性が生じた場合は、計画の見直しを柔軟に行うものとします。

6　計画策定の体制と取組み

（１）計画策定の体制

本計画の策定に当たっては、次のような体制のもとで、市民の参画を得ながら、各組織において協議を重ねました。

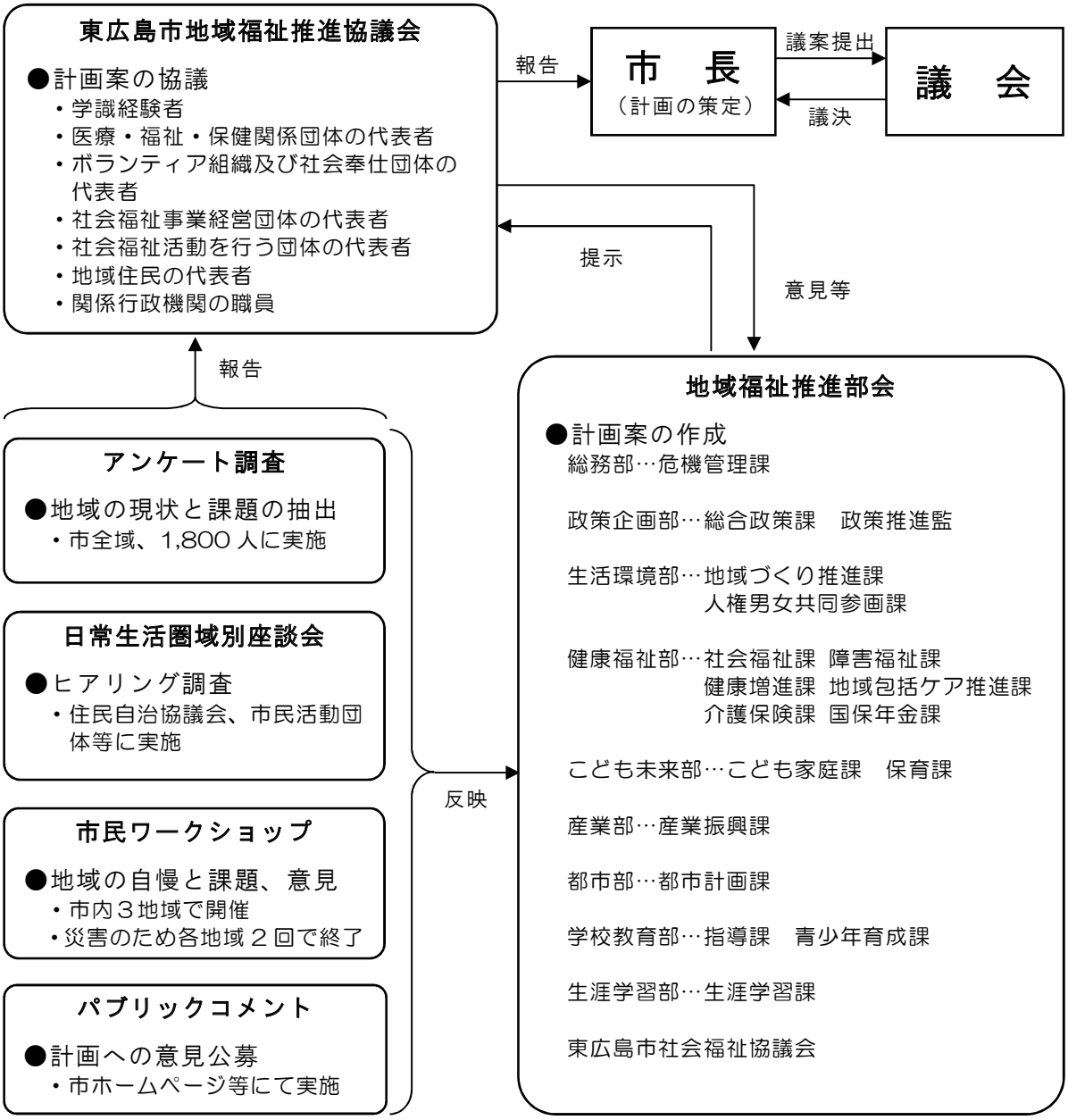

（２）市民アンケート調査の実施

本計画の策定に当たり、市民の福祉への関心や地域活動への参加状況等を把握するとともに、市民の意見、提言を広く聴き、地域福祉計画に反映させるため、市民アンケート調査（以下「アンケート調査」という。）を実施しました。

■市民アンケート調査の概要■

調査対象	18歳以上の市民（住民基本台帳による無作為抽出）
配付数	1,800件
調査方法	郵送による配付回収
調査期間	平成30年４月27日から５月18日まで
有効回答数	630件（有効回答率：35.0%）

（３）日常生活圏域別座談会等の開催

本計画の策定に当たり、地域課題や実情を把握するとともに、市民が考える地域支援の在り方や地域づくりのアイデア等を計画に反映させることを目的に、10 の日常生活圏域別に座談会を開催しました。

なお、市内を３地域に分け、平成 30 年６月から市民ワークショップを第２回まで開催しましたが、平成 30 年 7 月豪雨により中止し、それまでにいただいた意見を基に日常生活圏域別座談会（以下「座談会」という。）を行いました。

■日常生活圏域別座談会実施場所・実施日■

地域	実施場所	実施日
豊栄	豊栄支所	平成 30 年 12 月８日（土）　10：00
福富	久芳地域センター	平成 30 年 12 月８日（土）　13：30
黒瀬	黒瀬生涯学習センター	平成 30 年 12 月９日（日）　10：00
安芸津	安芸津生涯学習センター	平成 30 年 12 月９日（日）　13：30
西条北	市役所本館	平成 30 年 12 月 14 日（金）　10：00
西条南	市役所本館	平成 30 年 12 月 14 日（金）　13：30
高屋	高屋西地域センター	平成 30 年 12 月 15 日（土）　10：00
河内	河内地域センター	平成 30 年 12 月 15 日（土）　13：30
八本松	八本松地域センター	平成 30 年 12 月 16 日（日）　10：00
志和	志和生涯学習センター	平成 30 年 12 月 16 日（日）　13：30

■市民ワークショップ実施場所・実施日■

地域	地区	実施場所・実施日
北部	福富、豊栄、河内	第１回：道の駅　湖畔の里　福富 平成 30 年６月７日（木）19：00～20：10
		第２回：道の駅　湖畔の里　福富 平成 30 年６月 28 日（木）19：00～21：00
中部	西条、八本松、志和、高屋	第１回：総合福祉センター 平成 30 年６月８日（金）19：00～20：10
		第２回：総合福祉センター 平成 30 年６月 29 日（金）19：00～21：00
南部	黒瀬、安芸津	第１回：黒瀬生涯学習センター 平成 30 年６月５日（火）19：00～20：10
		第２回：黒瀬生涯学習センター 平成 30 年６月 26 日（火）19：00～21：00

（４）東広島市パブリックコメントの実施

本計画の素案を市のホームページ並びに市役所社会福祉課・支所・出張所、地域センター、生涯学習センター、総合福祉センター、地域福祉センター及び福祉センターで公開し、パブリックコメントを実施しました。

実施期間	令和元年１１月２０日（水）～１２月１７日（火）
ホームページアクセス数	91
意見提出者数	７人（うち、各種団体所属６人）
地域別提出者数	西条１人、八本松１人、高屋３人、黒瀬２人
年代別意見提出者数	４０代１人、６０代１人、７０代４人、不明１人
提出方法	持参、郵送、ファックス、電子申請
意見数	１０件

第２章　地域福祉を取り巻く現状と課題

１　本市の状況

（１）人口ピラミッド

性別、年齢階層別の人口を見ると、平成 22 年から平成 27 年にかけて、男女とも団塊の世代を中心に 65 歳以上の人口が増加していることがわかります。

本市には大学が４つあるため、20～24 歳の人口が他の年齢層より多い状況ですが、平成 22 年の国勢調査と比較すると減少しています。

第２次ベビーブームの世代が 40～44 歳になり、20～24 歳の世代を除くと人口ピラミッドの中で最も多い世代です。

0～14 歳の年少人口は平成 22 年と比べ大きな変化はありませんが、人口ピラミッドの中で最も人口が少ない世代になります。

■5 歳階級別男女人口■

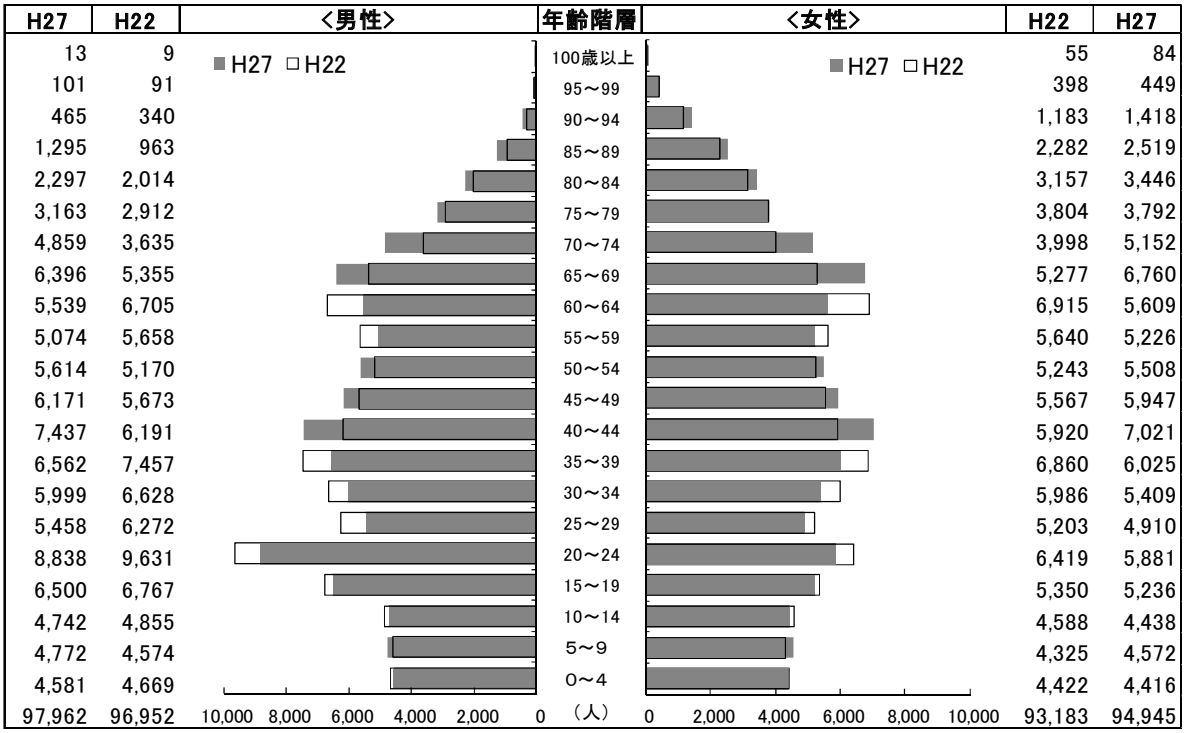

資料：国勢調査（平成 22 年、平成 27 年）

（男性、女性の人口の計は、年齢不詳の人がいるため各階層の合計と一致しない。）

（２）人口・高齢化率等の推移

本市の総人口は、平成 27 年の国勢調査で 192,907 人となっています。0～14 歳人口は横ばいで推移しています。65 歳以上人口は大幅に増加しており、全国や広島県全体と比較して緩やかですが、高齢化が進展しています。

■人口・高齢化率の推移■

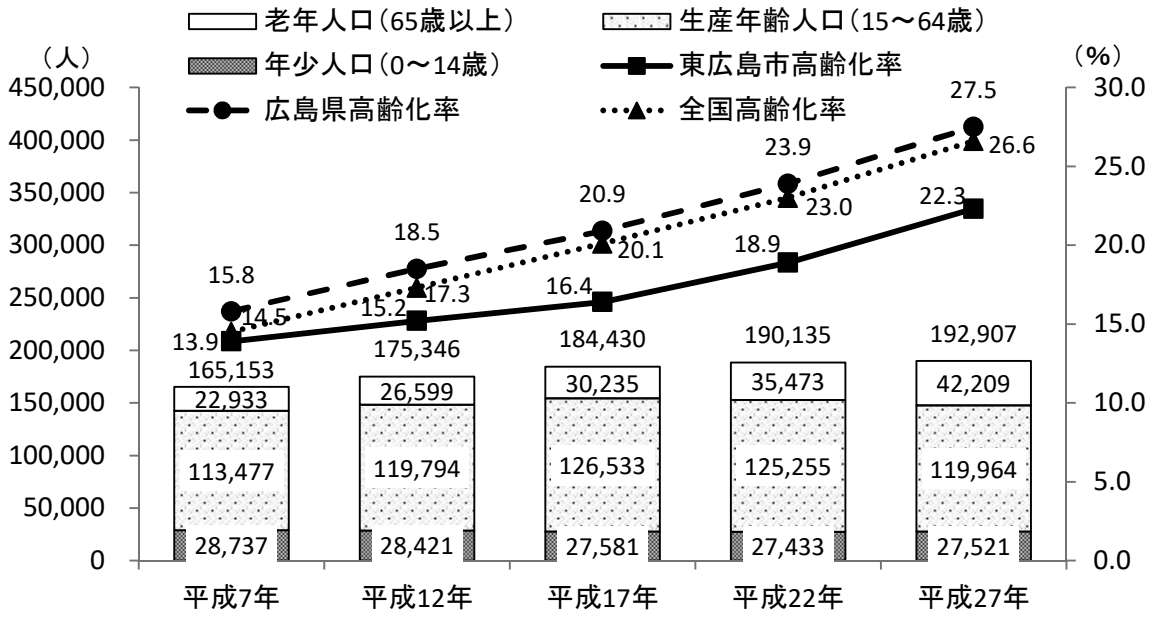

資料：国勢調査

（各階層の人口の計は、年齢不詳の人がいるため各階層の合計と一致しない。）

■年齢３区分人口の推移■

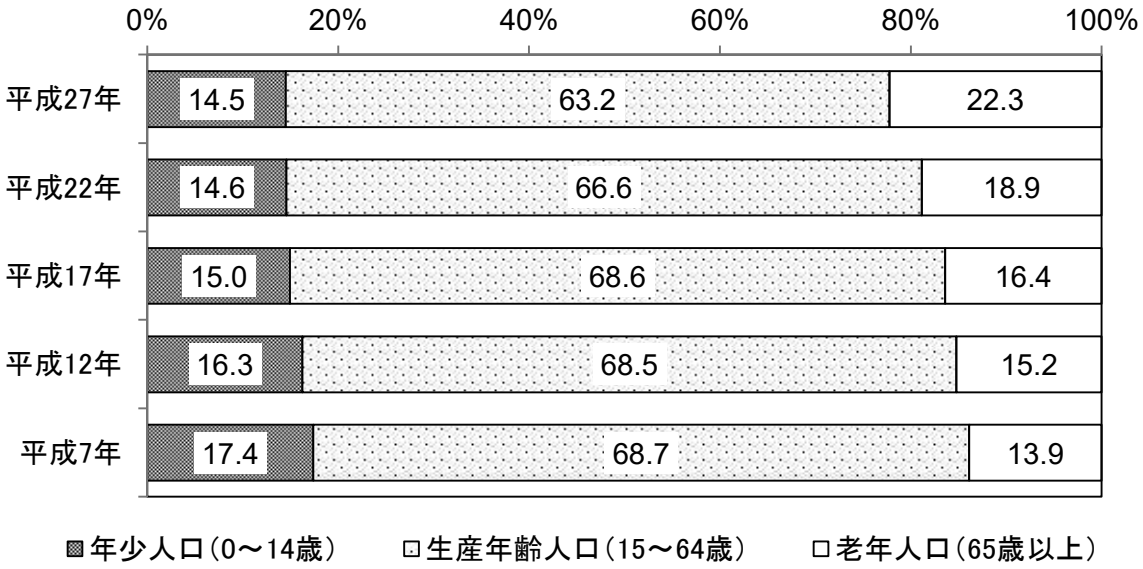

資料：国勢調査

（各階層の割合は、総人口から年齢不詳を除いて算出。四捨五入のため合計が 100.0 にならない場合がある。）

■年齢３区分人口の国、県との比較■

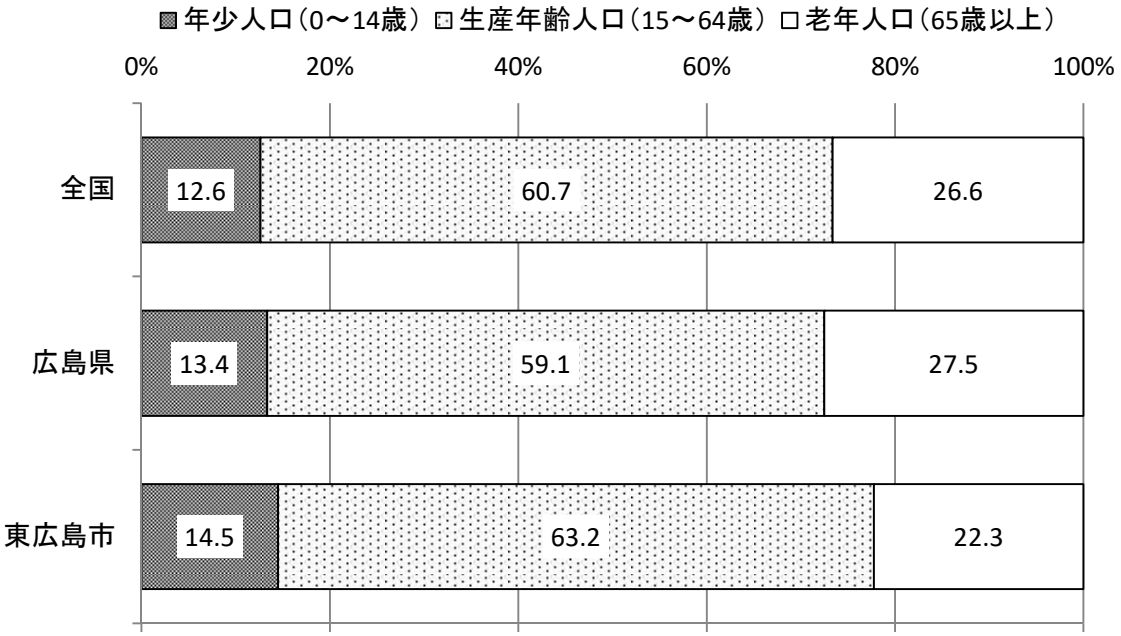

資料：国勢調査（平成 27 年）

■地域別人口■

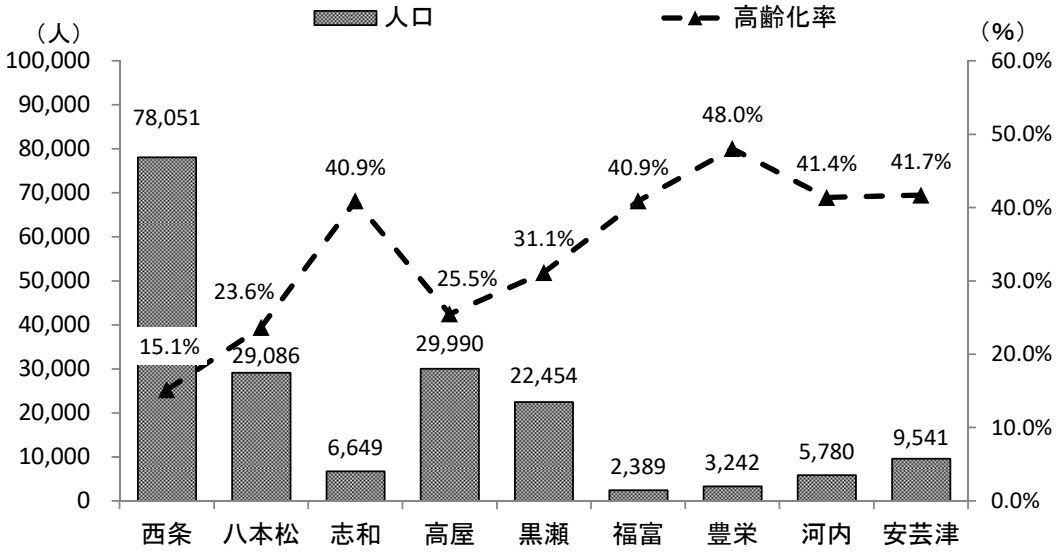

資料：住民基本台帳（平成 31 年 3 月 31 日現在）

■地域別人口構成比■

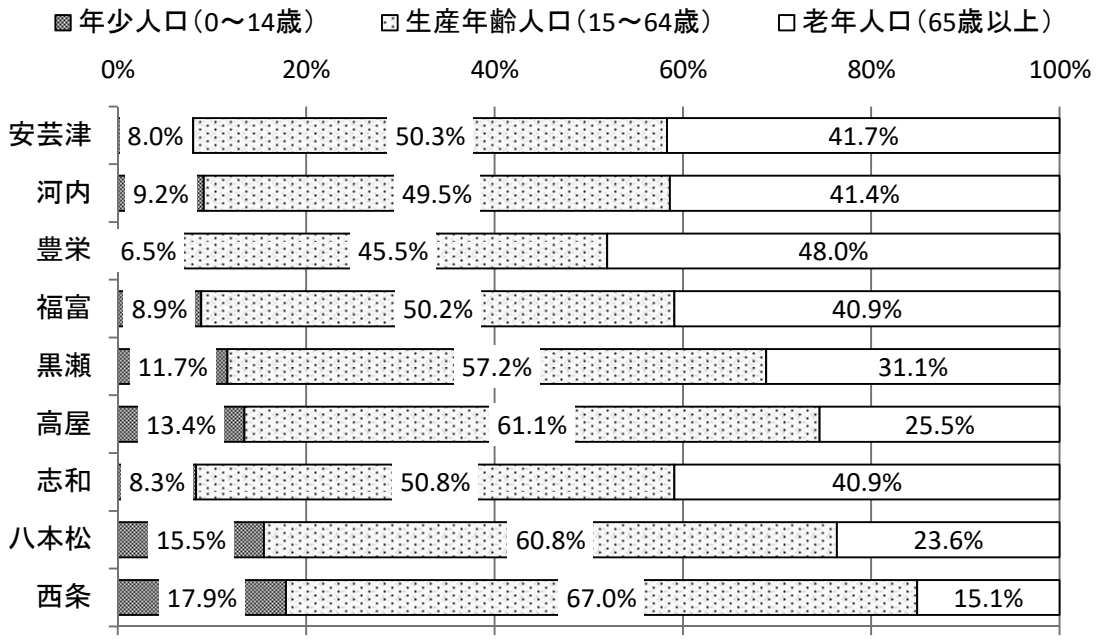

資料：住民基本台帳（平成 31 年 3 月 31 日現在）

（各階層割合は四捨五入のため、合計が 100.0 にならない場合がある。）

（３）出生数・合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、減少傾向にあり、平成 27 年にいったん回復したものの以降は微減しています。直近の統計では、1.55 人となっていますが、国の平均と比較して高くなっています。出生数は減少傾向で、平成 29 年は出生数が 1,526 人です。

■出生数・合計特殊出生率の推移■

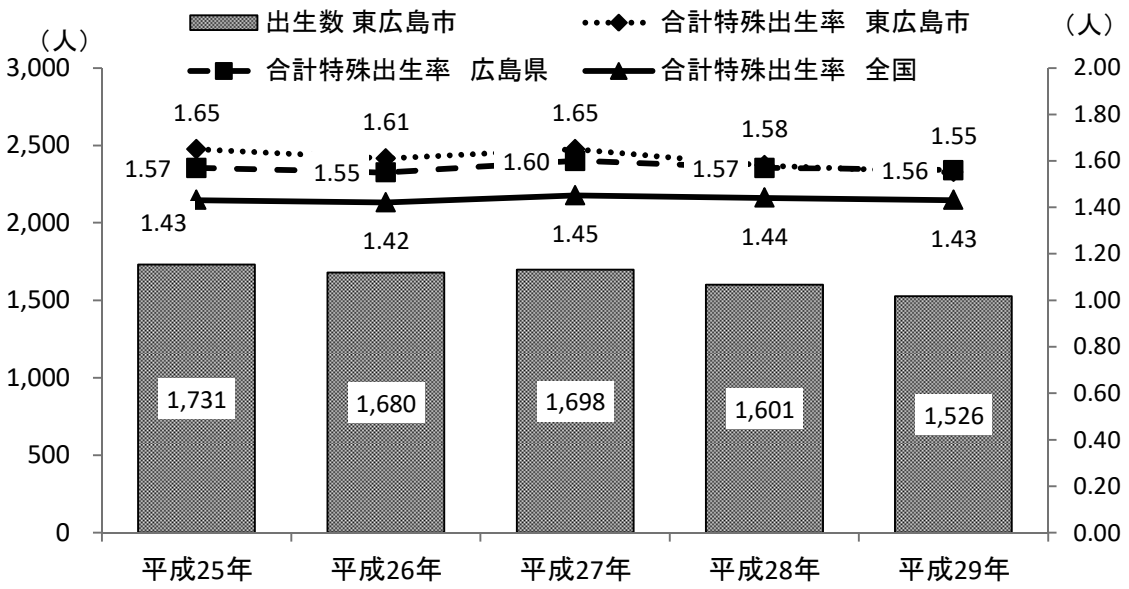

合計特殊出生率の資料：人口動態統計調査（各年 1 月 1 日現在） 出生数の資料：人口動態統計調査（各年）

（４）転入・転出の状況

本市の平成 31 年の転入・転出による移動者数は 18,752 人です。
平成 31 年も転入が転出を上回っており、近年までの増加傾向が続いています。

■転入・転出の状況■

単位：人、％

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
転入数	9,095	8,915	9,674	10,106
転出数	8,159	8,359	8,393	8,646
転入超過	936	556	1,281	1,460
移動者総数	17,254	17,274	18,067	18,752
移動者の総人口に占める割合（東広島市）	9.31%	9.30%	9.68%	9.99%

資料：住民基本台帳(各年１月１日現在)

（５）世帯の状況

本市の総世帯数は、平成 27 年で 84,847 世帯となっており、平成 7 年から 24,350 世帯増加し、20 年もの間増加傾向にあります。

総世帯数が増加しているのに対し、１世帯当たり世帯人員は減少しています。

■世帯数の状況■

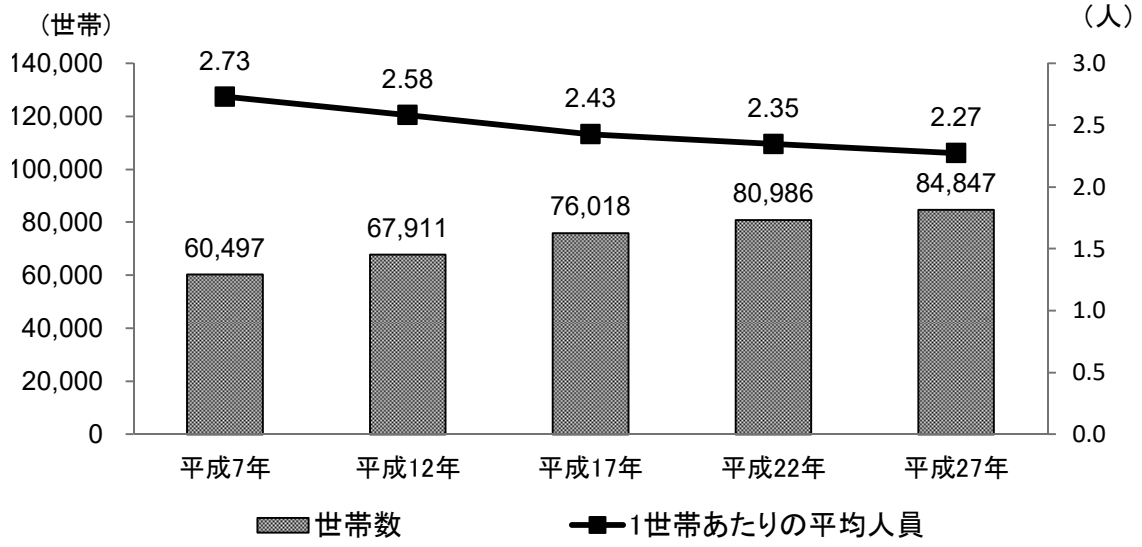

資料：国勢調査

（６）将来人口推計

東広島市は、これまで一貫して人口増加が続いてきました。しかしわが国全体で進む少子高齢社会の進展に伴い、その増加は緩やかなものとなりつつあります。

こうした状況の中でも、本市の人口は長期的には減少傾向に向かうと考えられるものの、新たな施策の展開による効果が、出生率の上昇や転入の増加、転出の抑制等となって現れることが見込まれ、今後も緩やかな増加で推移するものと考えられます。

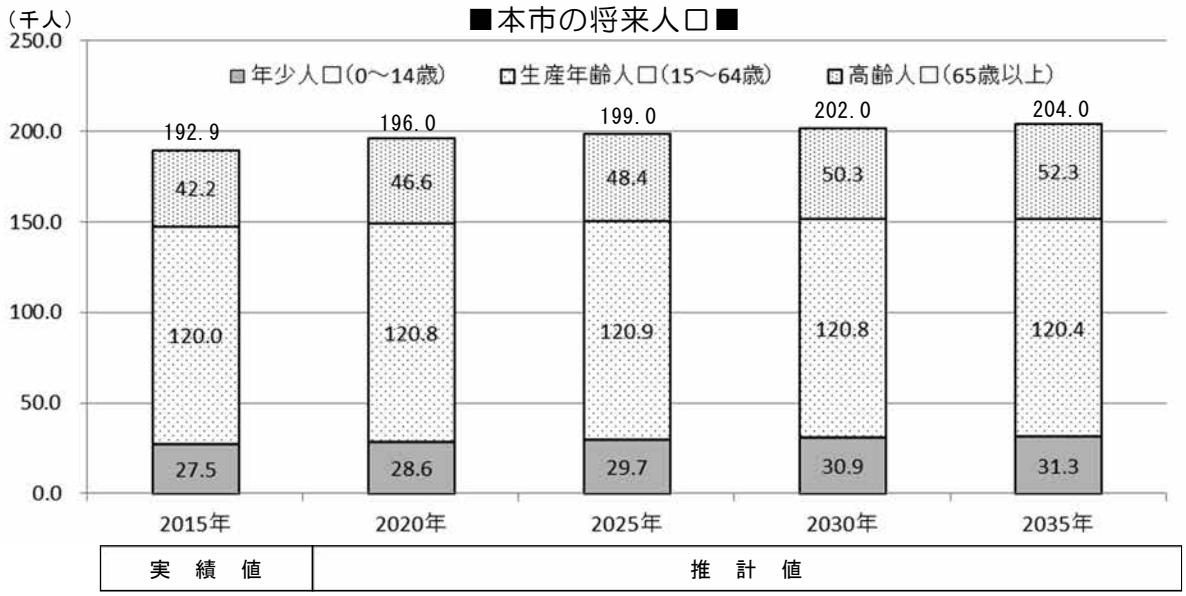

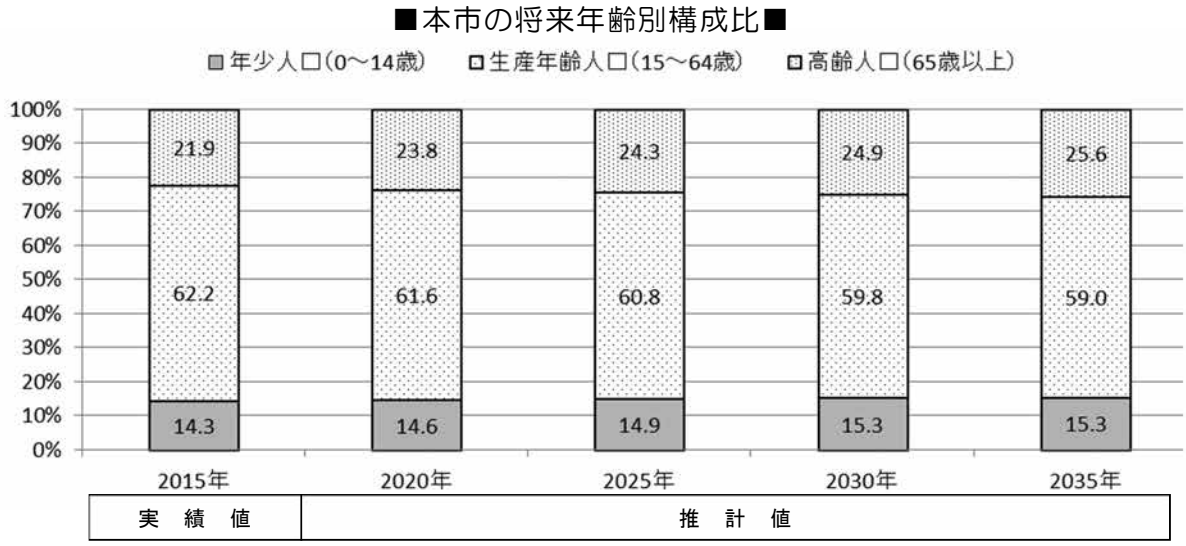

資料:2015 年は国勢調査実測値、2020 年以降は東広島市の独自推計。

※年齢層別の人口は※年齢層別の人口（実績値）には、年齢不詳の人口は含みません。

※端数処理の関係から、年齢層別の人口（実績値）は総数と一致しない場合があります。また、推計人口（総数）は、これまでの総合計画との整合を図る観点から、千人単位となるよう単位未満の数値で端数処理を行っています。

（７）地域別の状況

①地域別の人口と世帯数の状況

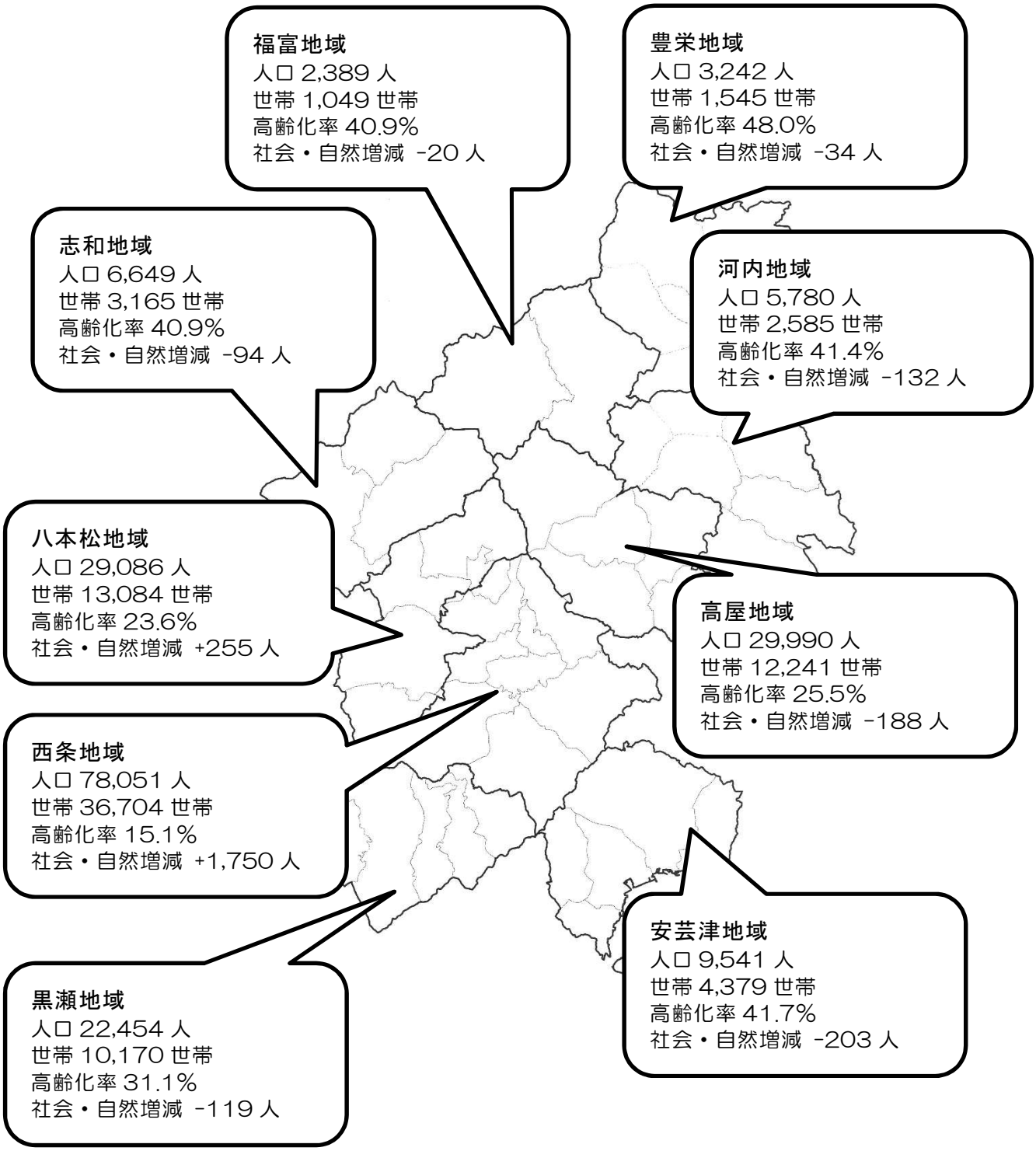

人口・世帯・高齢化率　資料：住民基本台帳（平成 31 年 3 月 31 日時点）

社会・自然増減　資料：平成 30 年度町別移動動態（住民基本台帳）

②東広島市住民自治協議会エリア

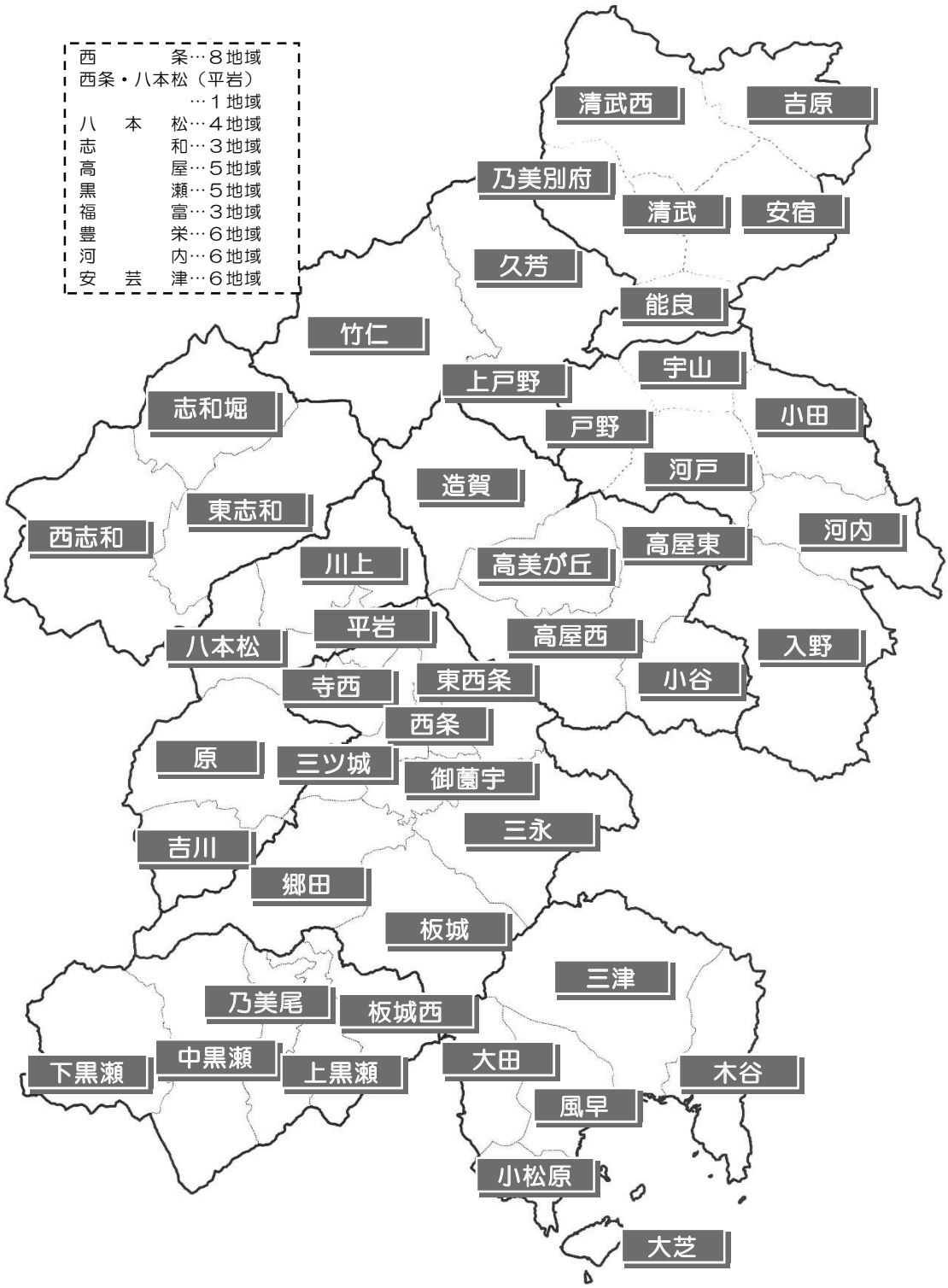

令和２年３月時点

（８）子どもを取り巻く状況

児童を養育しているひとり親家庭等を対象とした「児童扶養手当」の受給者数は、平成 26 年度の 1,385 人から平成 27 年度にいったん増加したものの、以降は徐々に減少しています。

ファミリー・サポート・センターは、子育ての援助を受けたい人と、援助を行いたい人を結び付け、地域で子育ての助け合いを行う会員組織を運営しており、その会員数は増加傾向にあります。活動数は、平成 27 年度に一度減少したものの、以降は増加し、近年は横ばい傾向にあります。

児童虐待相談件数は、平成 26 年度の 153 件から平成 28 年には 241 件となり、平成 30 年度では 214 件となっています。

DV（ドメスティックバイオレンス）相談件数は、平成 27 年度から平成 29 年度まで減少傾向でしたが、平成 30 年度は増加し 35 件となっています。

■児童扶養手当受給者数の推移■

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
児童扶養手当受給者数	1,385	1,421	1,408	1,396	1,360

資料：東広島市（各年 3 月 31 日時点）

■ファミリー・サポート・センターの推移■

単位：人、件

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
会員数	795	851	958	1,033	1,110
活動数	2,804	1,555	1,992	2,323	2,244

資料：東広島市（各年 3 月 31 日時点）

■児童虐待相談件数の推移■

単位：件

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
相談件数	153	209	241	216	214

資料：東広島市（各年 3 月 31 日時点）

※児童虐待：保護者が監護する児童の心や身体に加えられる有害な行為

■DV 相談件数の推移■

単位：件

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
相談件数	38	39	32	21	35

資料：東広島市（各年 3 月 31 日時点）

（９）高齢者を取り巻く状況

地域サロンは、サロン数、開催回数共に平成 28 年まで増加傾向でしたが、近年は減少傾向で推移しています。

高齢者サロンの世話人は、平成 26 年度の 990 人から、平成 30 年度には 1,189 人に増加しています。

通いの場は、団体数、登録人数共に増加しています。

在宅高齢者見守り協力員は、平成 26 年度の 774 人から増加し、平成 30 年度には 830 人となっています。

高齢者のいる世帯数は、団塊の世代の高齢化とともに急増しましたが、今後の伸びはやや緩やかになる見込みです。一方で、高齢者のいる世帯のうち、高齢者のみの夫婦世帯、高齢者単身世帯の増加は続くため、支援の必要な高齢者世帯は増加することが見込まれます。

■地域サロン（当事者・子育てサロンを含む）の推移■

単位：か所、回数

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
サロン数	291	295	304	301	297
開催回数	4,314	4,374	4,924	4,920	4,387

資料：東広島市社協

■高齢者サロンの世話人の推移■

単位：人、か所

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
人数	990	969	969	1,053	1,189
サロン数	291	290	290	294	275

資料：東広島市社協

■通いの場の推移■

単位：団体、人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
通いの場の団体数	1	8	51	102	126
登録人数	55	199	1,250	2,247	2,775

資料：東広島市

■在宅高齢者見守り協力員の推移■

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
人数	774	775	805	819	830

資料：東広島市

■高齢者のいる世帯の推移■

単位：世帯

	実績		推計	
	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度	令和 7 年度
高齢者のいる世帯	22,852	26,450	29,102	30,660
高齢者のみの夫婦世帯	5,648	7,462	8,590	9,030
高齢者単身世帯	5,298	6,518	7,203	7,753

資料：国勢調査（平成 22 年度・27 年度）及びそれに基づく推計

（10）生活困窮世帯の状況

生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づき設置した相談窓口での新規相談受付件数は、初年度（平成 27 年度）の 518 件から年々減少していましたが、平成 30 年度は増加に転じています。

■生活困窮世帯の相談状況の推移■

単位：件

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
新規相談受付件数	―	518	338	258	290

資料：東広島市

（11）障害者の状況

①身体障害者の状況

身体障害者手帳の所持者数は、平成 31 年で 6,216 人となっており、近年はほぼ横ばいとなっています。等級別では１～３級が全体の約６割を占めており、年毎に等級別の割合を見ても大きな変化は見られません。

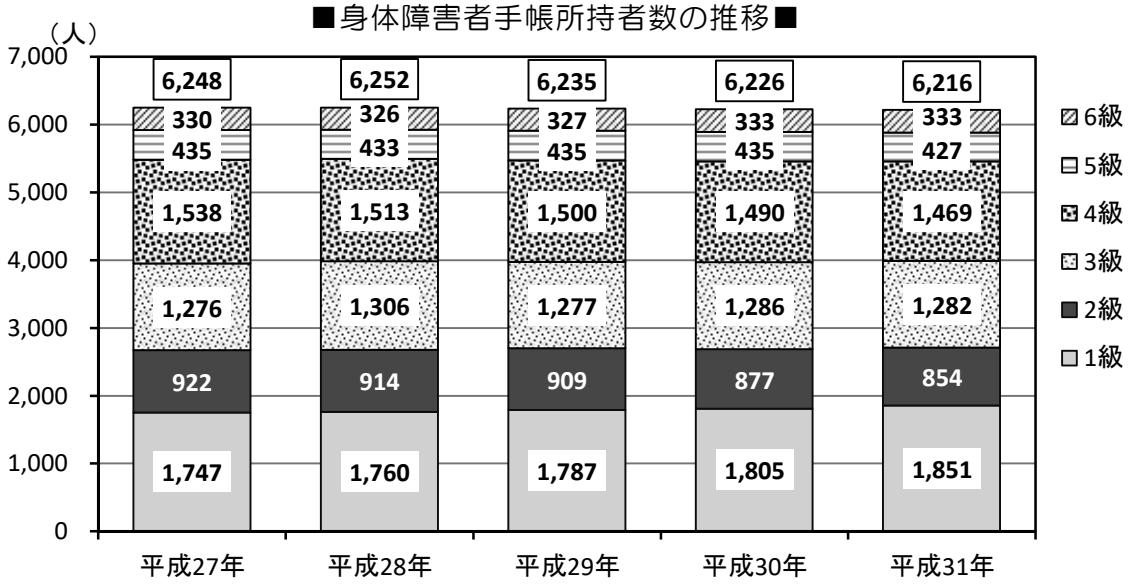

資料：東広島市（各年４月１日現在）

②知的障害者の状況

療育手帳の所持者数は増加傾向にあり、平成 31 年で 1,611 人となっています。平成 27 年度と比べ 235 人増加しました。

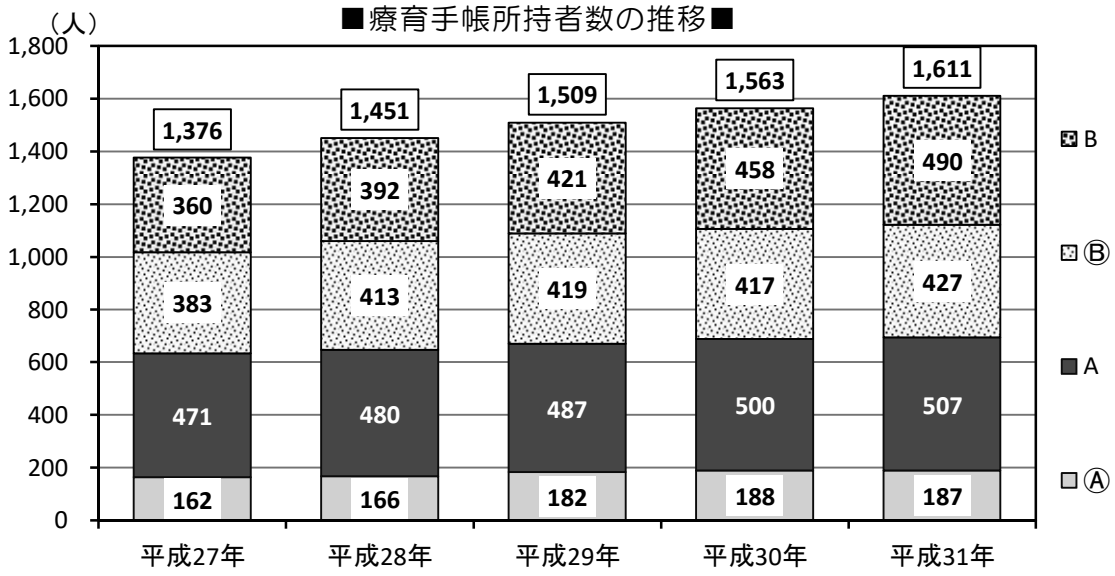

資料：東広島市（各年４月１日現在）

③精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、年々増加する傾向にあります。

等級別では、２級の増加が目立ちますが、近年では３級の増加も顕著になっています。一方で、１級は減少しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移■

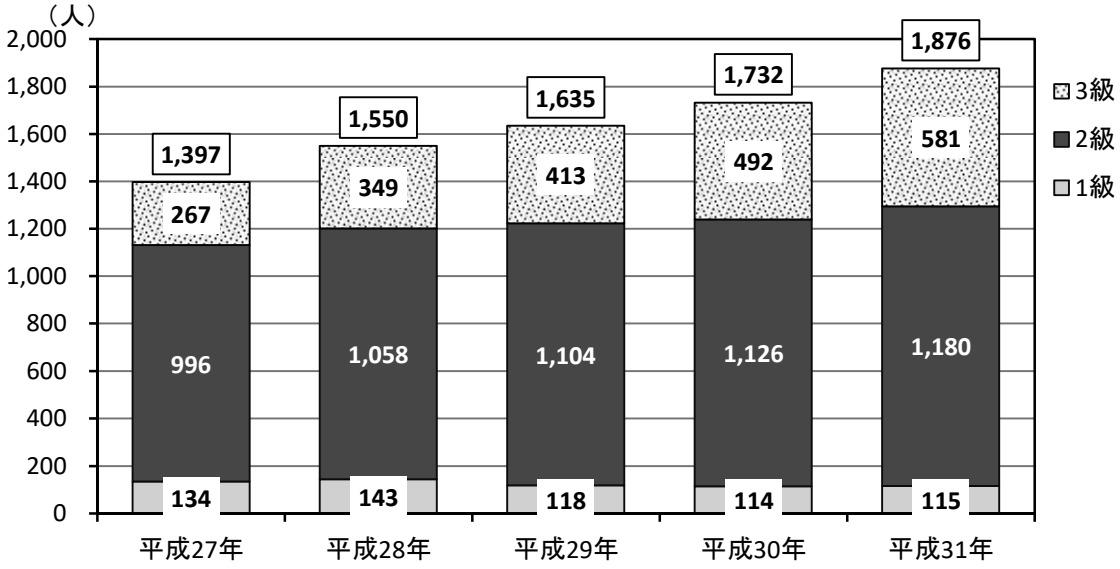

資料：東広島市（各年４月１日現在）

（12）自殺者の状況

自殺者数は、平成 26 年の 32 人から、平成 28 年には 24 人となり、減少傾向でしたが、平成 30 年は 37 人となり、増加しています。

■自殺者数の推移■

単位：人

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
自殺者数	32	30	24	29	37

資料：人口動態統計（平成 30 年は警察庁統計による）

（13）民生委員児童委員の相談・支援状況

民生委員児童委員の相談・支援数は、平成 30 年度は、平成 26 年度の 7,611 件から減少し 6,155 件となっています。主任児童委員の相談・支援数は、平成 27 年度以降、増加傾向にあります。

■民生委員児童委員への相談件数の推移■

単位：件/年

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
民生委員児童委員	7,611	7,186	6,402	6,017	6,155
主任児童委員	276	219	276	310	391

資料：福祉行政報告例

2　市民アンケート調査の結果

下記調査結果での各種表示は以下の通りです。

各種調査における「N」「SA」「MA」は、以下のことを示しています。
　N：回答者数
　SA（Single Answer の略）：回答は一つ
　MA（Multiple Answer の略：回答はいくつでも。
　なお、図表中において「無回答」とある項目については、「回答のなかったもの」、又は「判別ができなかったもの」を表しています。

（１）地域交流や近所付き合いの状況

近所付き合いの程度は、若い世代で親密度が低下する傾向にあり、地域との交流の機会が少なくなっていることがうかがえます。また、50 歳代を境に、親しく付き合っている人がいる割合が大きく減っています。特に、男性は 60 歳代、女性は 50 歳以上の年齢層で、親しく付き合っている人がいる割合が高くなっています。

■近所付き合いの程度（SA）■

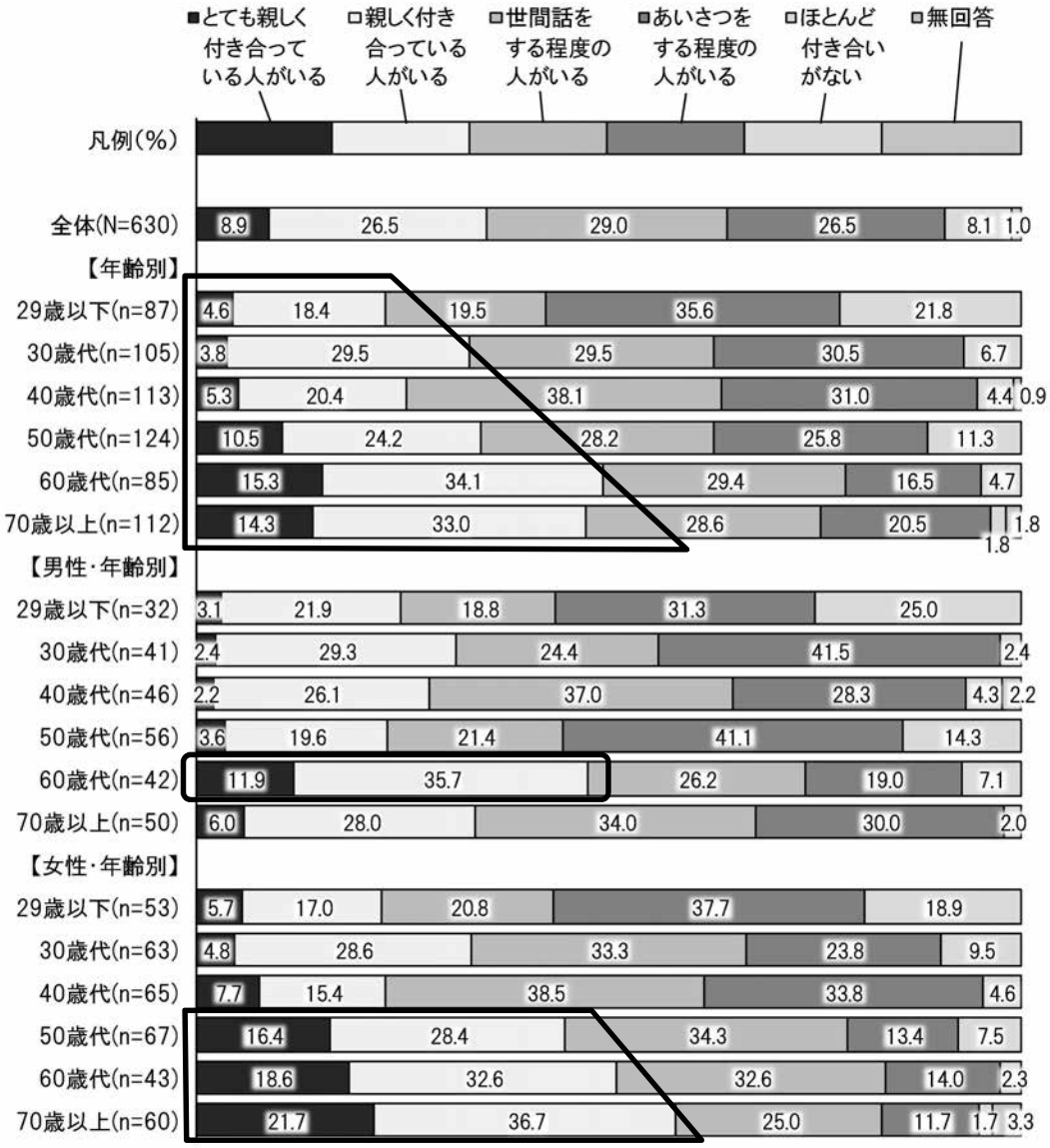

同居家族別でみると、65 歳以上の方がいる家庭では、地域との交流の機会が比較的多くなっています。

■同居家族別にみた近所付き合いの程度（MA）■

単位（%）	乳幼児（小学校入学前）	小学生	中学生	高校生	65歳以上の方	介護を必要とする方	障害のある方	いずれもいない
全体(N=630)	12.1	12.4	5.1	6.2	35.2	7.5	9.7	31.9
【付き合い程度別】								
とても親しい人がいる（n=56）	12.5	10.7	7.1	5.4	48.2	7.1	8.9	26.8
親しい人がいる(n=167)	14.4	16.8	3.6	4.2	40.1	10.8	5.4	30.5
世間話をする程度(n=183)	7.7	15.8	7.1	9.3	39.3	9.3	12.6	27.9
あいさつをする程度(n=167)	16.8	9.0	5.4	4.8	26.9	3.6	12.0	33.5
付き合いがない(n=51)	5.9	0.0	0.0	7.8	17.6	3.9	5.9	54.9

住民相互の支え合いや助け合いについては 81.4%の市民が必要と回答しており、その上で、近所の人に手助けをしてもらいたいこと、近所の人に手助けできることとしては、いずれも、災害時における避難等の手助け、安否確認の声かけ・見守りが上位を占めています。

ただ、40 歳代以下の若い世代で「とても必要」と思っている割合は相対的に低くなっています。

■地域の福祉課題に対して、住民相互の自主的な支え合い・助け合いの必要性（SA）■

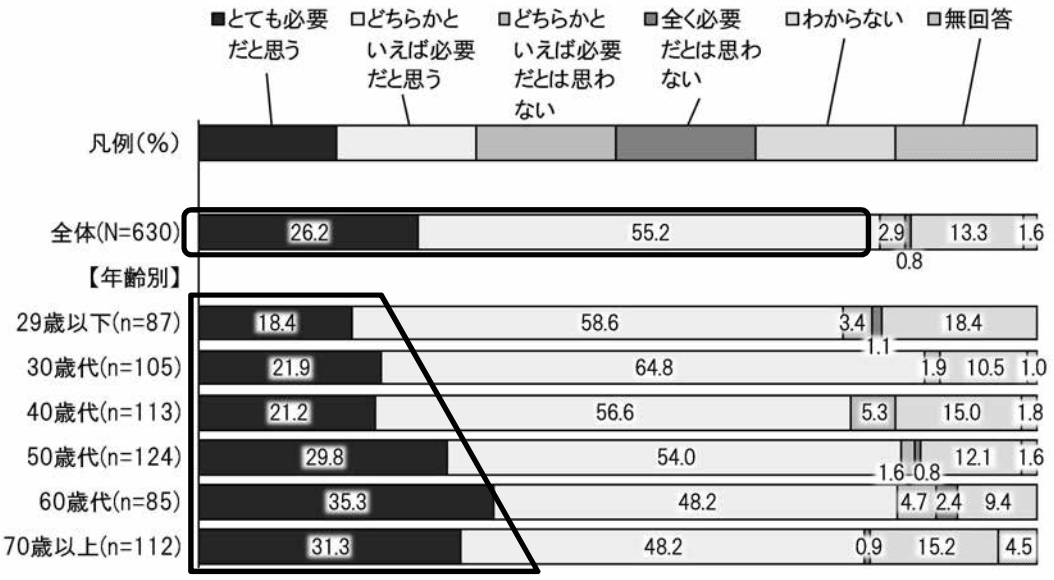

■「近所の人に手助けをしてもらいたいこと」（MA）と「近所の人に手助けできること」（MA）

■

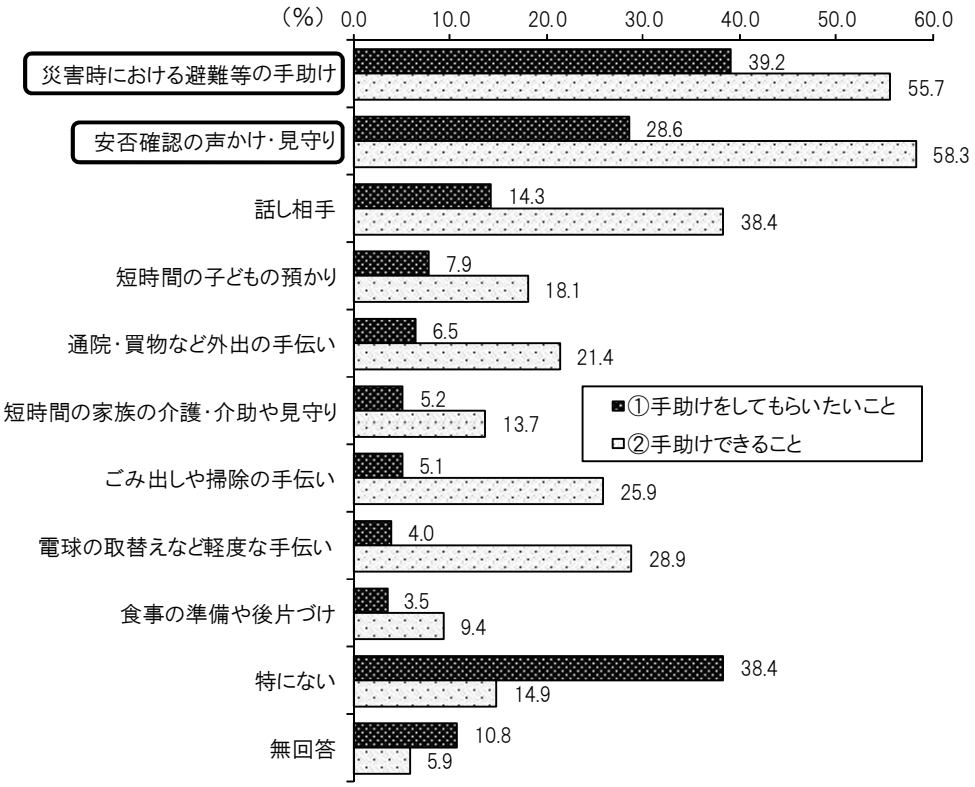

（２）地域行事や町内活動への参加状況

地域活動への参加状況については、「自治会（町内会等）活動」が半数近くを占めており、30～40 歳代では「子ども会やＰＴＡ活動」が多くなっています。一方、４人に１人は「参加したことがない」と回答しており、特に、若い年齢層ほど「参加したことがない」が増える傾向にあります。

■地域行事や町内活動への参加状況（MA）■

単位（%）	自治会（町内会など）活動	お祭り・盆踊りなど	子ども会やＰＴＡ活動	文化・スポーツ活動	宗教行事	地域センター（生涯学習等）活動	まちづくり活動	女性活動	防犯活動・交通安全活動	老人クラブ活動	消防団活動	子どもや青少年の育成活動	参加したことがない
全体(N=630)	46.8	38.7	14.3	10.0	8.9	8.1	6.3	5.7	4.6	4.0	3.2	2.7	25.1
【地域別】													
西条(n=78)	50.0	25.6	12.8	6.4	2.6	5.1	2.6	5.1	5.1	2.6	1.3	1.3	28.2
八本松(n=73)	50.7	35.6	17.8	11.0	6.8	5.5	8.2	1.4	5.5	1.4	2.7	4.1	23.3
志和(n=70)	45.7	45.7	10.0	7.1	14.3	2.9	7.1	7.1	4.3	5.7	0.0	1.4	31.4
高屋(n=67)	52.2	38.8	16.4	10.4	9.0	6.0	7.5	4.5	4.5	1.5	0.0	0.0	17.9
黒瀬(n=56)	42.9	28.6	8.9	0.0	1.8	0.0	3.6	1.8	1.8	0.0	0.0	0.0	28.6
福富(n=74)	37.8	47.3	13.5	18.9	13.5	13.5	9.5	14.9	5.4	8.1	10.8	4.1	25.7
豊栄(n=65)	35.4	55.4	13.8	16.9	18.5	24.6	6.2	7.7	4.6	4.6	4.6	6.2	23.1
河内(n=74)	58.1	39.2	18.9	12.2	12.2	13.5	5.4	2.7	6.8	6.8	5.4	5.4	18.9
安芸津(n=68)	47.1	30.9	16.2	5.9	1.5	1.5	5.9	4.4	2.9	2.9	2.9	1.5	29.4
【性別】													
男性(n=268)	50.4	40.7	10.4	12.3	6.0	4.9	7.5	0.4	6.0	2.2	6.3	2.6	27.2
女性(n=351)	44.2	36.8	17.1	8.0	10.8	10.5	5.4	9.4	3.7	4.8	0.6	2.8	23.6
【年齢別】													
29歳以下(n=87)	9.2	33.3	8.0	6.9	2.3	1.1	2.3	0.0	1.1	0.0	2.3	2.3	48.3
30歳代(n=105)	38.1	41.0	30.5	7.6	2.9	3.8	5.7	1.9	2.9	0.0	2.9	2.9	29.5
40歳代(n=113)	44.2	39.8	33.6	9.7	5.3	8.0	6.2	0.9	3.5	0.0	6.2	2.7	26.5
50歳代(n=124)	66.9	38.7	7.3	14.5	9.7	5.6	5.6	4.8	5.6	2.4	4.8	3.2	16.1
60歳代(n=85)	63.5	43.5	2.4	7.1	20.0	16.5	4.7	11.8	4.7	4.7	2.4	1.2	12.9
70歳以上(n=112)	50.9	33.9	1.8	12.5	14.3	14.3	11.6	14.3	8.9	15.2	0.0	3.6	21.4

注：全体の回答割合が低い項目は、表記から省略しています。

参加したことがない理由については、「忙しくて時間がない」や「参加するきっかけがない」「人間関係がわずらわしい」「役員や世話人になりたくない」といった回答が多くなっています。特に、29 歳以下では「参加するきっかけがない」の割合が、他の年齢層に比べて高くなっています。

■地域行事や町内活動へ参加したことがない理由（MA）■

単位（%）	忙しくて時間がない	参加するきっかけがない	人間関係がわずらわしい	役員や世話人になりたくない	一緒に参加する人（顔見知りなど）がいない	興味の持てる活動が見つからない	健康や体力に自信がない	行事や活動に関する情報がない	身近なところに活動の場がない	活動に経費がかかる	家族の協力・理解がない
全体(n=158)	44.9	27.2	22.8	22.8	19.6	18.4	12.0	12.0	5.1	3.2	1.3
【地域別】											
西条(n=22)	45.5	45.5	27.3	36.4	31.8	31.8	4.5	31.8	13.6	4.5	0.0
八本松(n=17)	41.2	17.6	17.6	17.6	11.8	0.0	11.8	5.9	0.0	5.9	0.0
志和(n=22)	31.8	27.3	9.1	13.6	0.0	13.6	13.6	9.1	4.5	0.0	0.0
高屋(n=12)	25.0	8.3	25.0	16.7	16.7	0.0	8.3	8.3	8.3	8.3	0.0
黒瀬(n=16)	43.8	25.0	12.5	18.8	12.5	12.5	0.0	12.5	6.3	6.3	6.3
福富(n=19)	63.2	36.8	15.8	5.3	5.3	21.1	10.5	10.5	5.3	0.0	0.0
豊栄(n=15)	53.3	40.0	46.7	26.7	40.0	33.3	20.0	13.3	6.7	6.7	0.0
河内(n=14)	42.9	14.3	35.7	50.0	21.4	14.3	28.6	14.3	0.0	0.0	0.0
安芸津(n=20)	55.0	20.0	25.0	25.0	40.0	30.0	10.0	0.0	0.0	0.0	5.0
【性別】											
男性(n=73)	42.5	27.4	24.7	23.3	20.5	16.4	16.4	6.8	2.7	1.4	1.4
女性(n=83)	45.8	25.3	20.5	21.7	18.1	18.1	8.4	15.7	7.2	4.8	0.0
【年齢別】											
29歳以下(n=42)	50.0	42.9	7.1	14.3	21.4	26.2	2.4	19.0	2.4	0.0	2.4
30歳代(n=31)	61.3	29.0	29.0	29.0	25.8	9.7	3.2	12.9	12.9	0.0	0.0
40歳代(n=30)	50.0	13.3	36.7	26.7	16.7	16.7	16.7	6.7	0.0	3.3	3.3
50歳代(n=20)	40.0	25.0	30.0	30.0	25.0	15.0	5.0	15.0	5.0	10.0	0.0
60歳代(n=11)	36.4	9.1	18.2	27.3	0.0	9.1	27.3	0.0	0.0	9.1	0.0
70歳以上(n=24)	16.7	25.0	20.8	16.7	16.7	25.0	33.3	8.3	8.3	4.2	0.0

注：全体の回答割合が低い項目は、表記から省略しています。

（３）地域の福祉課題への関心度と地域の問題や課題

地域の福祉課題に対する関心度をみると、近所付き合いが親密な人ほど関心度が高く、同様に地域とのつながり意識が強い人ほど関心度も高い傾向にあります。

■地域の福祉問題への関心度（SA）■

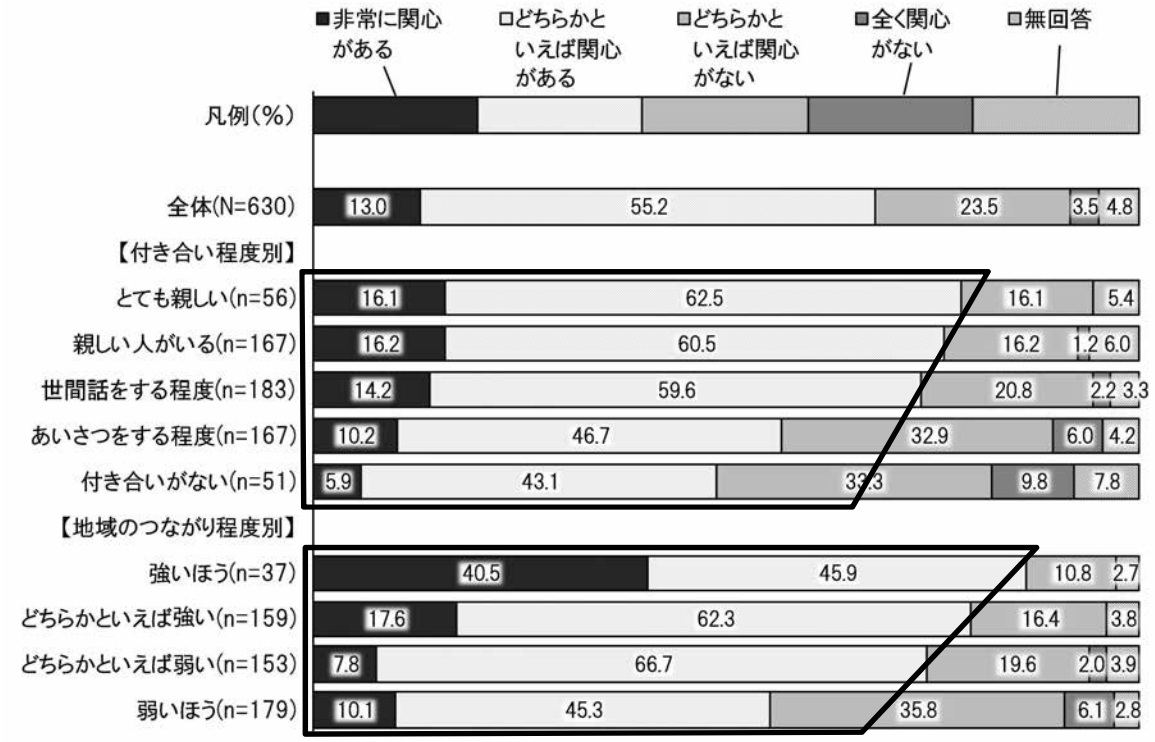

注：地域の福祉課題：一人暮らし高齢者の見守り、生活困窮、子どもの貧困、子どもや高齢者への虐待、社会的孤立等

地域の課題では、「通院・買物などの移動手段」が最も大きな課題であると認識されています。

このほか「自治会等の役員のなり手、担い手が少ない」、「一人暮らしの高齢者の生活支援」等が上位に上がっています。

上位３つは北部地域で高くなっていますが、一方で子ども関係の課題については西条が圧倒的に高くなっており、都市と周辺地域での問題・課題に地域差があります。

■地域の問題や課題（MA）■

単位（%）	通院・買物などの移動手段	自治会などの役員のなり手、担い手が少ない	一人暮らしの高齢者の生活支援	世代間の交流や付き合いが少ない	子どもの遊び場が少ない	高齢者や障害のある人などが暮らしやすい環境の整備	高齢者や障害のある人の災害時の避難体制	地域の防犯	高齢者の介護	住民同士の助け合い活動が少ない
全体(N=630)	35.2	32.5	26.3	25.4	22.7	20.0	19.8	16.3	15.9	14.8
【地域別】										
西条(n=78)	29.5	29.5	24.4	34.6	38.5	24.4	16.7	20.5	15.4	24.4
八本松(n=73)	31.5	23.3	16.4	21.9	26.0	15.1	12.3	11.0	12.3	11.0
志和(n=70)	40.0	32.9	32.9	17.1	25.7	27.1	28.6	17.1	18.6	11.4
高屋(n=67)	26.9	35.8	19.4	32.8	16.4	16.4	17.9	19.4	11.9	22.4
黒瀬(n=56)	30.4	28.6	19.6	21.4	21.4	8.9	12.5	14.3	16.1	10.7
福富(n=74)	37.8	40.5	39.2	29.7	14.9	24.3	16.2	16.2	23.0	17.6
豊栄(n=65)	40.0	38.5	38.5	26.2	16.9	27.7	26.2	20.0	18.5	12.3
河内(n=74)	41.9	40.5	24.3	24.3	20.3	18.9	24.3	14.9	17.6	12.2
安芸津(n=68)	38.2	25.0	22.1	20.6	23.5	13.2	23.5	13.2	8.8	8.8

単位（%）	高齢者の社会参加や生きがいづくり	身の回りのことについて相談できる人がいない	子育て家庭の育児疲れやストレスの問題	共働き家庭の子どもの生活	生活困窮	母子家庭や父子家庭の子育て	子どもの非行やいじめ	子どもや高齢者、障害のある人への虐待	その他	特にない
全体(N=630)	14.0	10.8	9.5	9.5	6.3	5.9	5.2	2.9	2.5	13.0
【地域別】										
西条(n=78)	19.2	14.1	12.8	16.7	9.0	12.8	10.3	7.7	2.6	14.1
八本松(n=73)	15.1	6.8	12.3	4.1	5.5	6.8	6.8	0.0	2.7	23.3
志和(n=70)	17.1	7.1	5.7	12.9	7.1	2.9	5.7	1.4	2.9	8.6
高屋(n=67)	14.9	13.4	7.5	4.5	0.0	1.5	1.5	0.0	1.5	13.4
黒瀬(n=56)	7.1	5.4	7.1	8.9	8.9	3.6	3.6	0.0	1.8	21.4
福富(n=74)	16.2	16.2	8.1	6.8	8.1	1.4	2.7	1.4	2.7	5.4
豊栄(n=65)	16.9	9.2	7.7	6.2	9.2	4.6	3.1	4.6	6.2	10.8
河内(n=74)	8.1	13.5	12.2	14.9	4.1	10.8	4.1	5.4	2.7	6.8
安芸津(n=68)	10.3	10.3	11.8	10.3	5.9	7.4	7.4	2.9	0.0	14.7

地域福祉における行政と市民の関係については、「住民も行政も協力しあい、福祉の充実のために共に取り組むべきである」の割合が 31.7%と最も高く、次いで「行政の福祉サービスを基本としながら、足りない部分を市民が助け合うべきである」(22.2%)、「地域の住民同士で助け合いながら、足りない部分を行政が支援すべきである」（17.9%）の順となっています。

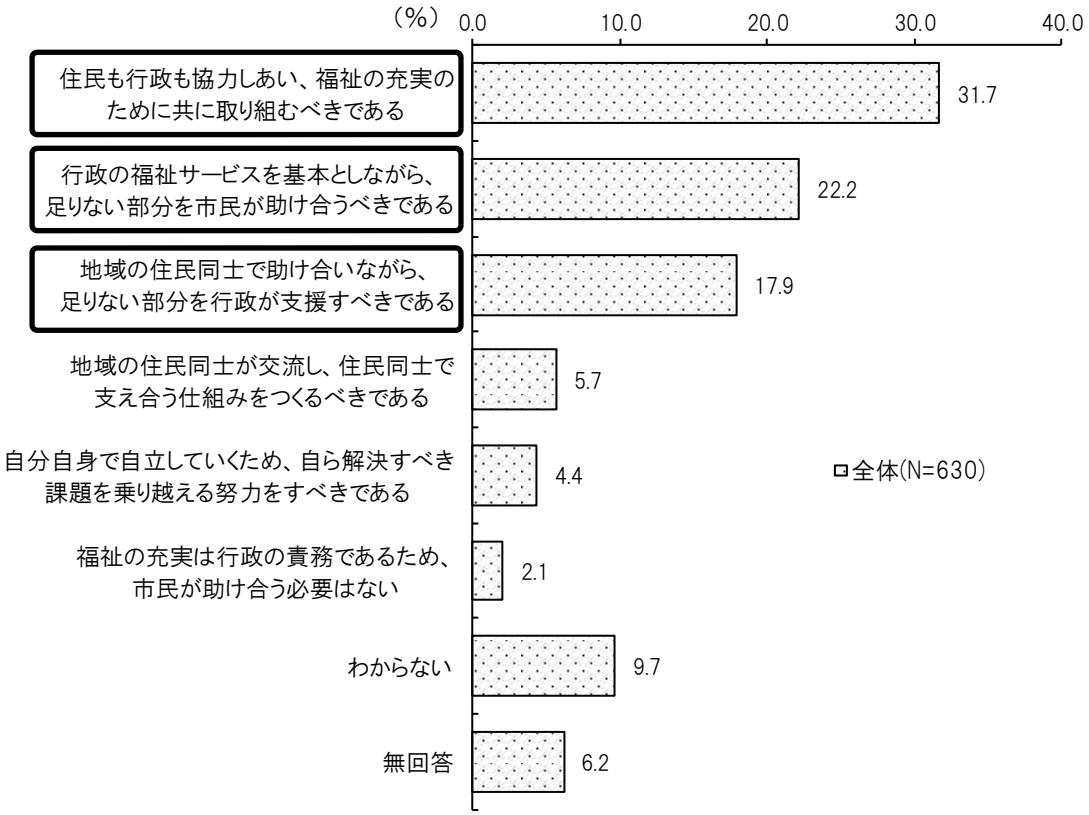

（４）困ったときの相談先と福祉活動等に関する情報の入手先

困ったときの相談先では、「家族・親族」「友人・知人」が圧倒的に高く、「地域包括支援センター」をはじめとした、市の関係機関の窓口や自治会、民生委員等の地域で身近な人等への割合が相対的に低くなっています。

年齢別では、30 歳代以下で「友人・知人」の割合が高くなっており、若い年齢層ほど「職場の人」の割合が高くなる傾向がみられます。

■困ったときの相談先（MA）■

単位（%）	家族・親族	友人・知人	職場の人	病院などの医療機関・薬局	地域包括支援センター	介護支援専門員・訪問介護員	介護・福祉施設	社会福祉協議会	生活支援センター	自治会（町内会）の役員	保育所・幼稚園・学校	高齢者相談センター	民生委員・児童委員、主任児童委員	どこに相談したらよいかわからない	相談する人がいない
全体(N=630)	85.4	50.3	19.0	15.7	8.4	6.2	5.9	5.6	4.9	4.6	4.4	3.7	3.3	1.9	2.7
【年齢別】															
29歳以下(n=87)	89.7	69.0	32.2	9.2	4.6	1.1	3.4	2.3	2.3	0.0	4.6	1.1	0.0	1.1	3.4
30歳代(n=105)	87.6	61.0	30.5	3.8	1.9	1.0	1.0	0.0	1.0	2.9	16.2	0.0	1.0	1.9	2.9
40歳代(n=113)	85.0	45.1	21.2	14.2	6.2	2.7	4.4	6.2	4.4	3.5	5.3	0.9	0.9	1.8	2.7
50歳代(n=124)	82.3	52.4	21.8	21.0	12.1	8.1	12.9	5.6	7.3	3.2	0.8	7.3	4.0	2.4	3.2
60歳代(n=85)	82.4	50.6	9.4	23.5	15.3	9.4	3.5	10.6	5.9	7.1	0.0	3.5	3.5	2.4	3.5
70歳以上(n=112)	85.7	28.6	0.0	22.3	10.7	14.3	8.0	8.9	7.1	9.8	0.0	8.0	9.8	1.8	0.9

注：全体の回答割合が低い項目は、表記から省略しています。

日頃の悩みや不安を同居家族別でみると、高校生以下の子どもがいる家庭では「子どもの教育や将来のこと」、介護を必要とする方や障害のある方では「日常の買物や通院のこと」の割合がそれぞれ高くなっています。

また、日頃の悩み別に困ったときの相談先をみると、育児に関することでは「友人・知人」、地域の安全や防犯対策のことでは「社協」や「自治会（町内会）の役員」の割合が比較的高くなっています。

■同居家族別にみた日頃の悩みや不安（MA）■

単位（%）	自分や家族の健康のこと	自分や家族の老後のこと	子どもの教育や将来のこと	育児に関すること	介護に関すること	収入など経済的なこと	地域での人間関係のこと	家庭内での人間関係のこと	職場や学校での人間関係のこと	住まいのこと	地域の安全や防犯対策のこと	地震や台風などの災害のこと	働くこと（就職・失業）	日常の買物や通院のこと	特にない
全体(N=630)	47.8	54.8	21.0	4.1	20.5	32.9	10.6	4.0	10.6	9.5	13.0	26.5	14.4	13.0	10.6
【同居家族別】															
乳幼児(n=76)	36.8	39.5	69.7	22.4	14.5	38.2	13.2	7.9	17.1	14.5	18.4	32.9	17.1	10.5	5.3
小学生(n=78)	42.3	59.0	69.2	10.3	15.4	30.8	15.4	9.0	24.4	14.1	19.2	32.1	12.8	9.0	7.7
中学生(n=32)	40.6	62.5	62.5	3.1	15.6	40.6	9.4	12.5	15.6	18.8	15.6	18.8	25.0	12.5	15.6
高校生(n=39)	51.3	46.2	43.6	0.0	15.4	30.8	7.7	5.1	12.8	10.3	10.3	10.3	17.9	7.7	15.4
65歳以上の方(n=222)	48.6	58.6	9.9	0.9	26.1	33.3	10.4	4.1	8.1	9.5	11.7	24.8	11.3	15.3	9.0
介護を必要とする方(n=47)	55.3	61.7	12.8	0.0	51.1	29.8	12.8	0.0	4.3	12.8	8.5	27.7	8.5	21.3	6.4
障害のある方(n=61)	50.8	59.0	16.4	1.6	34.4	36.1	11.5	4.9	3.3	11.5	8.2	26.2	9.8	29.5	6.6
いずれもいない(n=201)	49.8	56.2	7.0	1.0	15.4	33.8	9.5	2.5	12.9	10.4	13.4	29.4	16.9	10.9	12.4

■日頃の悩み別にみた困ったときの相談先（MA）■

単位（%）	家族・親族	友人・知人	職場の人	病院などの医療機関・薬局	地域包括支援センター	介護支援専門員・介護員・訪問	介護・福祉施設	社会福祉協議会	生活支援センター	自治会（町内会）の役員	保育所・幼稚園・学校	高齢者相談センター	民生委員・児童委員、主任児童委員	どこに相談したらよいかわからない	相談する人がいない
全体(N=630)	85.4	50.3	19.0	15.7	8.4	6.2	5.9	5.6	4.9	4.6	4.4	3.7	3.3	1.9	2.7
【日頃の悩みや不安別】															
自分や家族の健康のこと(n=301)	90.4	52.2	18.9	21.3	11.0	8.0	7.6	7.6	7.3	6.0	4.0	5.0	5.0	0.3	1.7
自分や家族の老後のこと(n=345)	89.3	53.0	20.3	20.0	10.1	7.5	6.7	7.2	6.4	6.1	4.9	4.6	4.1	1.4	2.9
子どもの教育や将来のこと(n=132)	90.2	59.8	27.3	14.4	2.3	2.3	3.8	2.3	3.0	3.0	15.2	1.5	1.5	1.5	1.5
育児に関すること(n=26)	100.0	76.9	34.6	3.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	23.1	0.0	0.0	0.0	0.0
介護に関すること(n=129)	89.9	44.2	15.5	31.0	14.0	19.4	17.1	11.6	11.6	9.3	4.7	10.9	7.0	1.6	2.3
収入など経済的なこと(n=207)	88.9	57.5	22.7	17.9	8.7	7.7	5.3	7.2	6.3	4.8	5.3	5.3	4.8	1.9	3.4
地域での人間関係のこと(n=67)	86.6	46.3	20.9	26.9	4.5	6.0	11.9	9.0	9.0	1.5	4.5	9.0	4.5	3.0	6.0
家庭内での人間関係のこと(n=25)	80.0	52.0	12.0	28.0	12.0	4.0	4.0	8.0	16.0	4.0	8.0	12.0	0.0	0.0	4.0
職場や学校での人間関係のこと(n=67)	91.0	65.7	37.3	11.9	6.0	6.0	3.0	6.0	3.0	1.5	13.4	3.0	1.5	0.0	3.0
住まいのこと(n=60)	86.7	46.7	20.0	26.7	10.0	8.3	5.0	6.7	6.7	3.3	8.3	5.0	3.3	1.7	3.3
地域の安全や防犯対策のこと(n=82)	96.3	56.1	26.8	18.3	11.0	6.1	7.3	14.6	6.1	13.4	6.1	8.5	3.7	0.0	0.0
地震や台風などの災害のこと(n=167)	91.6	52.1	23.4	22.8	8.4	10.8	7.8	9.6	6.6	8.4	4.8	5.4	6.0	2.4	0.6
働くこと(就職・失業)(n=91)	83.5	56.0	17.6	18.7	11.0	4.4	4.4	6.6	7.7	1.1	5.5	5.5	4.4	4.4	4.4
日常の買物や通院のこと(n=82)	92.7	52.4	12.2	23.2	7.3	11.0	9.8	9.8	9.8	6.1	4.9	8.5	6.1	0.0	2.4

注：全体の回答割合が低い項目は、表記から省略しています。

福祉活動に関する情報の入手先については、「市の広報紙」「地域の回覧板」「新聞・雑誌・テレビ・ラジオなど」「インターネット・ホームページ」の順となっています。29 歳以下では「ツイッターやフェイスブック等のＳＮＳ」、30 歳代では「保育所・幼稚園・学校」、60 歳代では「地域の回覧板」「自治会（町内会）」等、年齢によって情報入手先に差がみられます。

■福祉活動等に関する情報の入手先（MA）■

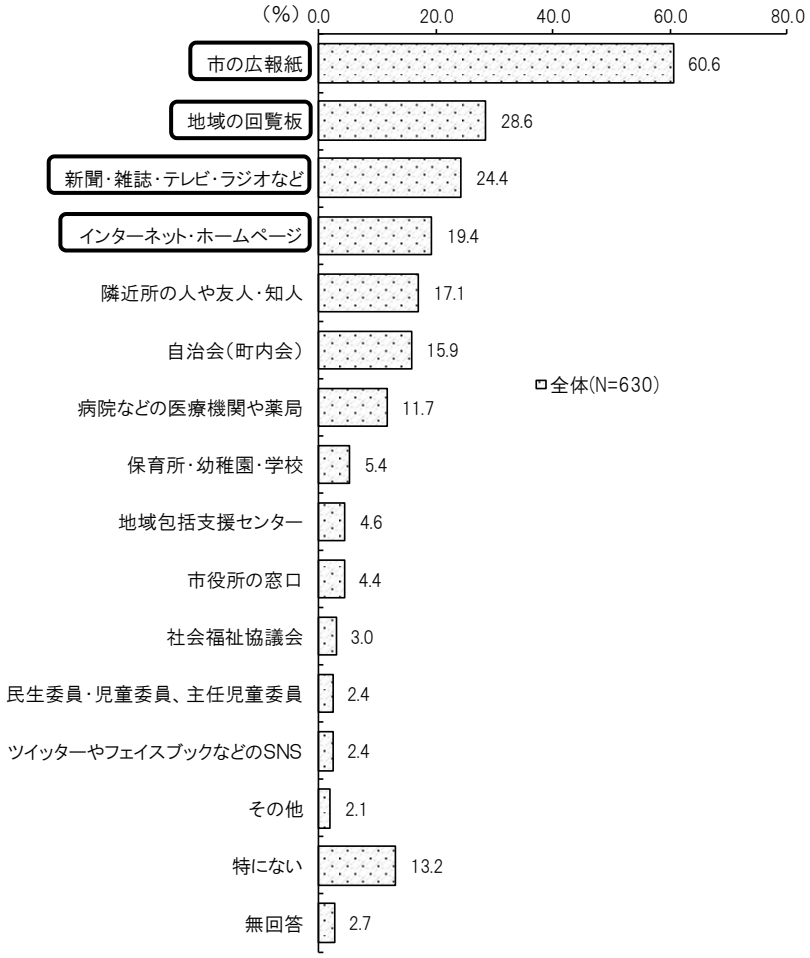

単位（%）	市の広報紙	地域の回覧板	新聞・雑誌・テレビ・ラジオなど	インターネット・ホームページ	隣近所の人や友人・知人	自治会（町内会）	病院などの医療機関や薬局	保育所・幼稚園・学校	地域包括支援センター	市役所の窓口	社会福祉協議会	民生委員・児童委員、主任児童委員	ツイッターやフェイスブックなどのＳＮＳ	特にない
全体(N=630)	60.6	28.6	24.4	19.4	17.1	15.9	11.7	5.4	4.6	4.4	3.0	2.4	2.4	13.2
【年齢別】														
29歳以下(n=87)	34.5	13.8	17.2	25.3	13.8	5.7	8.0	4.6	0.0	2.3	2.3	0.0	10.3	28.7
30歳代(n=105)	54.3	29.5	17.1	23.8	13.3	11.4	4.8	16.2	1.0	1.0	1.0	0.0	2.9	19.0
40歳代(n=113)	62.8	25.7	16.8	15.9	13.3	12.4	8.0	8.8	4.4	3.5	0.9	0.9	0.9	14.2
50歳代(n=124)	68.5	25.8	28.2	25.8	16.9	13.7	15.3	1.6	8.1	8.1	2.4	2.4	0.8	10.5
60歳代(n=85)	68.2	36.5	28.2	18.8	18.8	25.9	15.3	0.0	4.7	7.1	5.9	7.1	0.0	4.7
70歳以上(n=112)	69.6	39.3	36.6	7.1	26.8	25.0	18.8	0.9	8.0	4.5	6.3	4.5	0.9	3.6

情報入手の充足度は、４人に１人が入手できていると回答している一方で、過半数が「入手できていない」と回答しています。入手できていない割合は年齢によって差がありませんが、若い年齢層では「分からない」、年齢が上がるほど「入手できている」への回答が増える傾向にあります。

■情報入手の充足度（SA）■

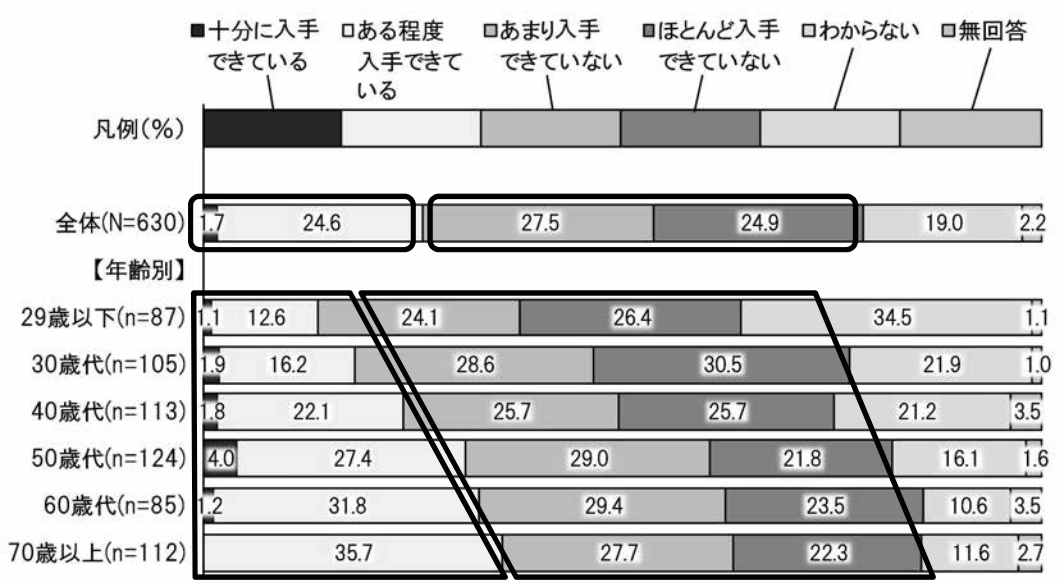

（５）地域組織・団体についての認知等

地域住民に身近な地域組織・団体である住民自治協議会について、「活動内容までよく知っている」市民は 17.0%、社協については 14.1%、民生委員児童委員については 15.6%と、いずれもその活動実態は知られていません。

特に、29 歳以下で「活動内容までよく知っている」市民の割合はかなり低くなっています。

また、現在ボランティア活動に参加している人は、「活動内容までよく知っている」割合が高くなっています。

■住民自治協議会の存在を知っているか（SA）■

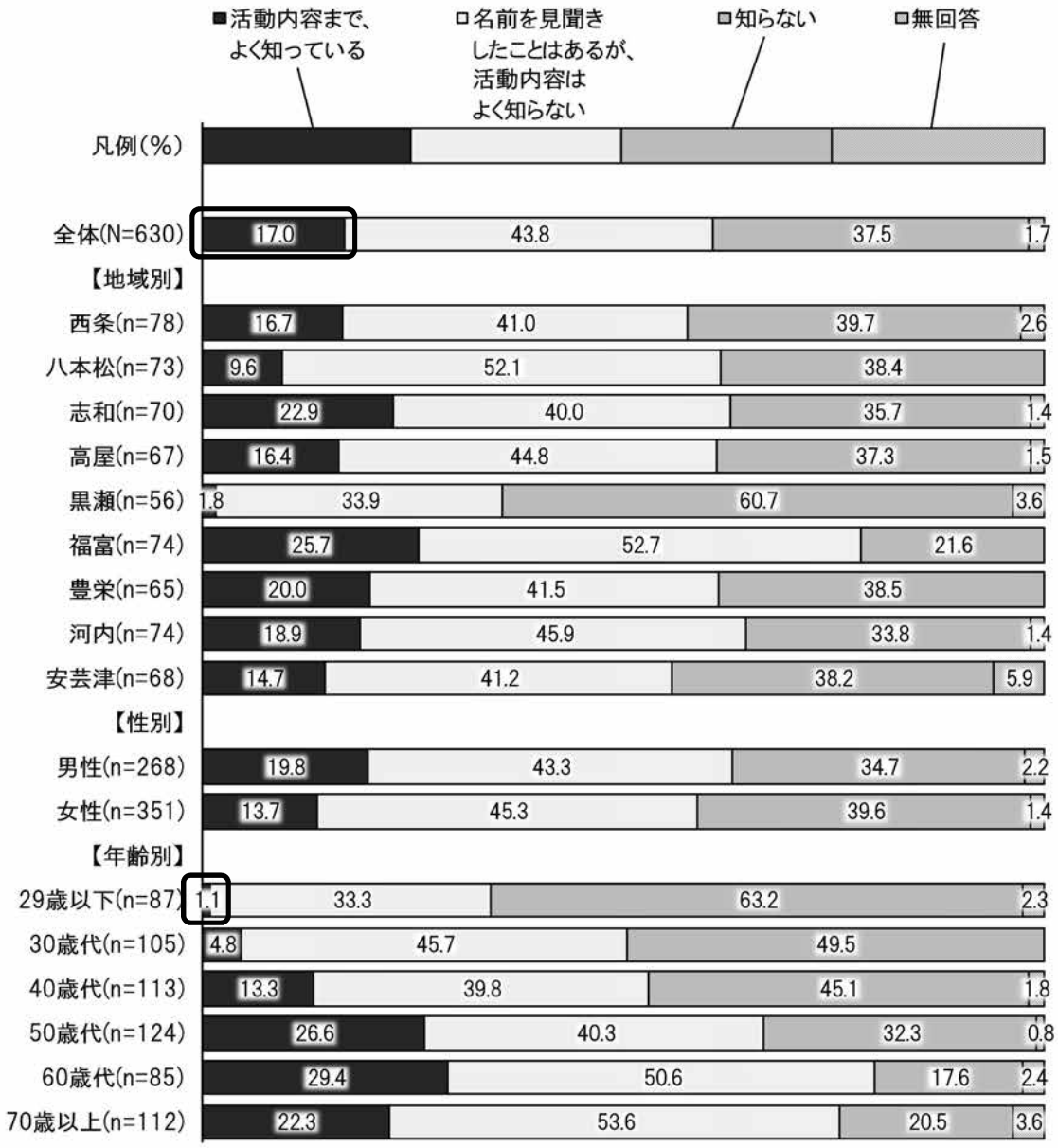

単位（%）	活動内容まで、よく知っている	名前を見聞きしたことはあるが、活動内容はよく知らない	知らない
全体(N=630)	17.0	43.8	37.5
【ボランティア参加状況別】			
現在、参加している(n=80)	42.5	45.0	12.5
現在は参加していないが、以前に参加したことがある(n=216)	19.0	49.1	31.5
参加したことがない(n=310)	9.0	41.3	49.4

■社協の存在を知っているか（SA）■

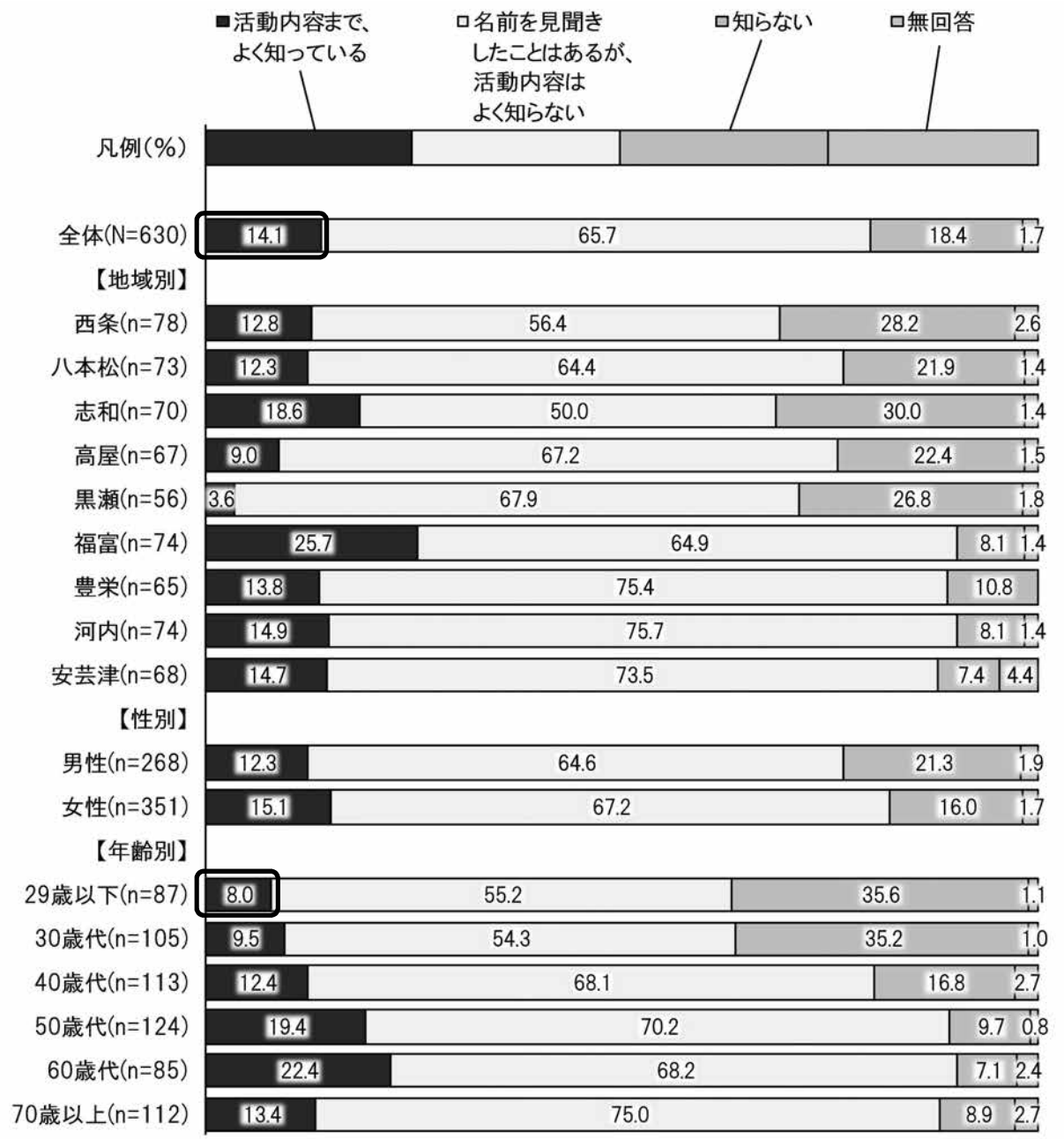

単位（%）	活動内容まで、よく知っている	名前を見聞きしたことはあるが、活動内容はよく知らない	知らない
全体(N=630)	14.1	65.7	18.4
【ボランティア参加状況別】			
現在、参加している(n=80)	38.8	52.5	8.8
現在は参加していないが、以前に参加したことがある(n=216)	16.7	69.4	13.9
参加したことがない(n=310)	6.5	67.7	25.2

■民生委員・児童委員の役割や活動等を知っているか（SA）■

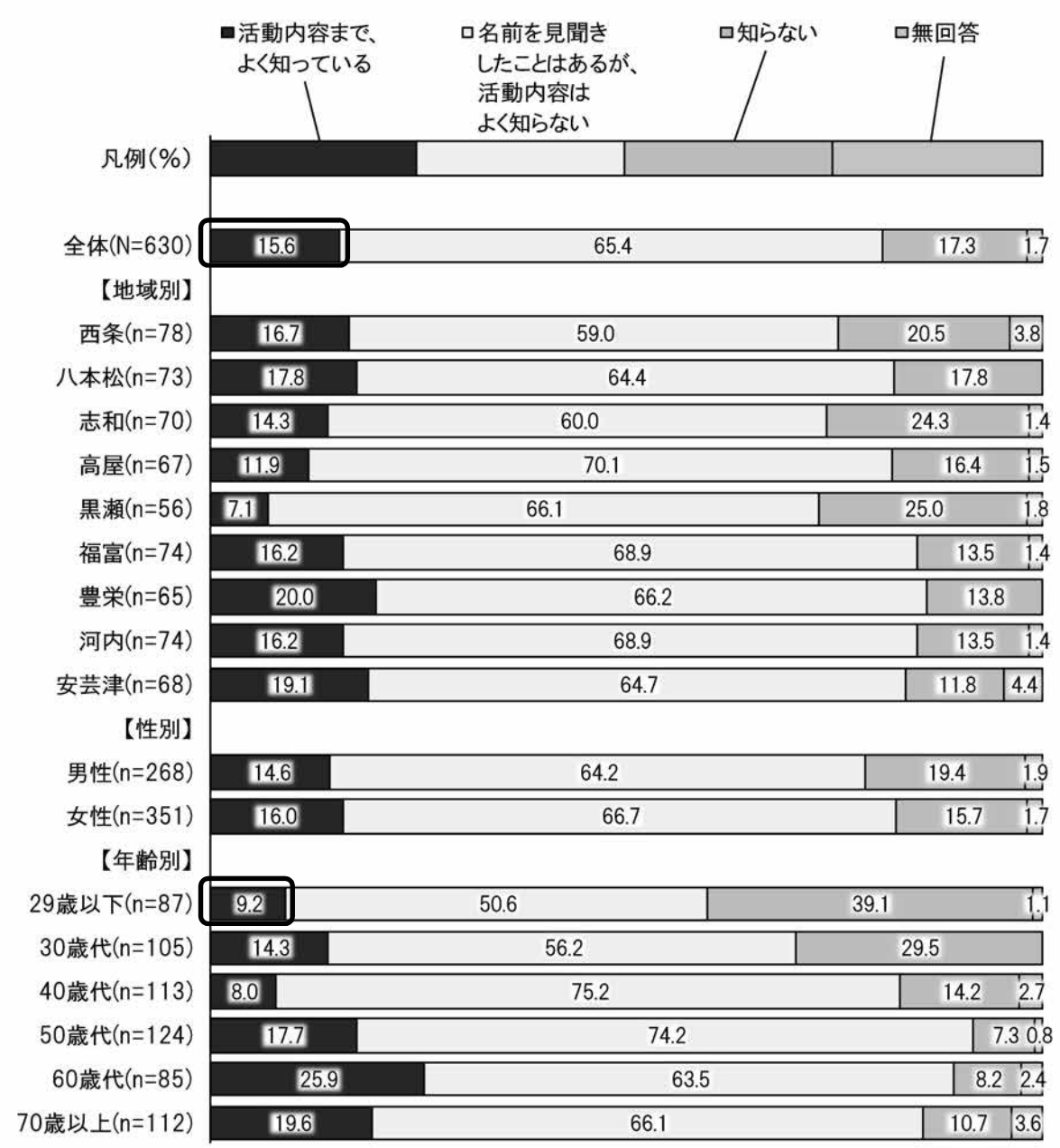

単位（%）	活動内容まで、よく知っている	名前を見聞きしたことはあるが、活動内容はよく知らない	知らない
全体(N=630)	15.6	65.4	17.3
【ボランティア参加状況別】			
現在、参加している(n=80)	38.8	55.0	6.3
現在は参加していないが、以前に参加したことがある(n=216)	18.5	67.1	13.9
参加したことがない(n=310)	7.7	68.1	23.9

（６）コミュニティ活動・ボランティア活動への参加状況

地域での話し合いの場への参加状況では、現在参加している市民が 31.9%、今後参加したい市民は 44.0%という状況です。年齢別では、若い世代ほど、参加状況も今後の参加意向も低くなっています。

■地域の問題についての話し合いの場や機会への参加（SA）■

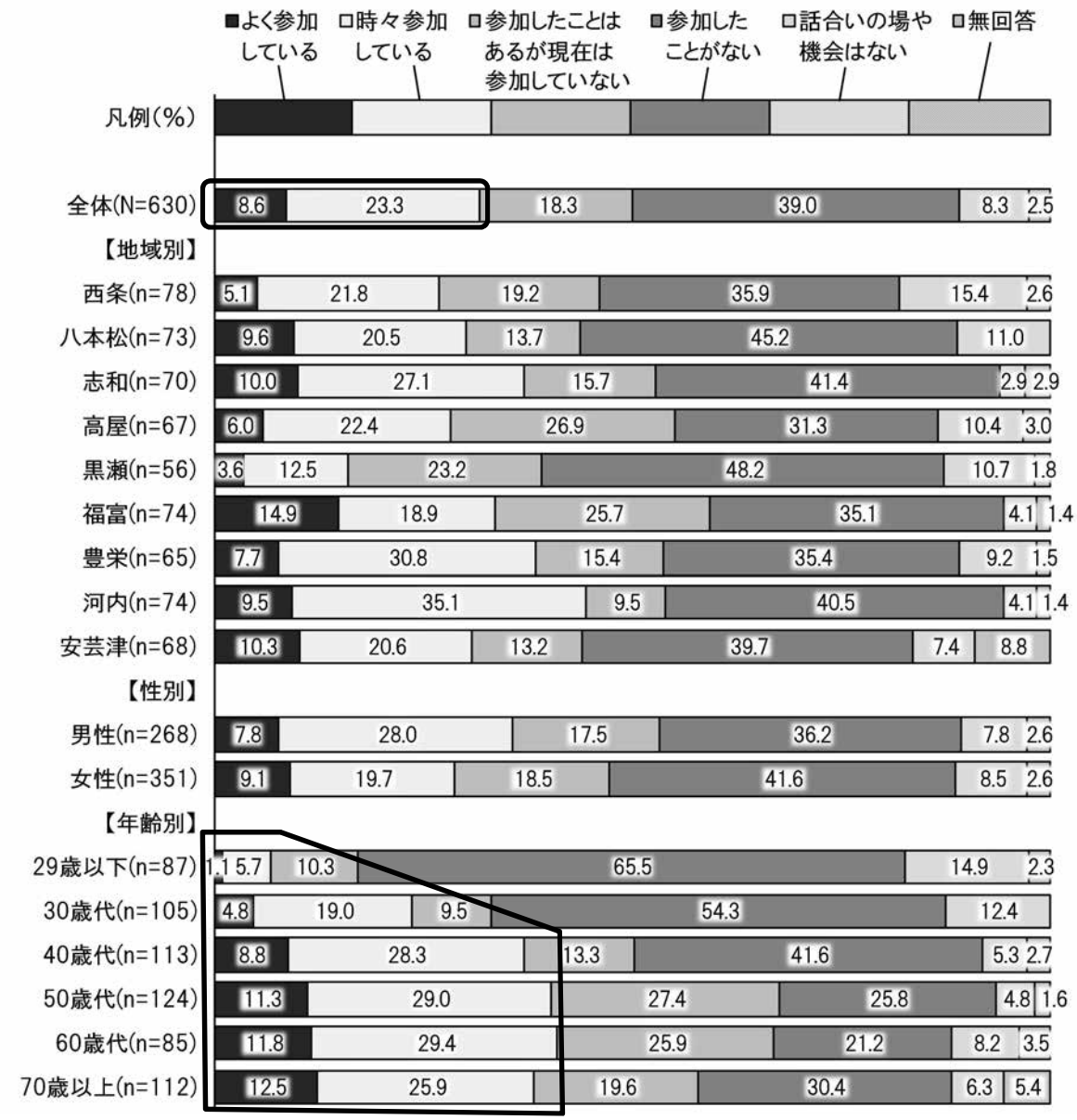

■地域の問題についての話し合いの場や機会への今後の参加意向（SA）■

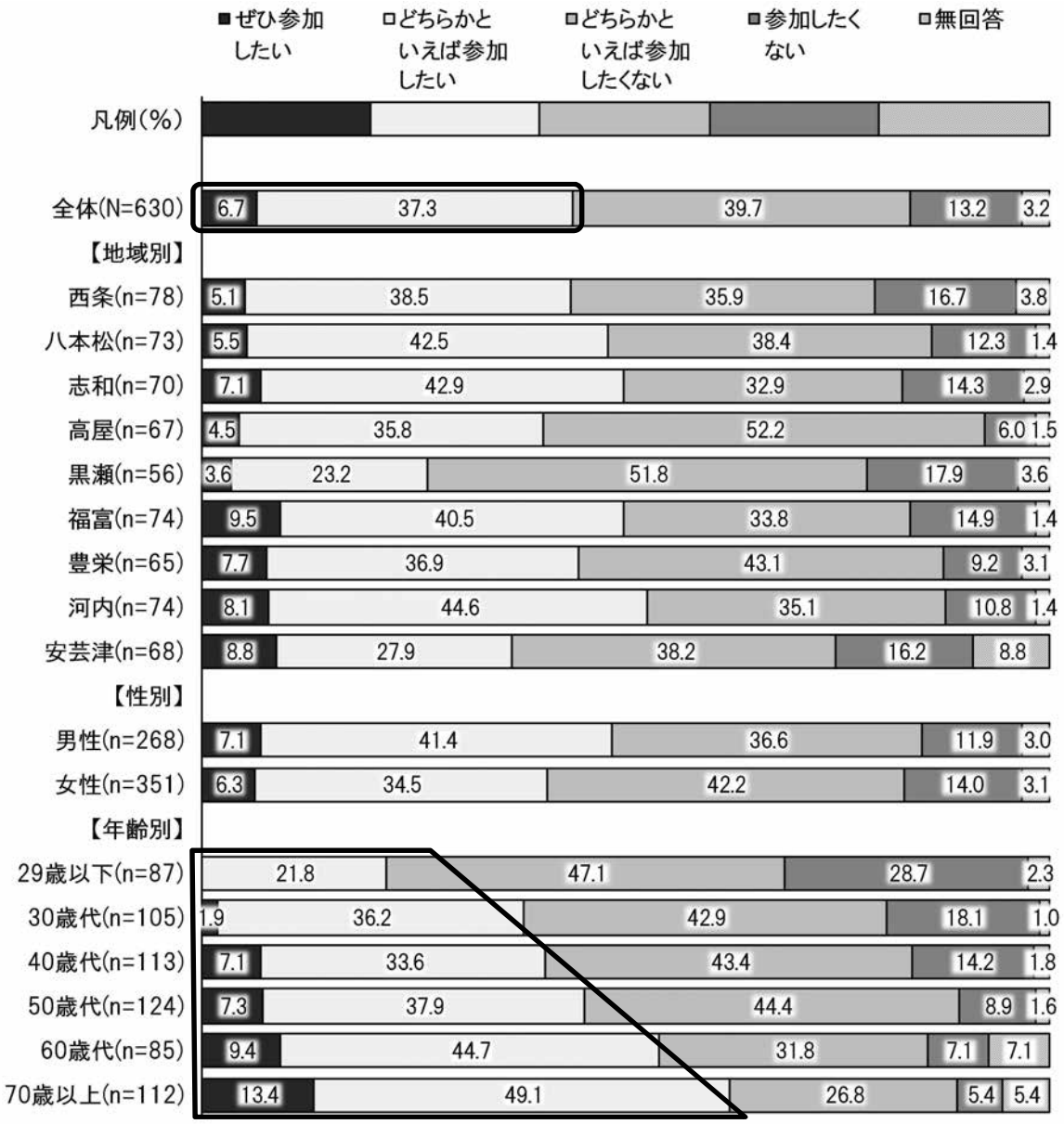

ボランティア活動の参加状況では、現在参加している市民は 12.7%という状況です。

■ボランティア活動への参加状況（SA）■

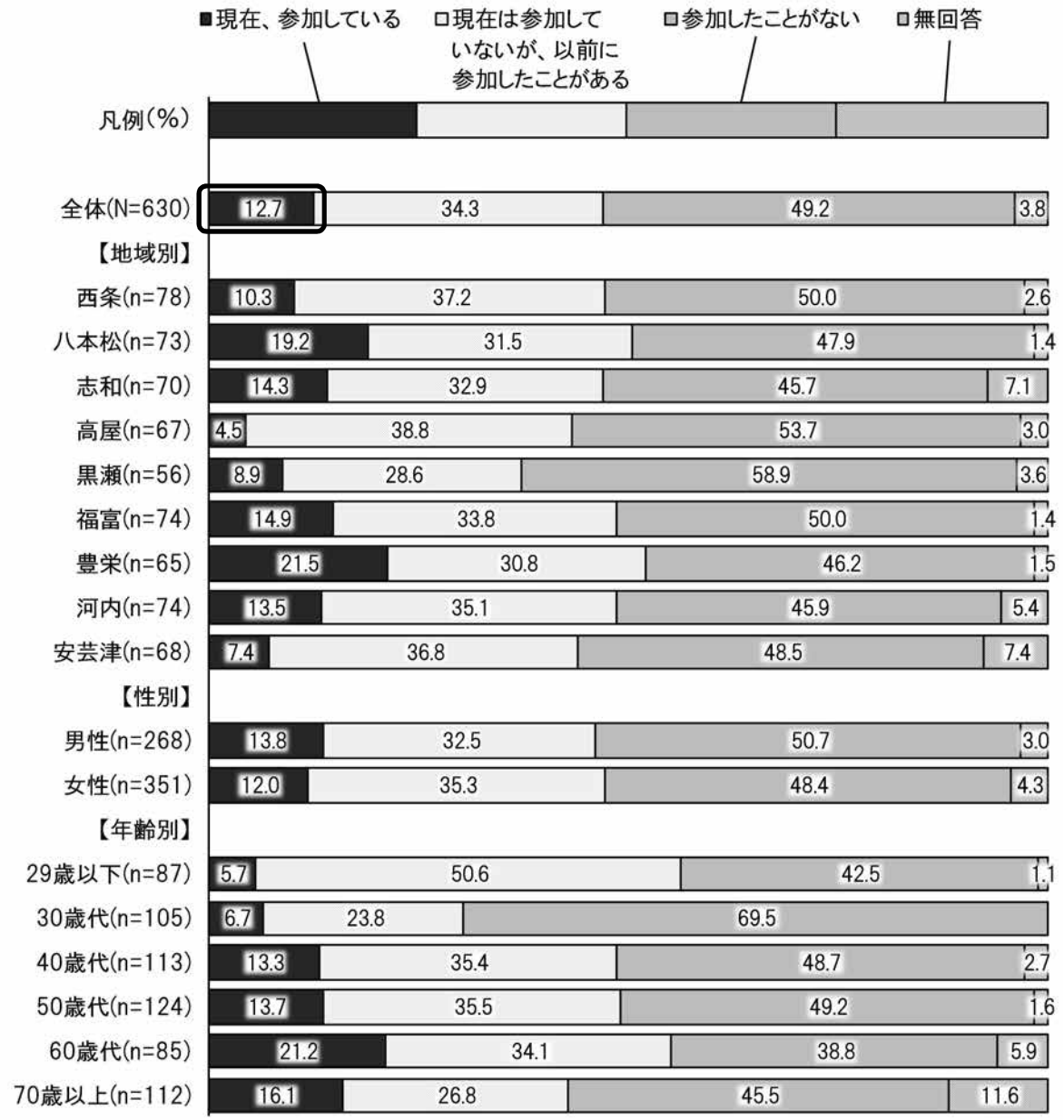

ボランティア活動の内容については、「道路や河川などの環境美化に関すること」の割合が 62.2%と最も高く、次いで「祭りなどの催しや行事に関すること」（57.1%）、「スポーツ活動に関すること」（20.3%）、「防災や防犯など安全に関すること」（17.9%）、「文化や芸術活動に関すること」（15.5%）の順となっています。

■ボランティア活動の内容（MA）■

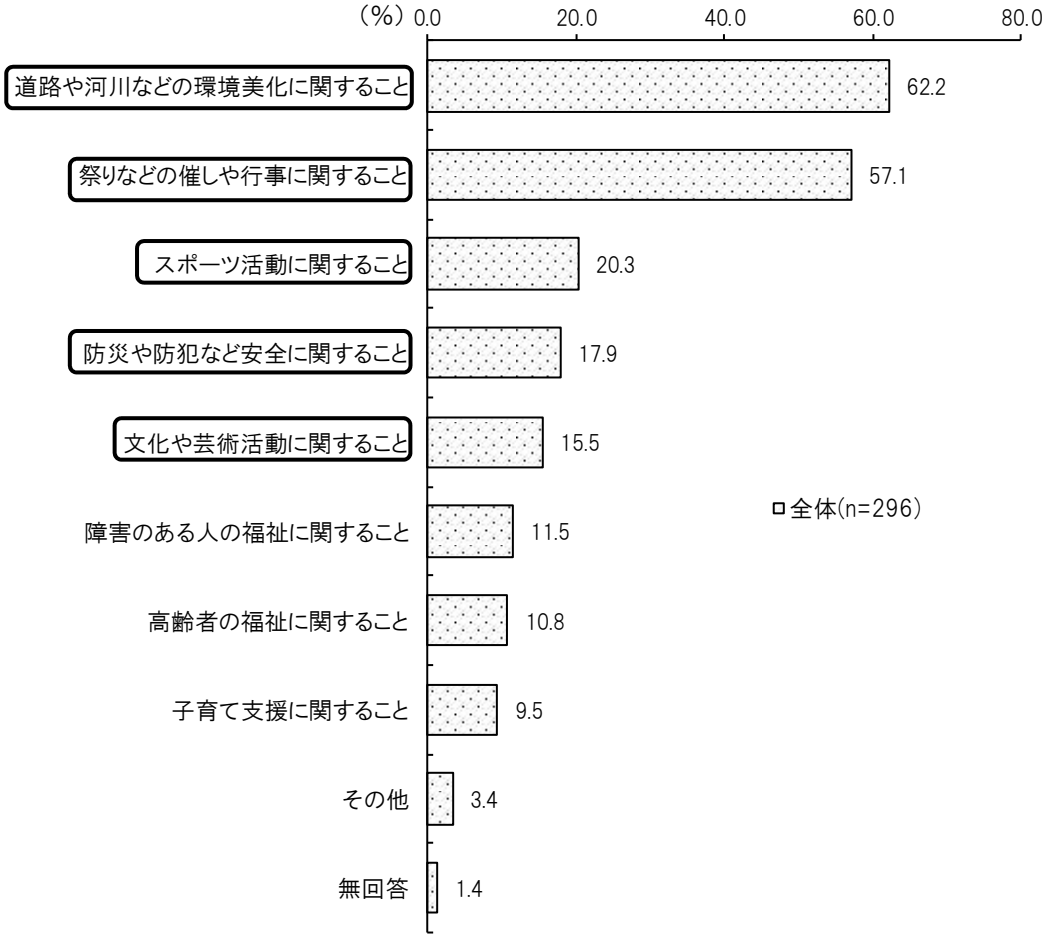

地域福祉を推進する担い手としての活動意向では、市民の半数が活動してみたいと回答していますが、是非活動してみたいという人は少なく、自分でできる範囲のことであれば活動してみたいという人がほとんどです。30 歳代以下では、活動してみたいと思わないの割合が高くなっています。

■地域福祉を推進する担い手としての活動意向（SA）■

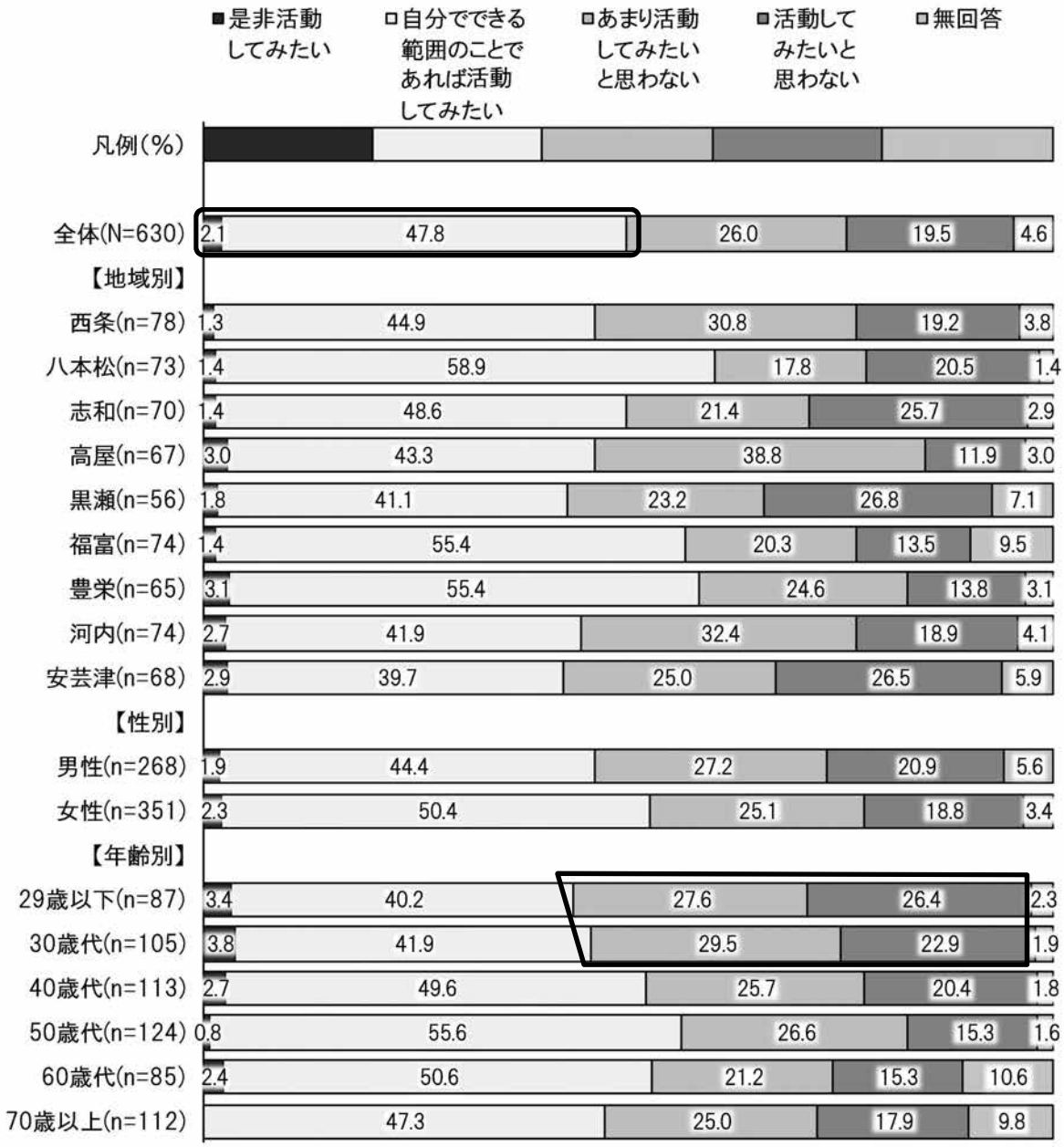

（７）災害等緊急時の備えについて

災害等緊急時の備えとして重要だと思うことについては、「日頃からのあいさつや声かけ、付き合い」、「地域・近所での協力体制づくり」、「災害時の情報伝達方法の確立」が多く回答されています。

■災害等緊急時の備えとして重要だと思うこと（MA）■

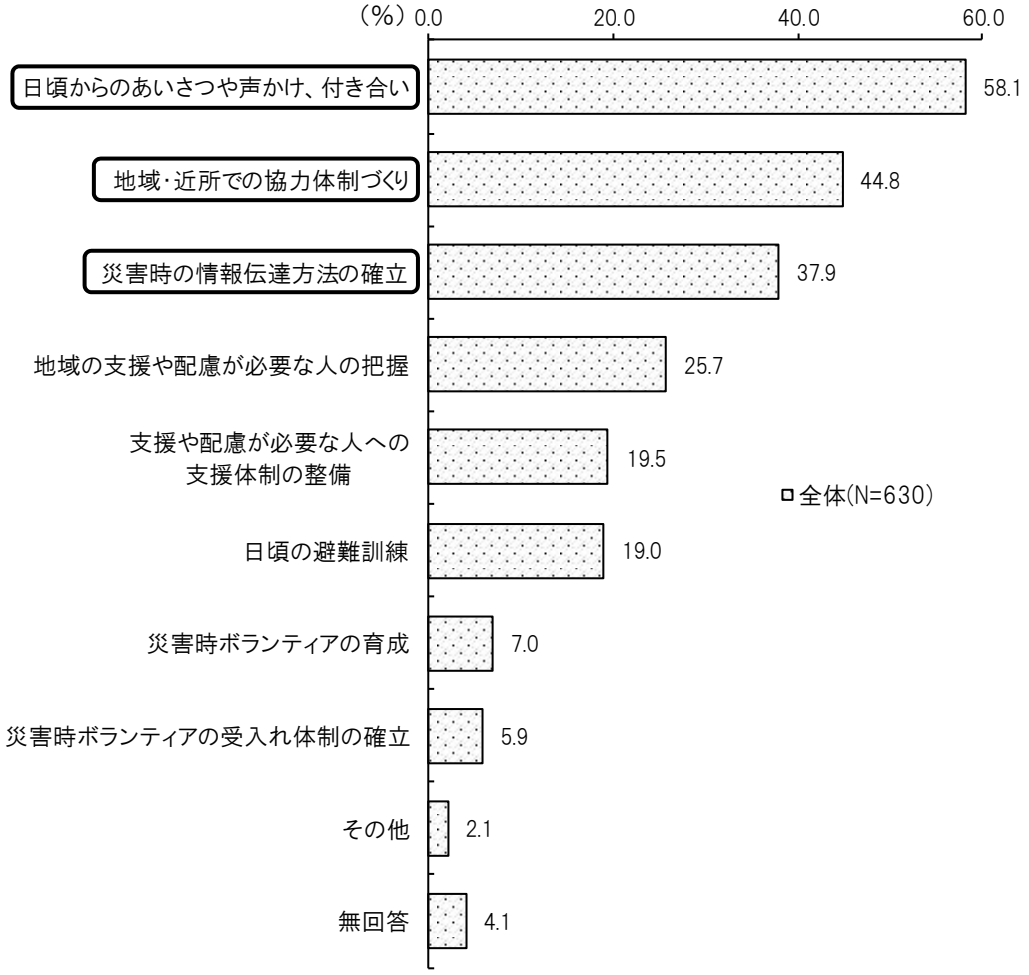

（８）経済的に困っている人や子どもへの支援について

経済的に困っている人等に対する支援については、「いろいろな相談ができる福祉窓口の充実」が最も多く、次いで「仕事に就くための支援」「生活に困っている世帯の子どもが学習や進学をするための支援」が上位に位置付けられています。

子どもへの支援については、「生活の支援（子ども食堂等の居場所や食事の提供、保護者の自立支援、何でも相談できる場所の提供等）」が半数近くを占めています。

■経済的に困っている人等に対する支援について（MA）■

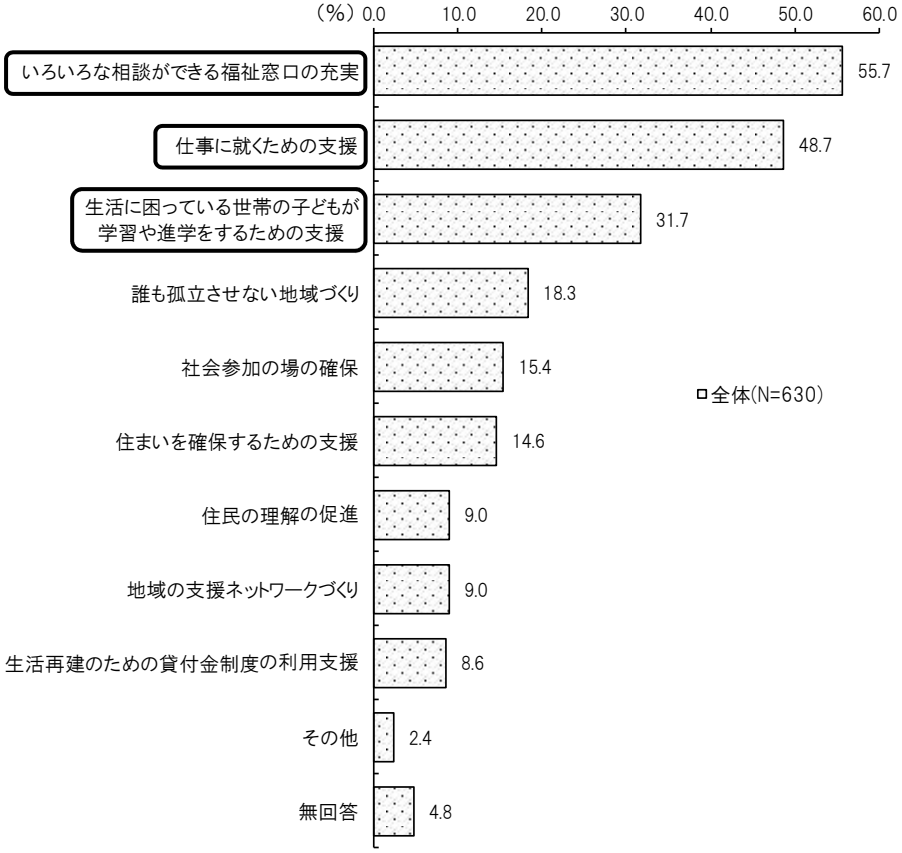

■子どもへの支援について（MA）■

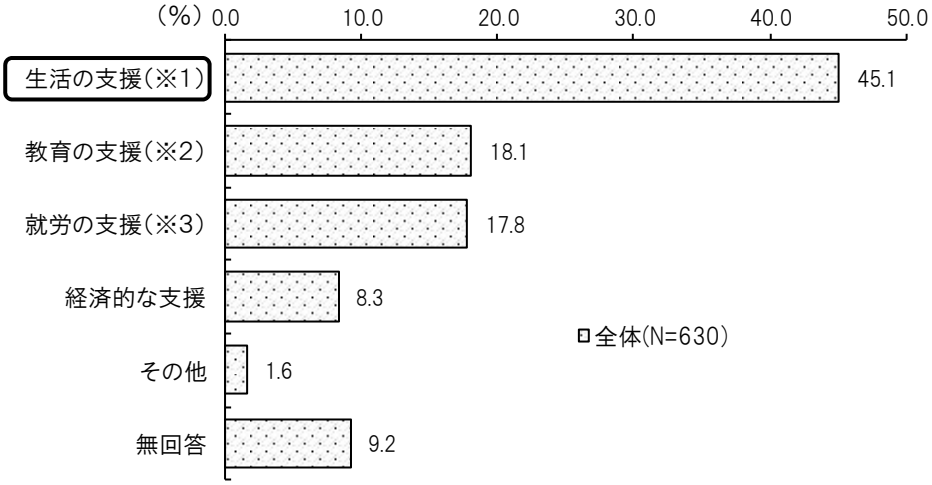

※1：生活の支援（子ども食堂等の居場所や食事の提供、保護者の自立支援、何でも相談できる場所の提供など）
※2：教育の支援（学校以外での学習の支援、進学等のための奨学金制度の充実、多様な体験活動の機会の提供など）
※3：就労の支援（保護者の就労支援、保護者の学び直し支援、就労機会の確保など）

（９）個別福祉施策について

①子育て支援について

子育て支援で重要なことは、「子育てしやすい職場環境づくり」「安心して遊べる環境づくり」が必要とされています

■子育て支援について（MA）■

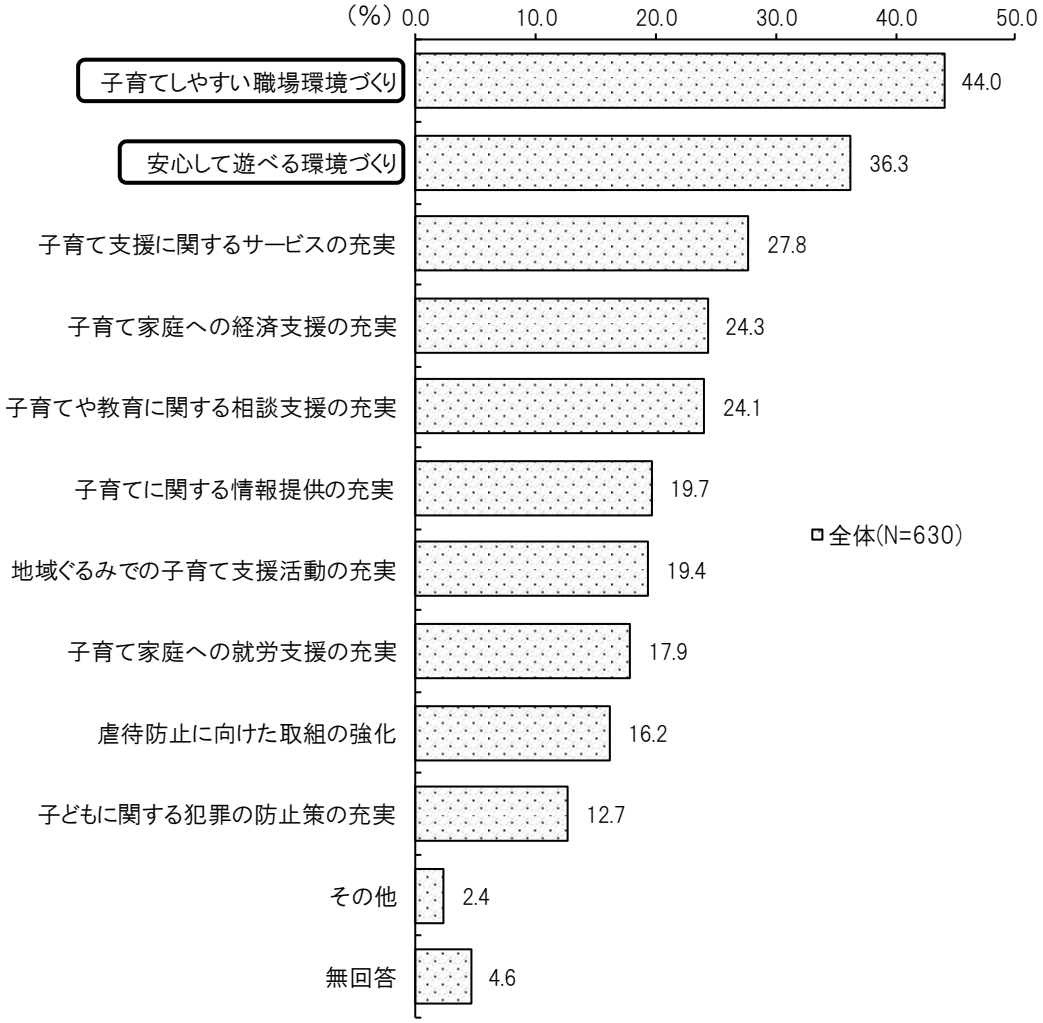

②高齢者福祉について

高齢者が安心して暮らしていくために重要なことは、「通院・買物などの移動支援の充実」が最も多くなっています。

■高齢者福祉について（MA）■

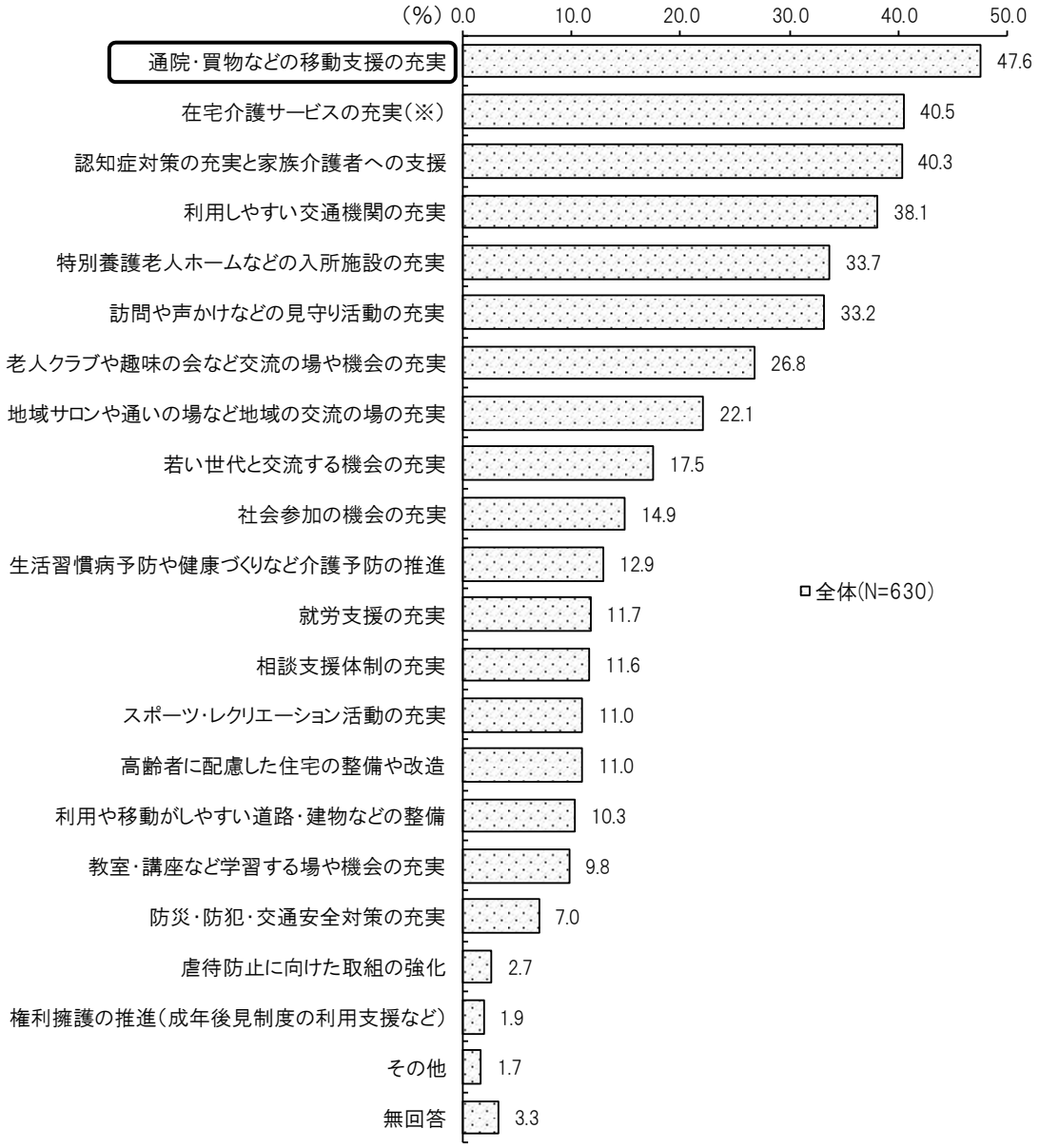

※デイサービスやホームヘルプサービス等の在宅介護サービスの充実

③障害者福祉について

障害のある方が安心して暮らしていくために重要なことは、「障害のある人の雇用・就労への支援」が最も多くなっています。また、「障害に対する理解の促進」等の環境づくりが必要となっています。

そのほか「公共施設等のバリアフリー化の推進」、「障害のある人が日中安心して過ごせる施設などの整備」等のハード面での要望も高くなっています。

■障害者福祉について（MA）■

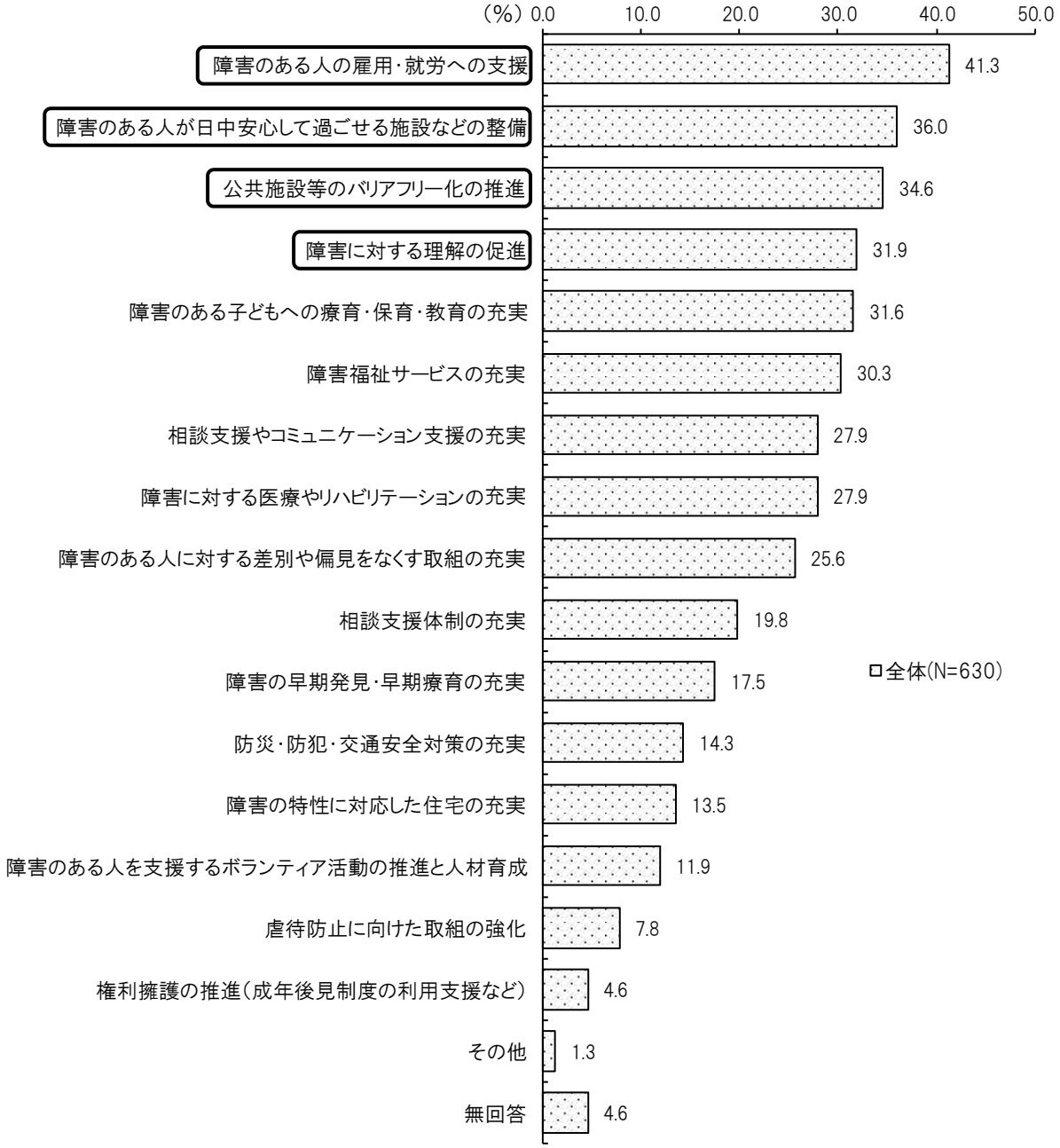

（10）福祉関係団体による社会貢献活動について

福祉関係団体による社会貢献活動としては、「通院や買物などの移動支援」が最も多く、次いで「施設の福祉専門職による地域住民の困りごとへの相談対応」、「地域住民の見守り（高齢者・子どもなど）」、「地域住民の災害時・緊急時の避難場所の設置」、「施設を活用した地域住民との交流」の順となっています。

■福祉関係団体による社会貢献活動について（MA）■

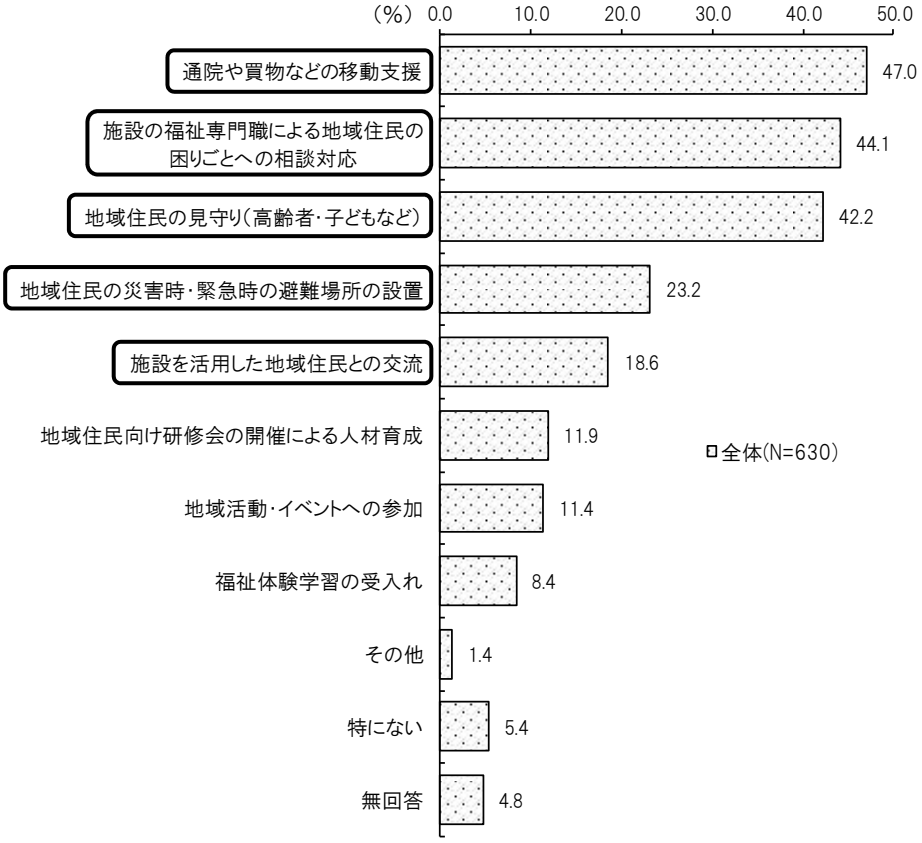

（11）市が力を入れるべき福祉施策について

市が力を入れるべき福祉施策については、「困りごとを気軽に相談できる身近な福祉相談窓口を充実する」が最も多く、次いで「困りごとを抱えた人に気付き、早期支援につなげる仕組みをつくる」、「相談・指導を行う行政や民間の専門職員を増やす」、「隣・近所同士で助け合う体制づくりを促進する」等の順となっています。

■市が力を入れるべき福祉施策について（MA）■

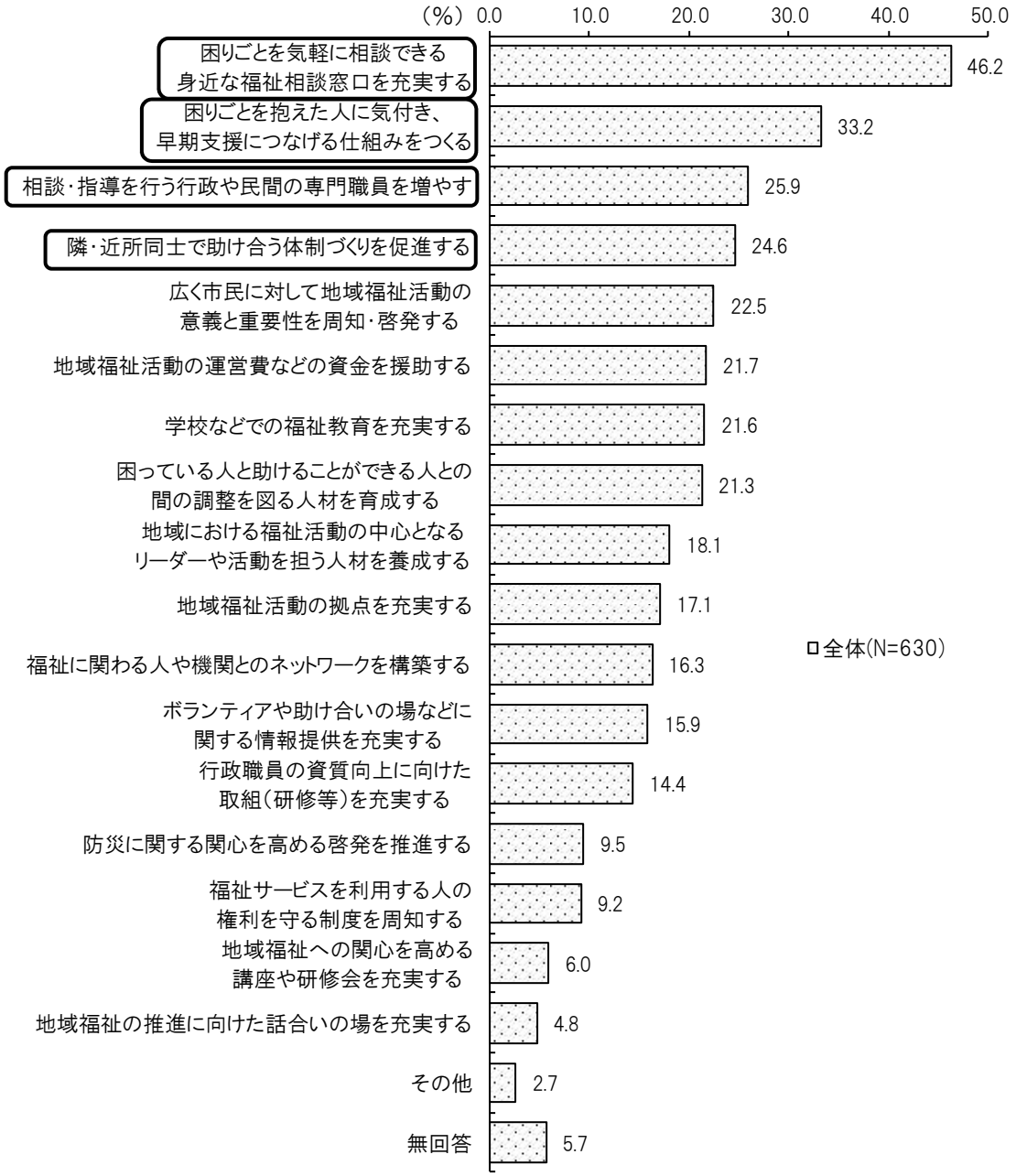

（12）地域福祉を取り巻く関連施策の満足度・重要度

市民満足度調査では、「公共交通維持・充実」や「高齢者福祉充実」について重要度が高いにもかかわらず満足度が低く、優先的に改善が必要な項目に位置付けられます。

また、「地域医療充実」が最も重要度が高く、救急医療等市民にとって基盤的な医療インフラの持続可能な仕組みづくりが必要となっていることがうかがえます。

その他、「子育て支援充実」、「保育サービス充実」や「障害者福祉充実」、「防災対策推進」についても満足度が平均より低く、改善が必要となっており、満足度を高めるための施策の実施が求められています。

■平成 30 年度市民満足度調査における地域福祉関連施策満足度・重要度相関図■

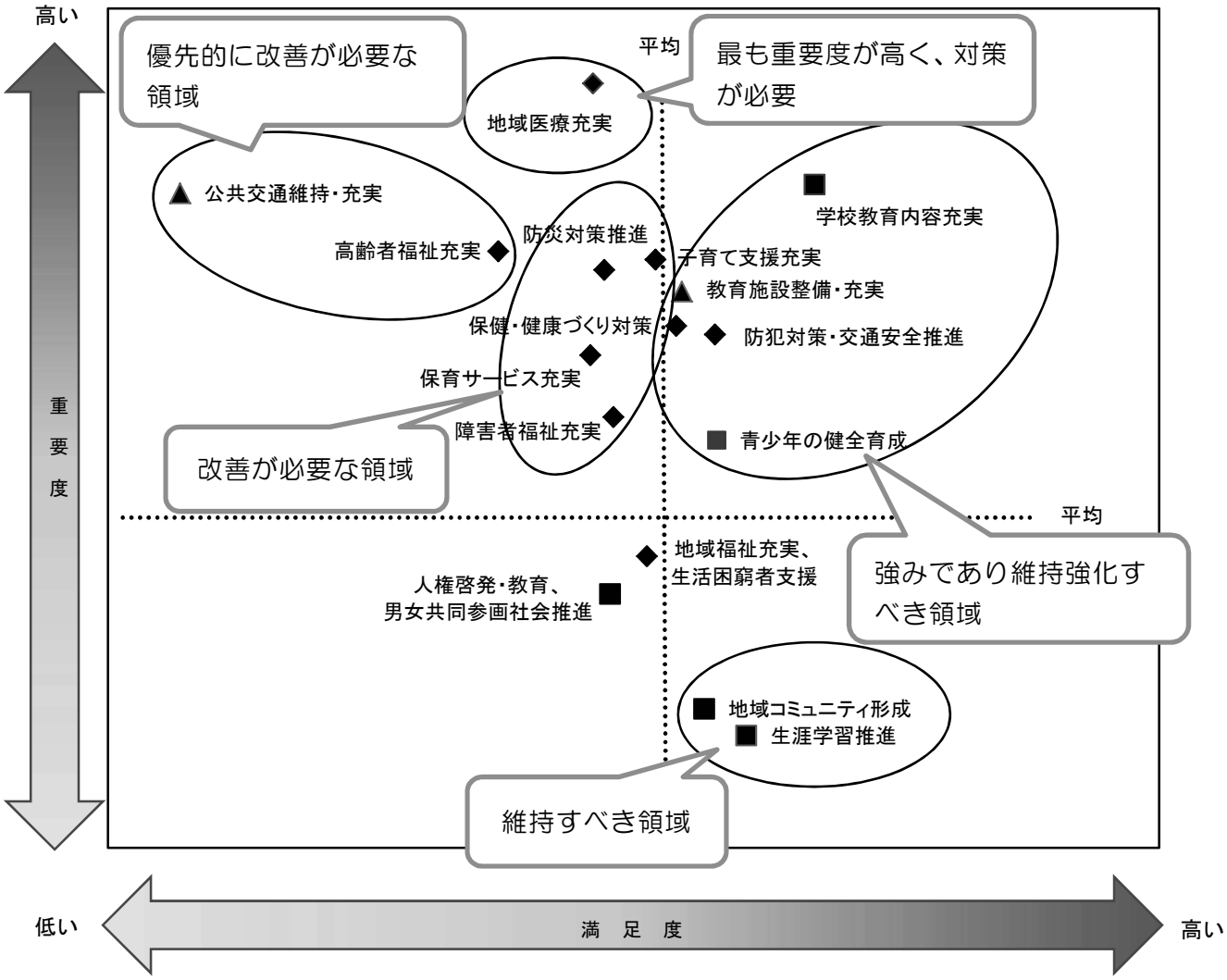

資料：市民満足度調査（平成 30 年度）

アンケート調査においても、重要度が高いにもかかわらず比較的満足度の低い取組みとして、「地域の高齢者の支援」、「災害時要援護者の対策」、「高齢者の活躍できる場づくり」、「地域の子育て支援」及び「地域の障害のある人の支援」があげられており、市民満足度調査結果と同様の結果となっています。

■今後、重要と思う取組み（MA）■

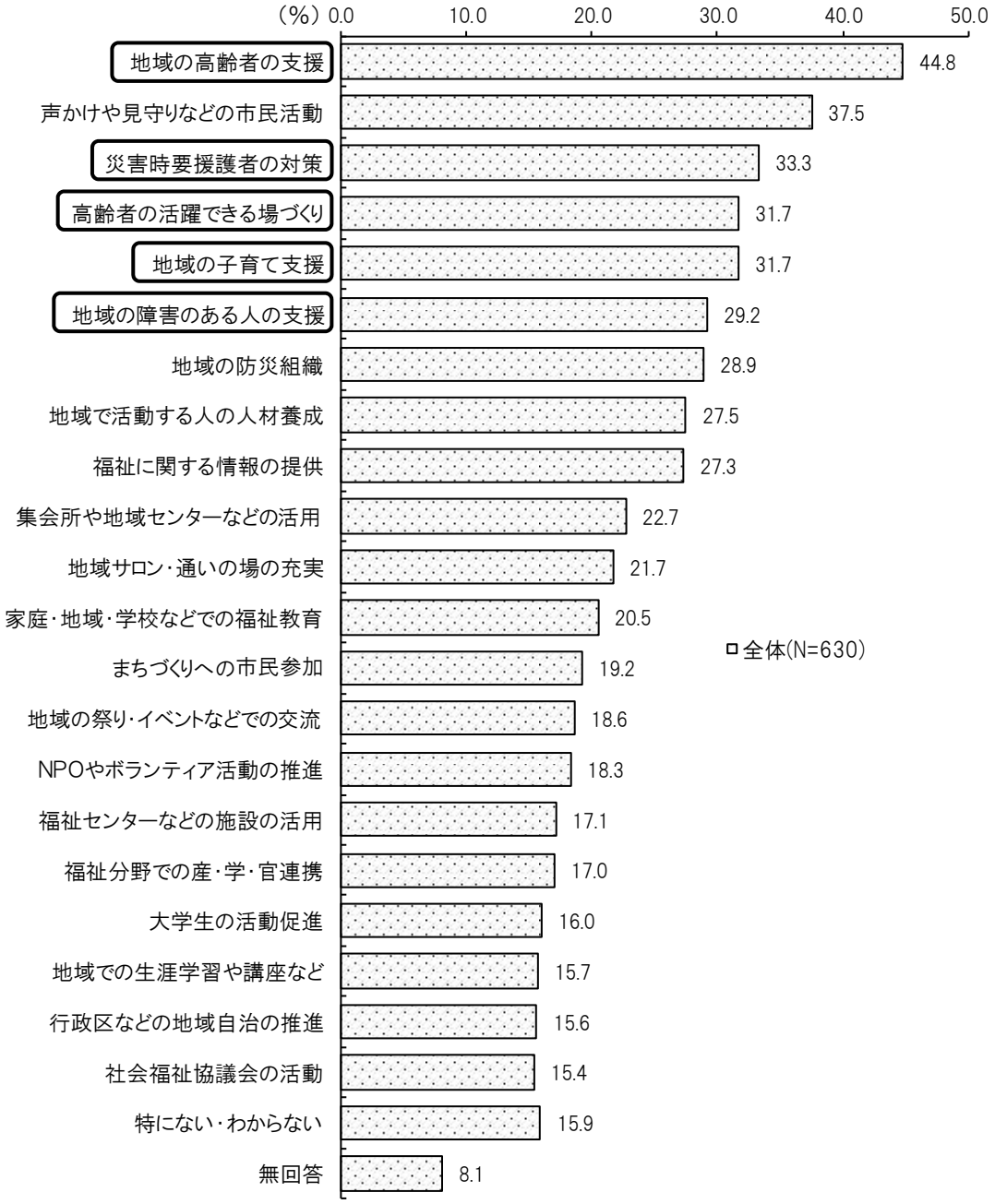

■満足している取組み（MA）■

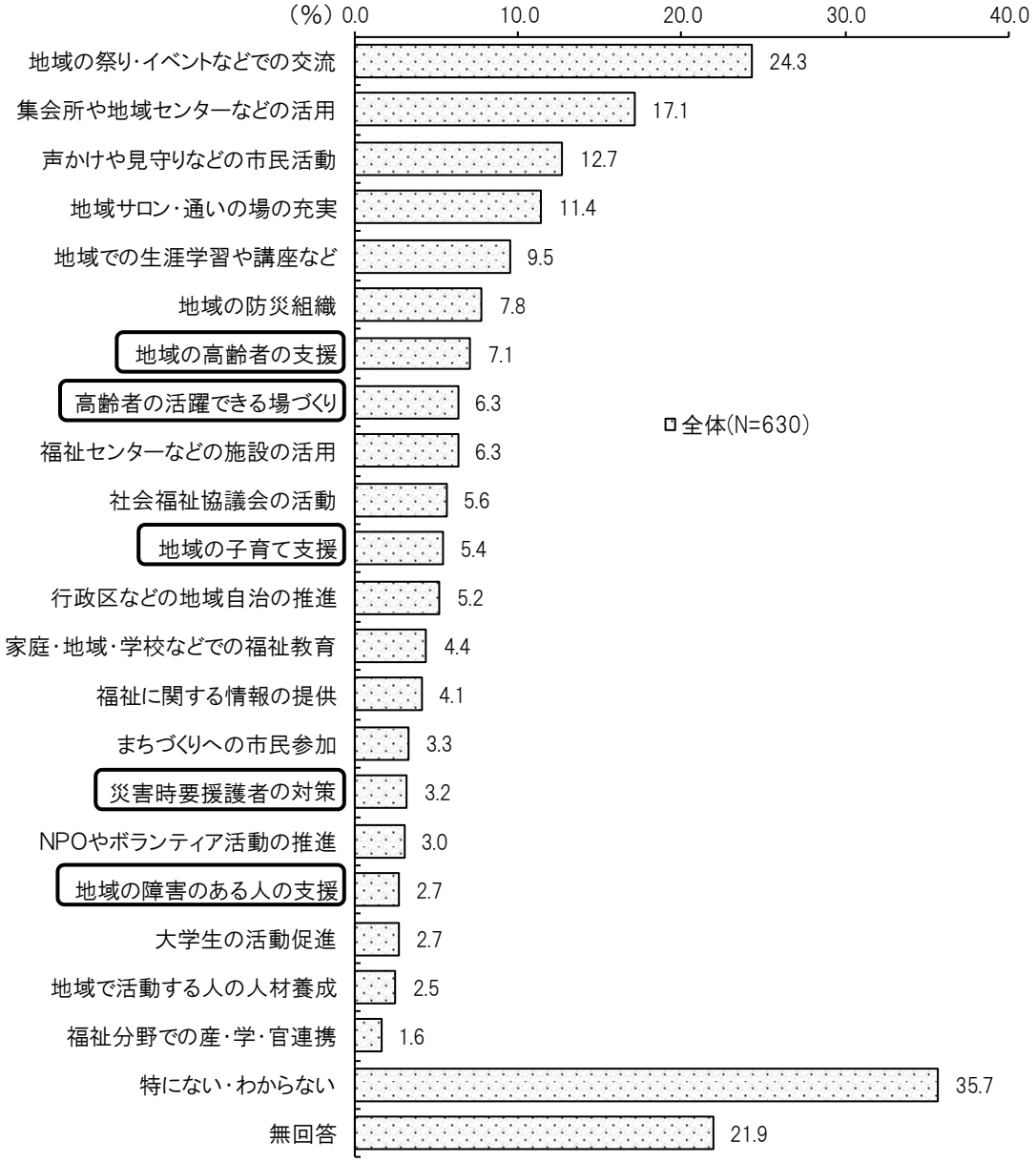

3　日常生活圏域別座談会の結果

（１）地域組織・団体について

住民自治協議会においては、現在の活動を継続し、発展させてくれる後継者の育成が喫緊の課題となっています。

民生委員児童委員は、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、行政等との連携を図る重要な役割を担っており、その活動内容等の周知を行うとともに直接交流できる場や機会の創出が必要とされています。

（２）地域交流・近所付き合いについて

コミュニティの形成に重要な役割を果たしている地域の祭りや行事を、代々引き継ぐための制度づくりを進める一方、一部のリーダーに負担のかからない組織の在り方の検討や学生、子育て世代の家族での参加につながるような取組みが必要とされています。

また、若い世代を中心とした近所付き合いの希薄化に対しては、日頃からのあいさつや声かけの実践が有効であり、新たに地域に転居してきた住民と親しくなるためにも、あいさつ運動や見守り隊への参加を促すといった意見があります。

その他、団地やマンション等の集合住宅の居住者の地域活動への参加を促すため、イベントや防災情報等を届ける必要性や、高齢者のためのサークル活動の充実や地域センター等における交流の場づくりもあげられています。

（３）情報提供について

福祉サービスや地域活動等の情報については、住民自治協議会をはじめとした地域活動への参加者を増やすためには、広く広報することが必要という意見や、市の相談支援機関に関する情報が不足しているため、どこに相談していいかわからない人や、民生委員児童委員がいることを知らない人がいるという意見がありました。市や地域の広報紙、ホームページの充実や、わかりやすく効率的に情報を届けるための仕組みづくりを行う等、戦略的な周知方法を検討することが必要となっています。

その他、市と社協の連携による福祉サービスの広報や情報の一本化といった意見もありました。

（４）高齢者福祉対策について

地域のニーズをみると、高齢者の大きな居場所の一つであるサロン活動の充実があげられます。サロン活動参加者が固定され、伸び悩む中、男性の積極的な参加の促進、交通手段の確保、学生ボランティアの参加等が求められています。

見守りの必要な高齢者の方については、自治会、地区社協、民生委員児童委員はもとより、地域の方等による多世代での見守り、民間事業者等も参画した緩やかな見守りネットワークの定着が必要となっています。

認知症高齢者については、認知症サポーターの充実や、近所や地域と本人・家族との情報が共有できる環境づくりが求められています。

通院・買物等の移動については、地域特性やニーズに応じた交通網の形成が求められています。

（５）子ども・子育て支援について

常日頃からの見守り、気づきの重要性があげられており、高齢者や保護者、ボランティアも含めた見守り人員の確保と見守り体制の充実が求められています。

教育の面からは「東広島スタンダード」の徹底や、放課後の居場所づくり、子どもが自由に遊べる広場や公園の整備が必要とされています。

（６）障害のある人への支援について

市民に障害者支援施設を紹介するための広報活動、障害のある人への理解や支援のための研修会の開催、障害者(児)施設と学校や市民との交流等を行うことが必要であるという意見がありました。

また、障害のある人や保護者の気持ちに寄り添うこと、例えば、障害のある人が子どもの場合、まずは保護者にアプローチし、ゆっくり寄り添って話ができる関係を築くことが必要とされています。さらには、障害のある子どもが土日に過ごせる場所等の支援情報の周知や、短期入所サービスの利用による一時的な保護者の休息の確保等が求められています。

（７）防災対策について

「自分は大丈夫」という意識を取り除くため、平常時からの避難訓練や学習により、防災意識を全ての住民に定着させることが求められています。

その上で、避難行動要支援者等を中心とした避難訓練の確実な実施とともに、自助として命を守るための備蓄品の準備や避難場所を決めておく等の取組みも必要となっています。

その他、避難所運営ゲーム、防災講習会、広報紙による地域防災の現状報告、防災訓練等で防災意識を高める、自主防災組織における避難情報の発信方法の検討、避難経路の周知等の意見がありました。

4　前計画の振り返り

前計画では、当時の社会情勢とアンケート調査及び市民ワークショップの結果からみえた本市における地域福祉の現状を踏まえ、地域という視点から 5 つの基本目標を掲げ、施策を展開しました。それぞれの取組みについては、東広島市地域福祉推進協議会に状況を報告し、委員から意見をいただきながら計画の進捗管理を行いました。

基本目標１　地域の気持ちづくり

- ✓ 子どもの頃から助け合いや支え合いの心を培っていけるよう、家庭、地域、学校等が連携しながら子どもたちの福祉教育に取り組みました。
- ✓ 市民が地域福祉の必要性を認識し、学習する機会を提供するため、各種講座や講演会を開催し、それぞれが個人の特性に応じて役割を担い、地域に貢献していく気持ちの醸成を図りました。また、各種媒体を活用した効果的な福祉情報の提供を行いました。

- ● 福祉教育は、取組みの効果があったとする一方で、実践力をはぐくむ福祉体験活動や認知症・障害等に対する理解促進、地域活動の後継者の確保が求められており、継続した取組みが必要となっています。
- ● アンケート調査・座談会では情報が不足している、わかりにくいといった意見があります。市民にわかりやすくイメージしやすい「見える化」を工夫した情報提供手法により、周知・意識啓発を図ることが重要です。

基本目標２　地域の場づくり

- ✓ 市民が主体となってまちづくりを総合的に推進していけるよう、住民自治協議会の活動支援に取り組みました。
- ✓ 身近な地域で支え合える関係づくりを進めるため、身近な市民同士が話し合える拠点施設の利用促進を図り、気軽に参加できる交流の場づくりの充実に取り組みました。

- ● 市民協働のまちづくりの推進については、これまで「体制づくり」、「活動・実践」へと段階を踏んで取り組んできました。今後は地域特性を活かしたまちづくりを進めるため、住民自治協議会の持続可能な活動の支援や、担い手の発掘・育成を行うとともに、各種団体の支援と連携を促進します。
- ● 地域内や地域間で交流してもらうことが目的であるため、集う場・協議の場での福祉関係講座の実施、広報活動を引き続き行っていく必要があります。

基本目標３　地域の活動づくり

- ✓ 地域活動への関心を高め、参加を促すため、各地域で展開されている地域サロン等、地域住民が集い、交流を図る場の拡充に向けて、その立ち上げまでの支援や場所の確保、運営の支援を行いました。
- ✓ 地域の人がお互いを知り、信頼関係を築くことができるよう、地域の子どもや高齢者に対する声かけ、見守り活動に取り組みました。
- ✓ ボランティア活動や市民活動団体の支援を通じ、地域で活動する人材の育成に取り組みました。

- 活動のきっかけづくりはおおむね数値目標を達成しています。しかし、アンケート結果ではきっかけがないため地域行事や町内活動へ参加していないという人が多く、地域福祉への関心を高め地域活動の停滞を防ぐためには、引き続ききっかけづくりを実施していく必要があります。
- 電子的な媒体等による情報に比べ、隣近所や家族による声かけの方が災害の危険性を認識し、避難行動につながるという事例もあることから、声かけ、見守り活動は継続することが重要です。また、今後は担い手育成、理解促進、連携強化をさらに実施していく必要があります。
- ボランティア人材の育成では、若い世代を中心として幅広い人材の参加が求められており、学園都市である特性を活かして、学生に対する地域活動への参画の促進、地域活動に関する情報提供や周知を継続する必要があります。

基本目標４　地域のつながりづくり

- ✓ 誰もが安心して地域で暮らしていくため、支援を必要とする人と支援ができる人、あるいは団体や企業、事業所等が交流する機会を提供し、必要な支援を必要な人に結び付けていくボランティア活動機能の充実に取り組みました。
- ✓ 保健、医療、介護、福祉等で相互連携ができるよう、関係機関相互のネットワーク化を図り、相談支援体制の仕組みづくりを進めました。

- 社協の行うボランティア活動に関する情報発信、他機関・グループ相互の連携は目標以上の達成状況となっており、学生や企業等の参加等、引き続き活動の活性化と参加しやすいイベント等を行う必要があります。
- 関係機関等の連携強化・ネットワーク構築に関しては、近所付き合いの希薄化、地域内外の交流の停滞が進む中、目標以上の成果のあったものがある一方、目標を下回ったものもあり、座談会では各機関の横の連携が不足しているといった意見等が上がりました。地域共生社会の実現が求められていること等から、引き続き地域ネットワークの充実に取り組んでいく必要があります。

基本目標５　地域の安心づくり

- ✓ 地域包括支援センター、地域子育て支援センター等を通して、誰もが安心して暮らせるよう、地域生活において何らかの課題が発生した場合に、その相談を受け、必要な支援へと結び付けるサービスを提供しました。
- ✓ 虐待やDV、成年後見制度に関する相談支援を行い、誰もが安心して質の高い生活を送ることができるよう権利擁護に取り組むとともに、安全・安心な生活が送れるよう、防犯防災、交通安全等の啓発に取り組みました。
- ✓ 自主防災組織の設立や災害時の避難行動要支援者の支援等について、地域のつながりづくりとともに対策や制度の充実を図りました。
- ✓ 地域で安全・安心に暮らしていくための外出支援や地域に適した移動手段の導入に向けた検討を行いました。

- 福祉サービスの提供に関しては、「どこに相談してよいかわからない」「気軽に相談できる身近な相談窓口を」といった意見があり、総合相談支援窓口の設置、各機関の有機的連携の仕組みづくりが必要とされています。当面の方向性としては、現状の体制の中で、それぞれが有機的な連携をとることで、市民が求める福祉情報や福祉サービスの提供体制を充実する必要があります。
- 権利擁護の推進については、目標としていた相談件数を達成したものもあり一定の成果がありました。引き続き地域、関係機関の連携を強化しながら、一層のサービスの充実を図ります。
- 防災、避難行動要支援者対策、被災者支援に関しては、座談会においても多くの意見があり関心も高いため、災害時の助け合いについての取組みを継続して行っていくことが必要です。
- 住民が利用しやすい移動手段の充実が求められています。
- ICT や IOT の活用等による情報提供の手法や福祉サービスの提供体制を検討することが求められています。

5　東広島市地域福祉計画（第３次）策定に際しての課題

本章で取り上げた「本市の状況」「アンケート調査の結果」「日常生活圏域別座談会の結果」「前計画の振り返り」のとりまとめ結果を踏まえて、本計画の策定に際して、考慮すべきと思われる主な課題は次のとおりです。

（１）福祉意識の醸成と地域活動への参加促進

○　アンケート調査では、近所付き合いをしていないと回答した人の割合は、若い世代ほど高く、座談会においても若年層を中心に近所付き合いの希薄化が指摘されています。一方で、多くの市民が住民相互の支え合いや助け合いが必要だと感じています。また、地域福祉を推進する担い手としての活動意向では、市民の半数が活動してみたいと回答していますが、是非活動してみたいという人は少なく、自分でできる範囲のことであれば活動してみたいという人がほとんどです。

○　前計画の評価では、児童生徒の福祉体験学習を中心とした福祉教育には継続して取り組む必要があり、「我が事」として実感できるような体験内容の充実が求められています。また、地域住民を巻き込んだ地域全体での福祉教育の推進や認知症、障害等に対する理解促進等が指摘されています。

○　地域行事や町内活動、ボランティア活動への参加については、アンケート調査では、若い世代ほどこれらの活動への参加状況や今後の参加意向は低くなっています。しかし、平成 30 年 7 月豪雨災害では、多くの社会人や学生がボランティアとして活躍する等、意識の高さがみられました。今後は、学園都市としての本市の特性を活かし、学生の地域における様々な活動機会の創出や、情報提供を充実させることが必要です。

○　前計画の評価では、支え合いや助け合いのある地域をつくるためには、若い世代はもとより元気な高齢者が活動をはじめるきっかけづくりや、活躍を促進する仕組みづくり等、幅広く人材を育み、地域活動の後継者を確保することが求められています。

（２）市民協働による地域づくりと地域ネットワークの強化

○　市民協働のまちづくりの推進については、これまで「体制づくり」、「活動・実践」へと段階を踏んで取り組んできました。今後は「持続・発展」をテーマに、組織の運営力強化や活動の認知度向上に取り組む中で、将来にわたって持続可能なまちづくりの体制を確立し、そのうえで新たな取組みの実施等の更なる活動の発展が期待されます。また、地域活動を活性化するには、既存の地域活動を活かし発展させる視点が必要です。

○　座談会においても、住民自治協議会等を核として地域が主体的に、環境や保健、福祉等の様々な活動を行う団体や組織と連携することが必要と指摘されています。そのため、住民自治協議会等が中心となり、地区社協等の既存の地域活動団体、医

療機関、介護サービス事業者、教育機関その他の関係機関との協働の場をつくり、各種活動の企画の展開がされるよう、ネットワークの充実が必要です。

また、地域の医療・介護・予防・生活支援について、住民、関係機関、病院、介護サービス事業者や企業等との連携・協働による地域包括ケアシステムを深化・推進していく必要があります。

○　「住民が自ら地域課題に気づき、問題解決に向けて活動していくことでよりよい地域社会を築いていく」という考え方のもと、地域住民が地域の身近な場所で困りごとを相談でき、福祉サービスだけでなく地域の支え合い助け合いを通じてそれを解決できるような仕組みを検討する必要があります。

○　アンケート調査や座談会の結果によると、日頃からの声かけや見守りが大切な取組みであると認識されており、災害時の対応や防犯にも非常に有効です。この取組みを習慣づけることで「おたがいさま」と言える関係づくりを構築することが必要です。近所付き合いの希薄化、地域内外の交流の停滞が進む中、「地域の福祉力」を高め、みんなで支え合っていくためには、支援を必要とする本人及びその家族の意思を尊重し、どのような支援のあり方が望ましいか等、丁寧に相手に寄り添う関係づくりの構築が必要です。

（３）利用者本位の福祉サービスの充実

○　アンケート調査や座談会の結果によると、過半数の人が情報を入手できていないと回答していることや、わかりにくいといった意見がみられます。市や地域の広報紙、ホームページ等に、情報をわかりやすく、イメージしやすいよう工夫して掲載し、積極的な周知をする必要があります。また、市民が求めている情報を提供するための戦略的な広報のあり方を検討する必要があります。

○　アンケート調査では、困ったときの相談先は家族、友人が多数を占め、市の関係機関の窓口の割合が相対的に低くなっています。

○　前計画の評価においても、身近な相談窓口の設置や各機関の有機的連携の仕組みづくりが求められており、相談先がわからないことによる不安をなくすため、関係者等が相互に連携し、相談ニーズに応じたワンストップでの対応を図るとともに、相談機関を広く周知することで、市民が求める福祉情報や福祉サービスの提供を充実する必要があります。このため、ICT や IOT の活用等により、より利用しやすい情報提供の手法や福祉サービスの提供体制を検討する必要があります。

（４）安心して外出できるまちづくりと災害時の助け合い

○　アンケート調査の高齢者福祉施策では「通院・買物などの移動支援」が上位に、座談会においては、サロン活動や地域活動参加の条件として交通手段の確保があげられています。そのため、コミュニティバスやデマンド交通といった日常生活を支える地域公共交通網の形成等、移動手段を充実していく必要があります。

○　安全・安心については、特に防災への関心が高く、アンケート調査では、災害等緊急時の備えとして重要なことは「日頃からのあいさつや声かけ、付き合い」、「地域・近所での協力体制づくり」が上位にあげられている他、座談会では、平常時からの避難訓練や学習により、防災意識を全ての住民に定着させることが求められています。併せて、地域の避難行動要支援者の情報を共有し、見守り活動や支え合い活動を推進していくことが重要です。

第３章　計画の基本的な考え方

１　基本理念

みんなで考え、助け合い、
誰もが人生を輝かせることが
できるまち

本市においては、市中心部等の市街地で人口流入に伴う都市化が進む一方で、周辺地域の過疎化が進行してきました。また、価値観の多様化やライフスタイルの変化等による地域コミュニティの希薄化と地域活動を運営する担い手の減少が進展し、地域を維持していくことへの大きな課題となっています。

これまで、本市では平成 26 年に策定された東広島市地域福祉計画（第２次）の「地域でつむぐ絆と支え合い」を基本理念に、多くの地域住民がお互いに支えられて地域生活を送っていると実感できる地域づくりに取り組んできました。

これからは、住み慣れた地域で個人が尊重され、生きいきと暮らせるよう共に助け合える地域づくりを進めるというこれまでの基本的な考え方を継承し、さらなる地域福祉の発展と充実を図り、地域共生社会を実現するため、第３次となる本計画においては、本市の目指す地域福祉の基本理念を「みんなで考え、助け合い、誰もが人生を輝かせることができるまち」とします。

本市においては、大学や研究機関が集積し、多くの研究者や学生が暮らしています。さらに、約 8,000 人の外国人も暮らす国際性豊かなまちになっており、多様な人材に溢れています。

この基本理念では、東広島市に関わる全ての人がそれぞれの能力を発揮して地域福祉を推進することを目指しています。また、「誰もが人生を輝かせる」としたのは、高齢者、障害者、外国人等全ての市民が、自分の願う人生を実現できることを願ったものです。

今後も引き続き、地域を代表する組織である住民自治協議会をはじめ、各種団体等がより一層連携を深め、地域が主体の活動が育まれることを目指し、お互いに助け合い、支え合うことで、日常の課題を解決する力（＝“地域の福祉力”）が高まることを期待するものです。

2　基本目標

基本理念“みんなで考え、助け合い、誰もが人生を輝かせることができるまち”の実現に向けて、先にみた４つの視点からの課題等を踏まえ、次の４つの基本目標を設定します。基本目標１～４は以下のような関係でつながっています。

■基本目標１～４の関係とつながり■

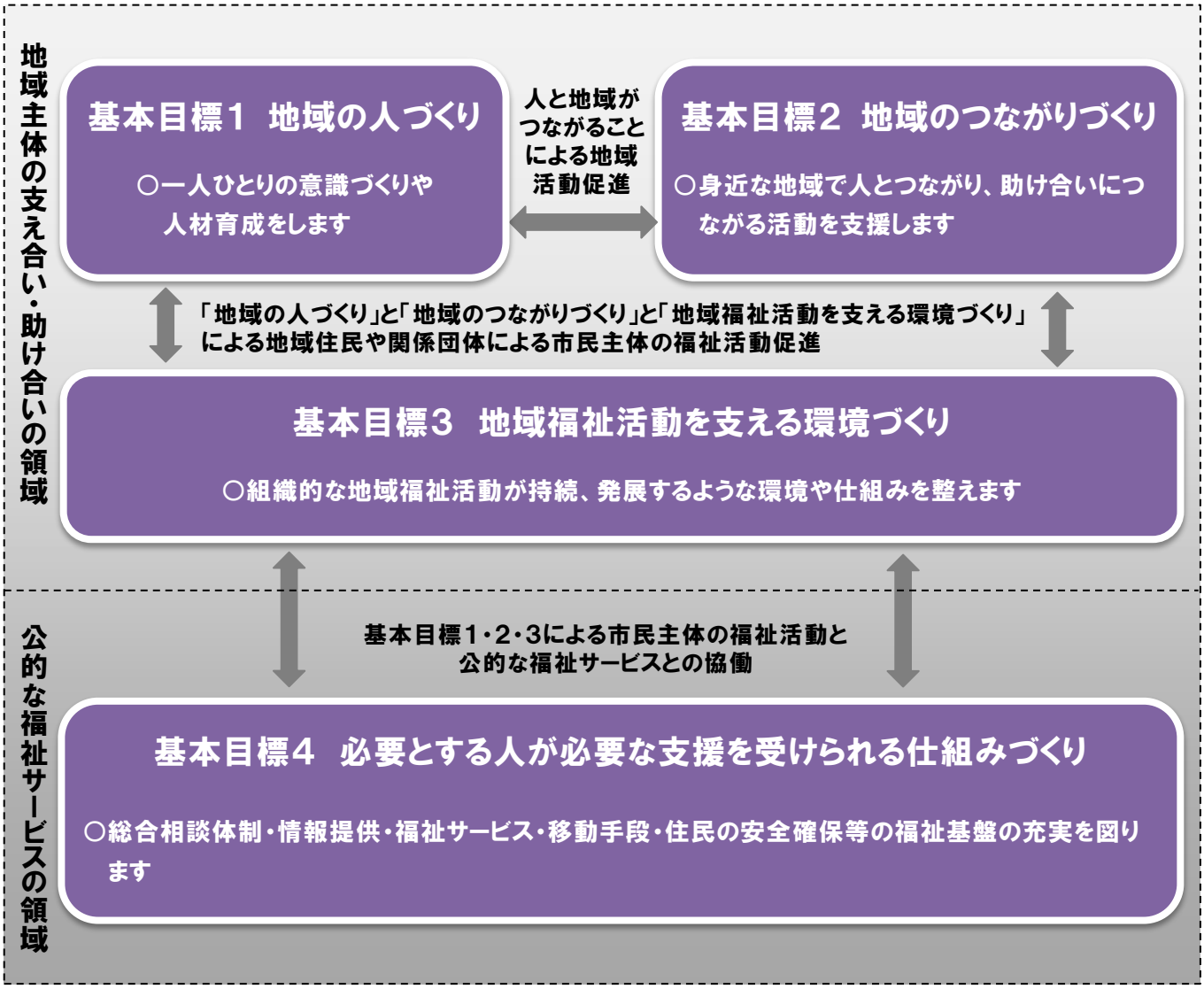

基本目標１　地域の人づくり

○　子どもから大人まで、あらゆる世代が助け合いや支え合いの心を培っていけるよう、家庭、地域、学校、職場等で各ライフステージを通じた福祉教育を行います。また、認知症・障害に関する理解促進、コミュニケーション支援等のため、地域住民向けの講座やセミナーの充実を図るとともに、人権教育を含めた権利擁護を推進します。

○　これまであまり地域福祉活動に参加してこなかった人が、地域福祉活動に関心を持ち、まずは気軽に参加することができるよう、様々な活動機会の創出や多くの人が参加できる仕組みづくりに取り組みます。

○　住民相互の助け合いや支え合い等の地域活動が、今後ますます発展していくよう、地域活動のリーダーを育成・支援します。

○　重点プロジェクトとして、地域活動の中心的な担い手となる人が減少し、特定の人が様々な活動に参加せざるを得ない状況の中、特定の人へ負担が集中しないよう、地域の担い手を多くの人が支えることができるような仕組みや新たな担い手について検討します。

基本目標２　地域のつながりづくり

○　家族のつながりや近所付き合いが希薄化する中で、あらゆる世代の人が孤立せず人や社会とつながりを持つことができるよう、それぞれのニーズに合った居場所づくりを推進します。

○　隣近所で支え合い助け合う「おたがいさま」の人間関係を基礎とした、日常的な声かけや見守り、ちょっとした手助けといった地域の支え合い活動を支援します。

○　一人暮らしの高齢者や障害者等、災害時に自力で避難することが難しい方が安全に避難することができるよう、地域のつながり、助け合いによる避難支援の体制づくりを進めます。また、災害後の被災者支援のためのボランティア活動を促進します。

○　重点プロジェクトとして、特定の地域や団体で行われている先進的な地域の支え合いの活動が、多くの地域に広がっていくよう、情報発信に努めます。また、生きづらさを感じている人や人づきあいが苦手な人でも気軽に立ち寄り、新しい出会いができるような、誰もが立ち寄れる居場所づくりを推進します。

基本目標３　地域福祉活動を支える環境づくり

○　住民自治協議会による地域特性を生かした地域福祉活動が持続、発展するよう支

援します。

○　地域福祉活動の中心となる社協をはじめ、ＮＰＯ等の各種団体や、民生委員児童委員等を育成・支援し、地域福祉の向上に努めます。また、各種団体や民生委員児童委員等と連携し、地域活動やボランティア活動に関する情報収集・提供に努めるとともに、団体間の交流、連携が充実できるよう支援します。

○　福祉センターや地域センター等地域活動の拠点となる施設が、誰もが集い活動しやすくなるよう、施設の維持管理・利用促進を図ります。

○　重点プロジェクトとして、何らかの生活課題を抱え、自ら支援を求めることができない人の早期発見、また、地域の課題発見や情報共有等のため、住民同士のコミュニケーション、地域の支援者や関係機関とのネットワークの強化、民間事業者等の活動とのマッチング等をしながら、それぞれの地域に合った手法でコーディネートしていきます。

基本目標４　必要とする人が必要な支援を受けられる仕組みづくり

○　必要とする人が必要な福祉サービスを受けることができるよう、利用者目線の情報発信に努めます。また、地域福祉に関わる様々な主体が、地域福祉に関する情報やそれぞれの活動状況を知ることができるよう「見える化」を意識した広報について検討します。

○　誰もが自立して地域で生活できるよう、様々な要因で生活困窮に陥っている方や陥る可能性のある方を早期に発見し、本人の意思を尊重しながらニーズにあった支援を行います。

○　「高齢になっても住み慣れた地域で、自立した生活を最期まで送ることができる」という地域包括ケアの理念を深化させ、高齢者のみならず、障害者や子ども、子育て世帯等が地域において自分らしく活躍できるよう、地域と共に考え、また、地域住民による支え合い活動と連動させながら、必要な公的支援を充実させていきます。また、複雑化、多様化した福祉ニーズや社会構造の変化に対応できるよう、ICT や IOT を活用した福祉サービスの提供に向けた取組みを進めます。

○　市域の広い本市においては、住民の交通手段の確保が重要な課題です。高齢者や障害者等、誰もが安全かつ安心して住み、活動することができるよう、移動手段の確保に努めるとともに、バリアフリーやユニバーサルデザインの推進に取り組みます。

○　重点プロジェクトとして、育児や介護、貧困等複合化・複雑化した課題を抱える方や、制度の狭間で既存の福祉サービスだけでは支援が行き届かない方について、地域や多機関で連携し包括的に受け止め支援できるよう、総合相談支援体制の充実を図ります。

3　施策の体系

基本理念・基本目標に即して、各論で展開する取組みの体系は以下のとおりです。

〔基本理念〕

みんなで考え、助け合い、誰もが人生を輝かせることができるまち

〔基本目標〕　〔取組みの基本方針〕

1　地域の人づくり

【重点プロジェクト】
新たな担い手の育成、支援

- (1)子どもから大人まで福祉を学ぶ機会の創出
- (2)地域で活動できるきっかけづくりの推進
- (3)地域で活躍できる担い手の育成

2　地域のつながりづくり

【重点プロジェクト】
インフォーマルな助け合いの促進と誰もが立ち寄れる居場所づくり

- (1)市民が参加できる様々な居場所づくりの推進
- (2)日常的な地域の支え合いの促進
- (3)災害時の避難支援を通じた助け合いの促進

3　地域福祉活動を支える環境づくり

【重点プロジェクト】
地域の困りごとをキャッチするアンテナの強化・拡大

- (1)住民自治協議会を主体とした協働のまちづくりの推進
- (2)福祉団体、民生委員等の活動の育成、支援
- (3)誰もが集い、活動しやすい拠点づくり

4　必要とする人が必要な支援を受けられる仕組みづくり

【重点プロジェクト】
地域連携・庁内連携の強化

- (1)わかりやすさを重視した福祉情報の発信
- (2)市民生活を支えるセーフティネットの充実
- (3)高齢者、障害者、子ども等の福祉サービスの深化、充実
- (4)誰もが安心して外出できるバリアのないまちづくり

第４章　重点プロジェクト

４つの基本目標を踏まえ、次の４つの重点プロジェクトを設定します。

基本目標１	地域の人づくり
重点プロジェクト	**新たな担い手の育成、支援**

概要：　現在、地域の見守りや地域福祉の中心的な担い手となっている民生委員児童委員等をサポートする人材（地域福祉活動サポーター（仮））を育成し、地域の見守りや地域福祉の活動を活発化させます。

- 高齢者、障害者、子ども等の分野に捉われない見守り体制をつくるとともに、現在民生委員児童委員と協力して高齢者の見守りや声掛け等の活動をしている「在宅高齢者見守り協力員」がより活動しやすくなるよう制度の見直しと支援の強化を行います。さらに、その活動に対する何らかのインセンティブの付与について検討します。
- 地域の見守りや声掛けの輪が地域全体に広がっていくような仕組みを検討します。

基本目標２	地域のつながりづくり
重点プロジェクト	**インフォーマルな助け合いの促進と 誰もが立ち寄れる居場所づくり**

概要：　買い物等の付き添いやごみ出し等、日常生活における住民同士のちょっとしたサポートが促進されるよう、地域サロン、通いの場等の継続支援、共生型サロン等の創出支援を行うとともに、既存の助け合い活動の把握、地域への情報提供や、関係者をつなぐこと等により、新たな活動の創出につながる支援を行います。

- 既存の助け合い活動を把握し、地域の支援者（民生委員児童委員等）との情報共有を行います。
- 先進的事例が他の地域へも拡大していくよう、ぐるマルフェスタ等のイベントを通じて、広く紹介します。
- 特定のグループだけでなく、生きづらさを感じている人も誰でも気軽に集うことができる「共生型サロン」の設立を推進します。
- サロンを通じて、わかりやすく福祉情報等を提供することにより、周囲が困りごとを抱えている人に気づくアンテナを強化します。

基本目標３	地域福祉活動を支える環境づくり
重点プロジェクト	**地域の困りごとをキャッチするアンテナの強化・拡大**

概要：　地域において何らかの生活課題を抱え、自ら支援を求めることができない人の早期発見や地域の課題発見・情報共有等のため、地域のコミュニケーションづくり、地域の拠点づくりを通じて、多くの人が地域でつながることで地域の困りごとをキャッチしやすい環境をつくっていきます。また、地域の支援者、民間事業者、各種団体と連携し、地域の見守りネットワークを構築します。

- 人の出入りが多く、地域コミュニティとの関係が希薄な住民が多い地域では、ＳＮＳ等を活用しながら、地域のコミュニケーションづくりを促進します。
- 身近な地域の住民同士のつながりが強く、地域活動が活発な地域では、既存の地域の活動を支援しつつ、それぞれの活動者がネットワークを構築できるような地域の拠点づくりを目指します。
- 地域連携担当コミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）を配置し、それぞれの地域の状況にあった地域のコミュニケーションづくり、地域の拠点づくり等のコーディネートを行うモデル事業を行います。
- シェアリングエコノミー等の手法や遊休施設等の活用により、地域の集いの場、活動の場のマッチングを行います。
- 地域の支援者（民生委員児童委員等）と各地域の相談支援機関とのネットワークを構築します。
- 民間事業者、各種団体の事業や活動を通じて、高齢者等の異変に気付いた場合、民生委員児童委員や市の関係機関に連絡する等の連携を強化します。

基本目標４	必要とする人が必要な支援を受けられる仕組みづくり
重点プロジェクト	**地域連携、庁内連携の強化**

概要：　複雑で複合的な課題を抱える世帯が包括的な支援を受けられるよう、地域連携、庁内連携を強化し、地域によるインフォーマルな支援や福祉サービス等の各種支援のコーディネートを行います。

- 高齢者・障害者・子ども等の分野を限定せず、全ての市民の福祉に関する相談に対応できる体制を整えます。
- 庁内連携担当コミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）を配置し、個別の相談を受けるとともに複合的な課題を抱えた相談を受けた場合は、庁内の関係部署や、関係機関と連携し、相談対応をします。

■重点プロジェクトのイメージ図■

”地域共生社会づくり” 全体イメージ

課題1

地域での様々な福祉活動、地域貢献に関わる人材育成が必要

基本目標1 地域の人づくり
重点プロジェクト１
新たな担い手の育成、支援

- ●民生委員児童委員等をサポートする人材を育成し、地域の見守りや地域福祉の活動を活発化させる。
- ●高齢者・障害者・子ども等の分野に捉われない見守り体制をつくる。
- ●「在宅高齢者見守り協力員」がより活動しやすくなるよう、制度の見直しと支援を強化する。また、その活動に対するインセンティブの付与を検討する。
- ●地域の見守りや声掛けの輪が地域全体に広がっていく仕組みを検討する。

課題4

市民がもっとサービスを利用しやすい環境づくりが必要

基本目標４ 必要とする人が必要な支援を受けられる仕組みづくり
重点プロジェクト４
地域連携、庁内連携の強化

- ●複雑で複合的な課題を抱える世帯が包括的な支援を受けられるよう、地域連携、庁内連携を強化する。
- ●地域によるインフォーマルな支援や福祉サービス等の各種支援のコーディネートを行う。
- ●高齢者・障害者・子ども等の分野を限定せず、全ての市民の福祉に関する相談に対応できる体制を整える。
- ●庁内連携担当コミュニティソーシャルワーカー（CSW）が既存の対象者別の窓口に出向き、複合的な課題を抱えた相談に対応する。

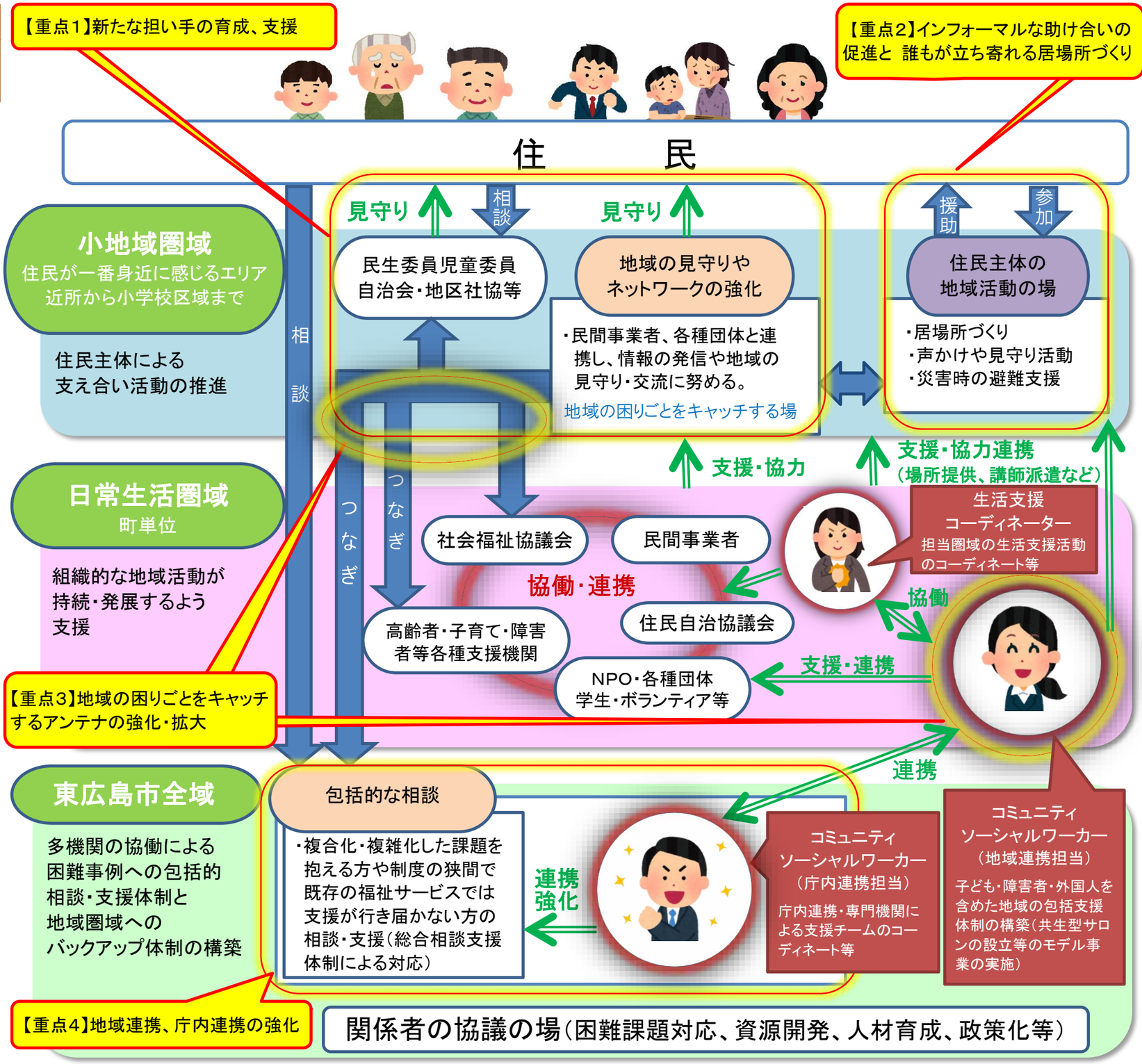

課題2

身近な地域での居場所づくりや支え合い活動の活性化が必要

基本目標２ 地域のつながりづくり
重点プロジェクト２
インフォーマルな助け合いの促進と誰もが立ち寄れる居場所づくり

- ●買い物等の付き添いやごみ出しなど、日常生活での住民同士のサポートを促進する。
- ●地域の支援者（民生委員児童委員等）との情報共有を行う。
- ●先進事例が他の地域へも拡大するように、ぐるマルフェスタ等のイベントで広く紹介する。
- ●生きづらさを感じている人も気軽に集える「共生型サロン」を設立を推進する。
- ●サロンで、わかりやすく福祉情報を提供し、困りごとを抱えている人に気づくアンテナを強化する。

課題3

地域の様々な活動者同士のネットワークや地域資源とのマッチングが必要

基本目標３ 地域福祉活動を支える環境づくり
重点プロジェクト３
地域の困りごとをキャッチするアンテナの強化・拡大

- ●生活課題を抱えながら声を出せない人の早期発見のため、コミュニケーションと拠点づくりをする。
- ●支援者等、関係機関と連携し、見守りネットワークを構築する。
- ●SNS等を活用しながら、地域のコミュニケーションづくりを促進する。
- ●既存の活動者がネットワークを構築できる拠点づくりをする。
- ●地域連携担当コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による地域状況にあったモデル事業を行う。
- ●地域の集いの場、活動の場のマッチングを行う。
- ●関係機関の連携を強化する。

第５章　施策の展開

１　地域の人づくり

（１）子どもから大人まで福祉を学ぶ機会の創出

①家庭・学校・職場・地域における福祉意識の醸成

【 課題と今後の方向性 】

少子高齢化や核家族化が進むとともに、地域での住民同士の交流が減っています。

また、仕事を持つ女性が増加する中、仕事と家庭生活の役割を共に担う男女共同参画の考え方を深める必要があります。

地域福祉は、行政や社協、各種団体等、様々な組織が連携・協働しながら進めるものですが、その推進主体となるのは地域に住む市民一人ひとりです。

地域福祉を進めるため、市民一人ひとりが思いやりや労りの気持ちを大切にするとともに、地域に愛着を持ち人と人とのつながりの大切さやお互いを尊重する心を育むための福祉教育を進めます。

また、ワーク・ライフ・バランス推進のため、市民や事業所等に対し積極的に周知・啓発し、健康づくりや生涯学習を楽しむことのできる生活の実現を促します。

アンケートから

●若い世代ほど近所付き合いが少なくなる一方で、住民の８割が世代を問わず住民相互の支え合いや助け合いが必要と考えています。

（市民アンケート調査）

座談会の意見

●「福祉について学ぶ“見守り支え合いの手引き”を作成する」「小中学校の生徒に教育委員会が出している基本的なしつけである“東広島スタンダード”を教え込む」「職場の福祉意識を高めるため、企業へ講習会を実施し、企業内で福祉意識の向上に努めてもらう必要がある」等のご意見をいただきました。

（日常生活圏域別座談会）

【 期待される役割 】

基本的な視点	役割
自　　助 （市民）	●地域の将来について周囲で話し合い、関心を高めます。 ●身の周りに助けを必要としている人がいないかを意識し、自分ができることについて考えます。 ●福祉についての勉強会や研修へ参加し、学んだことを地域で実践します。 ●家庭や地域で「東広島スタンダード」を実践します。 ●性別にかかわりなく家族で協力して家事や育児を行います。
互　　助 （近隣）	
共　　助 （地域や関係機関・団体等）	●地域の交流機会や気軽に参加できる場づくりを進めます。 ●地域住民と協力して地域福祉教育を進めます。 ●福祉事業者等は講座の運営に協力し、講師を派遣します。 ●子どもたちの様々な交流活動・福祉教育を支援・協力します。 ●企業内で福祉意識の向上に努めます。 ●専門性を活かした地域の支援と講座の講師を派遣します。
公　　助 （行政）	●幼い頃から地域行事参加等を通じて、地域への愛着を高めるような取組みをします。 ●学校で小・中学生に「東広島スタンダード」の定着を図ります。 ●子どもたち自身が地域の課題について考える機会を設定します。 ●福祉体験学習を実施します。 ●ワーク・ライフ・バランスについて、市民や事業所等の理解を促進します。

【市又は社協の取組み項目】

施策№	取組み項目	取組みの内容、目的等
1	施設訪問等による世代間交流の推進	●保育所入所児童の地域行事（祭り等の各種イベント）への参加を促進することにより、地域による子育て意識の醸成を図るとともに、入所児童の郷土愛の醸成を図ります。
2	福祉体験学習の推進	●総合的な学習の時間等において、福祉体験を取り入れた学習を実施し、児童生徒一人ひとりに共生の大切さを理解させるとともに、福祉社会を形成する資質・能力を育てます。
3	次代のまちづくりを担う人材の育成	●各学校において、児童生徒による地域貢献に係る取組みを進めることで「地域をよくするためにがんばろうとする志をもった子ども」を育成します。
4	地域福祉教育の推進	●小・中・高等学校の福祉教育に地域住民と協力しながら、地域福祉の担い手となるよう福祉教育を推進します。 ●生活支援コーディネーターが学校と連携を図りながら実施します。
5	子育て体験学習の推進	●高校生と入所児童の交流等により、高校生の保育に関する知識の習得及び子育て意識の向上を図ります。
6	ワーク・ライフ・バランスの推進	●性別にかかわりなく、個人の生活を大切にしながら働き続けることができるよう、仕事と家庭の両立について、関係機関と連携して周知・啓発します。

②市民が参加しやすい学習機会の充実

【 課題と今後の方向性 】

地域で支え合う人材を育成するため、学習機会の充実により一人ひとりの福祉意識の向上を図る必要があります。さらに、地域福祉に関する多様な学習機会を創出することで、地域福祉を担う人材を育成する必要があります。

また、新たに担い手となる活動者や地域づくりに関心が持てる人材を増やす働きかけをする必要があります。

今後は、地域福祉に関する講座等の学習機会を充実することにより、福祉意識の醸成と地域福祉を担う人材の育成を図ります。

座談会の意見

●「生涯学習プログラムの見直しと強化」「平常時から災害対策学習、減災対策学習を定着する」「尊厳死の学習会の開催と終末医療のあり方を考える」等、生涯学習の必要性を感じており、市民の意向に合った生涯学習の機会のさらなる充実が求められています。

（日常生活圏域別座談会）

【 期待される役割 】

基本的な視点	役割
自　　助 （市民）	●地域での催しや講演会等に参加します。 ●地域福祉活動の人材育成講座に参加します。 ●勉強会や研修等へ家族、近所で誘い合って参加します。 ●学習の成果を地域活動に活かします。
互　　助 （近隣）	
共　　助 （地域や関係機関・団体等）	●地域の特色ある住民福祉教育を進めます。 ●発表会等に参加し地域課題に対する取組み事例を発信します。 ●体験学習への協力のため、福祉事業者は講師を派遣します。
公　　助 （行政）	●生涯学習の効果的なプログラムを検討します。

【市又は社協の取組み項目】

施策No.	取組み項目	取組みの内容、目的等
1	地域における生涯学習機会の提供	●生涯学習センター等で開催する各種講座の開催情報をまとめ掲載した学習メニューブックにより生涯学習情報を提供します。 ●地域センター等での生涯学習講座の開催や、市民団体の求めに応じて出前講座を開設する等により、市民の自主的な学びを支援します。 ●生涯学習パスポートを発行・表彰することにより、市民の学習の意欲を高めます。

③権利擁護の推進

【 課題と今後の方向性 】

誰もが、人権や財産を侵害されることがなく、安心して暮らせることが大切ですが、近年、子どもや障害者、高齢者等に対する虐待、ＤＶ、高齢者を狙った詐欺等のニュースが後を絶ちません。

本市においても、児童虐待やＤＶ等の人権侵害で苦しんでいる人や、自分の意思をはっきりと示すことができない人、また助けを求めることをためらっている人がおられます。

誰もがお互いに尊重し合える社会になるよう、市民の人権に対する正しい理解と認識を深め、虐待等の人権侵害の未然防止を図ることが必要です。

また、自分ひとりで物事の判断をすることに不安を抱える人に、財産の管理やサービスの利用の支援を行う制度について知ってもらい、制度の利用を促進します。

【 期待される役割 】

基本的な視点	役割
自　　助 （市民）	●虐待やDVを受けている場合は、一人で抱え込まず、周りの人や相談窓口を利用します。 ●人権啓発イベントや講座へ積極的に参加し、人権意識を高めます。 ●成年後見制度等について理解し、必要に応じて利用します。
互　　助 （近隣）	●身近な相談相手となる関係づくりに努めます。 ●虐待やDVに気づいたら、勇気を持って関係機関へ通告します。
共　　助 （地域や関係機関・団体等）	●成年後見制度等の利用促進を図るための体制を整備します。 ●地域全体で児童虐待やＤＶ等の予防に協力します。
公　　助 （行政）	●関係機関との連携により、暴力や虐待の未然防止・早期発見に努めます。 ●人権や権利擁護の研修・講座を開催し、市民の意識向上を図ります。 ●広く市民に成年後見制度等の周知を行います。

【市又は社協の取組み項目】

施策№	取組み項目	取組みの内容、目的等
1	成年後見制度の普及啓発	●あいサポートフォーラムを開催し、成年後見制度の普及啓発に努めます。 ●出前講座において、引き続き普及啓発に努めます。
2	虐待を未然に防ぐための意識啓発	●虐待を未然に防ぐための、子育て支援関係者や市民を対象とした研修会を開催します。 ●児童虐待の早期発見・再発防止や要保護児童の適切な保護を行うため、市民や地域の子育て支援関係者に対し啓発活動を行います。
3	人権啓発の推進	●人権が尊重される社会の実現に向けて、法務局や人権擁護委員協議会等と連携し、意識啓発を行います。 ●生涯学習センター等で人権講座や参加体験型学習を実施します。 ●人権教育の指導者を養成します。

（２）地域で活動できるきっかけづくりの推進

【 課題と今後の方向性 】

価値観や生活様式が多様化する中、地域における人と人とのつながりが希薄化しています。

これまでボランティアをはじめとした地域活動にあまり参加してこなかった人が、活動に関心を持ち、まずは気軽に参加することができるようなきっかけづくりが必要です。

誰もが自分の価値観や生活様式にあった地域活動ができるよう、様々な活動の場をつくるとともに、必要な知識を習得できる機会をつくります。

アンケートから

●現在ボランティア活動に参加している人は１割程度にとどまっており、参加したことがない人は約５割にのぼっています。
●また、ボランティアの内容に関しては「道路や河川などの環境美化に関すること」の割合が最も高く、次いで「祭りなどの催しや行事に関すること」が半数以上となっています。

（市民アンケート調査）

座談会の意見

●子どもの見守りボランティアが足りていないという課題があげられましたが、そのほかにボランティアについては、「地域ボランティアを公募する」「有償ボランティアを活用する」「高齢にともなって農業ができなくなる人をボランティアや行政で支援をする」「ボランティアや行政の協力を得て障害者の家族を訪問して状況を把握する」「認知症サポーターの充実と具体的な活動を明確にする」等、多くのご意見をいただきました。

（日常生活圏域別座談会）

【 期待される役割 】

基本的な視点	役割
自　　助 （市民）	●自分にあった地域活動を見つけ、活動に参加します。
互　　助 （近隣）	●地域のイベントや催しに、隣近所で誘い合って参加します。 ●地域の人と会話を通じて、地域活動に関する情報交換を積極的に行います。
共　　助 （地域や関係機関・団体等）	●多くの人が共感し参加できるボランティア活動を企画・運営します。 ●広く市民に地域における様々な地域活動について知ってもらえるよう、イベントを開催します。
公　　助 （行政）	●参加する人のそれぞれの価値観やニーズに応じた地域活動の場をつくります。 ●誰もが地域福祉活動に必要な知識を得られるような機会をつくります。

【市又は社協の取組み項目】

施策№	取組み項目	取組みの内容、目的等
1	ファミリー・サポート・センターによる支援	●多様化する子育て支援ニーズに対応し、地域における子育て支援を充実させるため、子どもを預かる子育ての援助を行いたい人（提供会員）の確保に努めます。
2	子どもの見守り活動の推進	●学校の登下校における地域の方の見守り活動や学校安全ボランティア講習会の開催、子ども 110 番の家の協力依頼等、地域のボランティアによる見守り活動を推進します。
3	子育てサポーターの育成	●地域の子育て家庭に対して、交流の場や情報の提供を行う等の子育て支援を担う子育てサポーターを育成します。
4	高齢者の社会参加促進	●地域活動へ参加するきっかけづくりとなるインセンティブ付与の仕組みの普及を図ります。
5	認知症サポーターの養成	●認知症について理解のある市民を増やすことで、認知症の人を地域で見守る環境づくりにつなげます。
6	コミュニティ健康運動パートナーの育成	●地域で行う高齢者の健康維持につながるスポーツ活動等の普及に協力する人材を増やすため、住民自治協議会から推薦のあった方をコミュニティ健康運動パートナーとして育成します。
7	ぐるマルサポーターの育成	●訪問型サービス A の提供者の育成のため、介護に関する基礎的講座を実施し、ぐるマルサポーターとして育成します。
8	介護サポーター制度の推進	●元気な高齢者の方の「就労の場」の確保、「健康維持・介護予防」、「生きがいづくり」につながり、介護現場では「介護職員の負担軽減」、「サービスの質の向上」が図られる介護サポーター制度を推進します。
9	ペアレントメンターの育成	●発達障害の診断を受けて間もない、又は診断を待つ保護者の心の負担軽減のため、ペアレントメンターを育成します。
10	手話・音訳等ボランティア養成講座の充実	●障害のある方が安心して地域で暮らすため、障害に対する理解者、協力者を増やし、活動していただくことを目的に養成講座（手話通訳、要約筆記等）を実施します。
11	ゲートキーパーの育成	●ゲートキーパーの役割を学び、自殺の危険性が高い人に早い段階で適切な対応を図るため、自殺のサインに気づき、必要な機関につなぐことができるゲートキーパーを養成します。 ●養成研修会で学んだことが実践できるように、フォローアップ研修を実施します。
12	生涯学習への市民参画の誘導	●市民に学びの機会を提供し、「市全体を、学びのキャンパスに」を目指し、生涯学習を通して「人づくり」、「まちづくり」の推進を図るため、生涯学習フェスティバルを実施します。
13	健康福祉まつりの実施	●市民参加による福祉・保健・医療機関等と連携、協働して市民の健康と福祉への理解と関心を醸成するため、市民参加による全市域及び各地域単位で健康福祉まつりを実施します。

（３）地域で活躍できる担い手の育成

【 課題と今後の方向性 】

地域活動が継続的に行われ、発展していくためには、その活動のリーダーとなる人材が欠かせません。

リーダーには、活動に対する意欲だけでなく、組織運営や福祉に関する様々な知識や地域での人脈等が必要となってきます。

リーダーが、地域でのネットワークを広げ、活動に必要なスキルや情報を手に入れることができるよう、リーダー同士の交流の場づくりや、研修等を行います。

【 期待される役割 】

基本的な視点	役割
自　　助 （市民）	●地域のリーダーの活動の意義を理解します。 ●地域のリーダーの要請に協力し、共に活動します。 ●将来、地域の中心的な存在となって活動できるよう地域に関心を持ち続けます。
互　　助 （近隣）	
共　　助 （地域や関係機関・団体等）	●団塊の世代の人々が培った知識・技術等を活かします。 ●様々な分野の関係者との交流を図ります。 ●社会福祉事業者として社会貢献に努めます。
公　　助 （行政）	●地域活動の中心となる人が、活動に必要な知識や情報が得られるよう、各種研修や情報交換の機会を作ります。 ●それぞれの地域活動のリーダー同士が情報交換を行える場をつくります。 ●地域活動の中心となる将来的な人材を確保する方策を検討します。

【市又は社協の取組み項目】

施策№	取組み項目	取組みの内容、目的等
1	地域活動者の交流の場の提供	●サロン活動者のつながりを深めるため、サロン活動に必要な情報提供やお互いの情報交換をし合う研修会を実施します。 ●サロン世話人研修会への参加を促すため、研修内容を協議します。 ●地区社協の代表者・役員等が集う連絡会を開催し、社協の事業説明やお互いの活動について情報交換等を行います。 ●地区社協役員の高齢化と後継者問題、住民自治協議会との連携等への対応を検討します。
2	地域福祉活動者への人材育成機会の提供	●住民参加と協働による支え合いの地域づくりを進めるため、東広島市、民生委員児童委員協議会との共催による「あったか笑顔のまちづくり講演会」を開催します。また、地域包括支援センター・高齢者相談センターによる研修や情報交換会を通じて、関係機関・団体相互のネットワークづくりを強化します。 ●講演会をきっかけに新たな活動者（担い手）や地域づくりに関心が持てる人材が増えるよう働きかけます。
3	地域づくりリーダーの養成	●地域住民自治を推進するため、地域活動のリーダーや担い手となる市民に対して、研修機会の充実を図ります。

4	地域づくり実務者養成連続講座の開催	●住民自治協議会や各種市民活動団体のリーダーや事務局を対象に、会議・ワークショップ等の技法、先進事例の研究等をはじめとする知識の習得を目的とした実務者研修を開催します。
5	シニア向けボランティア講座等の提供	●熟年大学が、生涯学習の場として生きがいや社会参加への意識の向上を目的とするだけでなく、個人の趣味や特技を活かし、地域のリーダーや地域福祉の活動者として活躍できる人材育成の場となるよう取り組みます。

2　地域のつながりづくり

（１）市民が参加できる様々な居場所づくりの推進

【 課題と今後の方向性 】

地域でのつながりを保ち孤立を防ぐことは、地域福祉を進めていくうえで基盤となるものです。

しかし近年、核家族化やライフスタイルの変化により、地域住民同士が関わる機会が減っています。身近な地域の中で気軽に集まり、顔の見える関係が築ける居場所づくりが必要です。

現在、各地域で高齢者を中心とした通いの場、地域サロンや、子育てサロン等の集いの場が開かれています。

今後も、それぞれの地域でそれぞれのニーズに合った居場所づくりが進み、その活動が発展していくよう支援します。

アンケートから

●地域の福祉課題に対する関心度をみると、近所付き合いが親密な人ほど関心度が高く、同様に地域とのつながり意識が強い人ほど関心度も高い傾向にあります。

（市民アンケート調査）

座談会の意見

●「各サロンの交流、情報交換をする」「各種サロンへの男性の参加をアピールする」「サロン活動に学生ボランティアをお願いする」「サロン参加への交通手段を確保する」「サロンの内容を改善する」「参加していない高齢者へ声掛けをする」「子どもたちの放課後の居場所づくりをする」等、様々なご意見をいただきました。

（日常生活圏域別座談会）

【 期待される役割 】

基本的な視点	役割
自　　助 （市民）	●人と人とのつながりを大切にし、積極的に地域とのふれあいや交流をします。 ●通いの場や地域サロン、子育てサークル活動等に参加し、仲間づくりや交流を楽しみます。
互　　助 （近隣）	●通いの場や地域サロン、子育てサークル活動等に参加する仲間を増やします。
共　　助 （地域や関係機関・団体等）	●通いの場や地域サロン、子育てサークル活動等を支援します。
公　　助 （行政）	●通いの場や子育てサークル活動の立上げを支援します。 ●サロン参加への交通手段の確保方策を検討します。

【市又は社協の取組み項目】

施策No.	取組み項目	取組みの内容、目的等
1	子育てサークル活動等の推進	●地域福祉の向上、子育てグループへの支援のため、子育てサロンの紹介・広報、活動施設の利用支援を行います。
2	通いの場・地域サロン活動の推進	●通いの場及び地域サロンの設置・運営を支援するとともに、身近なところで気楽に集える場所を確保して高齢者の介護予防や生きがい活動につなげること等を目的として、新規立ち上げや継続的な運営支援を実施します。

（２）日常的な地域の支え合いの支援

【 課題と今後の方向性 】

日頃からの隣近所でのあいさつや声かけ、見守りにより、人の気持ちに寄り添う関係づくりを進めます。

隣近所で支え合い助け合う「おたがいさま」の人間関係を基礎とした、日常的な声かけや見守り、ちょっとした手助けといった地域の支え合い活動を支援します。

アンケートから

●住民相互の支え合いや助け合いについては８割程度の市民が必要と回答しています。また、自分が手助けできることとしては、「安否確認の声かけ・見守り」をはじめとして、「話し相手」や「電球の取替えなど軽度な手伝い」等の順で日常的なちょっとした手助けができると回答しています。

（市民アンケート調査）

座談会の意見

●見守りについて、「自治会、PTA、見守り隊、近所の人等が連携して地域で子どもや高齢者の見守りをする」「高齢者の見守りのため、信頼できる人に鍵を預けたり身内の連絡先を知ってもらったりする」等、多くのご意見をいただきました。

（日常生活圏域別座談会）

【 期待される役割 】

基本的な視点	役割
自　　助 （市民）	●困ったときに相談できる人間関係を築きます。 ●地域で自分が手助けできることについて考えます。
互　　助 （近隣）	●日常の外出に併せて、近所の様子を気にかけます。 ●地域の声かけや見守り活動に参加します。 ●認知症の方に対する理解を深め、適切な応対を心掛けます。

共　　助 （地域や関係機関 ・団体等）	●日常業務の中で、地域の見守り活動等に協力します。 ●それぞれの地域で、日頃から地域で声かけや見守りができる関係づくりができるよう支援します。 ●住民同士の助け合いを促進するため、引き続き、「そよかぜねっと」の運営に取り組みます。
公　　助 （行政）	●民間事業所等と連携して地域の見守りネットワークを強化します。 ●住民同士の助け合いのきっかけづくりや活動の支援をします。

【市又は社協の取組み項目】

施策№	取組み項目	取組みの内容、目的等
1	民間事業所等との見守り協定の推進	●地域の見守りネットワークの強化を目的として、新聞販売店、郵便局、警察署、広島中央農業協同組合及びスーパーマーケットの移動販売車両等が、日常の業務等で住民の異変に気付いた場合、該当地区の民生委員児童委員に連絡するとともに、必要に応じて市や社協が連携して支援等を行います。 ●民生委員児童委員が社協等の関係機関と円滑な連携が図れるよう、引き続き取り組みます。
2	住民主体の高齢者に対する助け合い活動の育成支援	●地域住民が主体となって行う高齢者の日常生活を支える助け合い活動の支援や、その活動の創出を支援します。
3	そよかぜねっとの推進	●公的サービス等では対応できない住民のニーズを解決するため、“あったかい地域づくり”を推進することを目的として、全市民、特に高齢者・障害者・子育て中の保護者を対象として、広報紙・パンフレット等による広報活動、担当者によるそよかぜ検討会議、初回訪問、ケア会議等への出席等を実施します。 ●活動者の高齢化や活動者不足に対応するとともに、特に福祉専門職や機関へ向けた事業の周知を図ります。

（３）災害時の避難支援を通じた助け合いの促進

【 課題と今後の方向性 】

地震や大雨等の大規模災害が全国各地で発生する中で、地域住民同士のつながりによる地域防災力の向上が全国的な課題となっています。

平成 30 年７月に発生した豪雨は、市が過去に経験したことがない記録的な大雨となり、各所で甚大な被害をもたらしました。

本市では、「避難行動要支援者避難支援プラン」を策定しており、防災体制の整備として、自主防災組織の活動促進、避難行動要支援者の把握による避難支援を円滑に進める体制づくりを進めます。

アンケートから

●災害等緊急時の備えとして重要だと思うことについては、「日頃からのあいさつや声かけ、付き合い」「地域・近所での協力体制づくり」「災害時の情報伝達方法の確立」「地域の支援や配慮が必要な人の把握」等の回答が多くなっています。

●近所の人に手助けしてほしいこと、近所の人に手助けできることとしては、いずれも、「災害時における避難等の手助け」が上位を占めています。

（市民アンケート調査）

座談会の意見

●防災意識については、「防災訓練などを通して災害への備えをする」「自分の命は自分で守る意識を持つ」「日頃から防災・減災対策学習を定着させる」等、避難場所については、「各自で避難場所や安全な場所を確認しておく」等のご意見をいただきました。また、「避難情報の発信、避難経路の周知、避難所の運営等について検討、訓練が必要」「防災訓練等を通して災害への備えをする。」等の様々なご意見をいただきました。

（日常生活圏域別座談会）

【 期待される役割 】

基本的な視点	役割
自　　助 （市民）	●自分の命は自分で守る意識を持ちます。 ●各自で避難場所や安全な場所を把握し、災害時の行動について家族で情報共有しておきます。 ●災害情報の重要性を理解して積極的な情報収集（緊急告知ラジオの取得や防災メールの活用等）に努めます。
互　　助 （近隣）	●近隣に災害時に支援が必要な人がいないか把握します。 ●地域の危険箇所、避難所や避難路等を確認します。 ●自主防災組織に参加・協力します。

共　　助 （地域や関係機関・団体等）	●各地域で自主防災組織をつくり、災害に対応します。 ●災害時に支援が必要な人について、本人と話し合いながら避難の方法等について計画を立てます。 ●災害等の緊急時に、被災者への生活サポート活動を迅速に行います。
公　　助 （行政）	●防災に関する知識を広く市民に伝えます。 ●自主防災組織の立ち上げや活動を支援します。 ●避難行動要支援者避難支援プランの運用を通じて、災害時の地域での助け合いが進むよう支援します。

【市又は社協の取組み項目】

施策№	取組み項目	取組みの内容、目的等
1	自主防災組織の育成支援	●自主防災組織の充実を図るため、防災に関する知識及び技能の習得及び普及を支援する「地域防災リーダー」を育成します。 ●出前講座の開催や啓発教材の提供等を通じて、自主防災組織の活性化を支援します。
2	避難行動要支援者に対する支援	●災害時に自力で避難することが困難な住民の避難を支援するため、住民自治協議会等を対象に避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）を必要に応じて随時見直します。 ●避難行動要支援者が発災前に避難できるよう、継続的に個別計画の策定を促進します。 ●ICT や IOT の活用による効率的な避難支援について検討します。
3	災害情報システムの普及	●災害情報を広く住民に知らせることで被害を最小限とするため、全市民を対象に防災情報等のメール配信サービス及び緊急告知ラジオの普及に努めます。 ●防災情報の入手の重要性を伝えます。
4	被災者サポート体制の充実	●社会福祉施設連絡協議会と連携して福祉施設や事業所向けの研修を充実するとともに、総合防災訓練への参加だけでなく、関係機関と連携して設置運営訓練を行います。 ●市内で災害が発生した場合に、迅速かつ効率的にボランティア活動が行えるよう、災害ボランティアの事前登録を行うとともに、被災者生活サポートボラネット事業と連動した取組みを進めます。

3　地域福祉活動を支える環境づくり

（１）住民自治協議会を主体とした協働のまちづくりの推進

【 課題と今後の方向性 】

住民自治協議会をはじめとした各種団体等が連携して “地域の福祉力”が高まるよう支援します。

アンケートから

●地域福祉における行政と市民の関係については、「住民も行政も協力して、福祉の充実のために共に取り組むべきである」の割合が３割と最も高く、次いで「行政の福祉サービスを基本としながら、足りない部分を市民が助け合うべきである」が２割、「地域の住民同士で助け合いながら、足りない部分を行政が支援すべきである」が２割弱の順となっています。

（市民アンケート調査）

座談会の意見

●住民自治協議会等については、「住民自治協議会が先導して地域の行事などに取り組む体制を確立する」「住民自治協議会、社協、老人会などで趣味の会をつくり高齢者の閉じこもりを防ぐ」「地区社協の強化を図る」「マンションなどの集合住宅の方たちに自治会・住民自治協議会に加入していただく」等、多くのご意見をいただきました。

（日常生活圏域別座談会）

【 期待される役割 】

基本的な視点	役割
自　　助 （市民）	●地域の一員としての自覚を育みます。 ●主体的に地域の特性に応じた取組みを行います。 ●地域づくりに必要な研修、講座等に参加します。
互　　助 （近隣）	●地域の情報を隣近所で共有します。 ●地域の課題を自分ごととして捉え、解決に向けて取り組みます。 ●自治会・住民自治協議会への加入促進に努めます。
共　　助 （地域や関係機関・団体等）	●地域づくりに必要な研修、講座や、地域課題の把握のための調査等を実施します。 ●地域の課題をまとめて、行政との話し合いを行います。 ●行政と住民自治協議会等の連携を深めます。 ●住民自治協議会は地区社協や福祉部会をはじめとした各種団体と連携しながら、地域活動の支援を行います。
公　　助 （行政）	●地域の課題の整理や地域の参画を進める上で、住民自治協議会が行う調査や分析等について、市関係各課で連携しながら相談支援を行います。 ●地域の課題の解決に向けた支援を行います。 ●住民自治協議会の運営力強化のための支援を行います。

【市又は社協の取組み項目】

施策No.	取組み項目	取組みの内容、目的等
1	地域づくり推進交付金の充実	●住民自治協議会の活動状況等を踏まえる中で、地域づくり推進交付金がより効果的な制度になるよう、既存の補助金の統合をはじめ、充実化に向けて検討・調整を行います。
2	協働支援員の配置	●住民自治協議会の活動の支援や適正な運営体制の検討、多様な主体間の連携のコーディネート等の支援について、地域に出向いて取り組む人材を配置します。
3	地域情報の発信	●住民自治協議会をはじめ、市民活動団体などの多様な主体による活動状況を、広報紙のほか映像や音声により幅広く発信していきます。

（２）福祉団体、民生委員等の活動の育成、支援

①活動者、活動団体のネットワークの強化とコーディネート

【 課題と今後の方向性 】

少子高齢化や人口減少による地域の存続の危機、生活課題の複合化・複雑化、社会的孤立と社会的排除等様々な要因により “地域の福祉力”の低下が進んでいます。

こうした中、各種団体がより連携を強め、ネットワークの強化を図ることで、お互いを補完し合い、今まで実現が難しかった新たな活動が展開されることが期待されます。

また、本市には、大学や様々な企業が立地していることから、学生と地域の結びつき、企業と地域の結びつきを強化して、学生のボランティア活動、地域活動や企業の社会貢献活動等を推進する必要があります。

今後は、より一層各種団体や組織と市民が連携し、“地域の福祉力”が高まるようネットワークの強化に努めます。また、大学、企業の立場でできる活動を実践していくことで、新たな地域福祉活動の創出を目指します。

座談会の意見

●「広島国際大学と連携して地域医療費の削減活動をする」「サロン活動の人材確保の一つとして学生ボランティアをお願いする」「広島大学や近畿大学などの学生ボランティアの参加による地域交流の場をつくる」等、多くのご意見をいただきました。

（日常生活圏域別座談会）

【 期待される役割 】

基本的な視点	役割
自　　助 （市民）	●ボランティア活動等に参加します。 ●地域の様々な課題に関心を持ち、福祉の知識を深めます。

互　　助 （近隣）	●地域の様々な課題について隣近所で共有します。 ●様々な活動団体と交流し、活動に協力します。
共　　助 （地域や関係機関 ・団体等）	●積極的に社会貢献活動を行います。 ●団体同士の交流・情報交換、活動の周知を行います。 ●地域の課題の解決に向け、多くの関係団体と課題共有できるよう情報発信に努めます。 ●地域の福祉施設、企業、市民のネットワークを構築します。 ●学生のボランティア活動の機会を提供します。
公　　助 （行政）	●ボランティア活動に関する様々な相談を受け付け、支援します。 ●様々な分野の関係者との交流・ネットワークを構築します。 ●ボランティア協議会等のネットワークの周知を図ります。 ●学生の地域活動の促進に取り組みます。 ●大学や研究機関等と連携・協働した取組みを推進します。

【市又は社協の取組み項目】

施策№	取組み項目	取組みの内容、目的等
1	ボランティア活動支援センターの充実	●ボランティア活動を推進するため、市民を対象にボランティア活動の推進に係る情報の収集・提供及び個人・団体のボランティア活動の相談業務を実施します。 ●相談件数の減少に対する対策を検討します。
2	あったか応援センターの充実	●ボランティア活動者及び関係機関と連携しボランティアに関する情報提供を行うとともに、若い世代が地域の中で活動するきっかけとなるよう、支援を行い、ボランティア活動の活性化を図ります。
3	ボランティア連絡協議会の運営	●市内のボランティアグループ相互の交流と連携を深め、市民の福祉ニーズを的確に把握して積極的に活動する中で、豊かで思いやりのあるまちの充実・発展を図ります。 ●市内のボランティア活動の裾野を広げる研修会の開催等、活動を進めます。
4	社会福祉施設等の連携体制の充実	●社会福祉施設連絡協議会と連携し災害時における体制の整備や福祉・介護人材の確保を進めるとともに、東広島警察署が行う「はいかい老人 SOS ネットワークシステム」の窓口として捜索に協力します。 ●福祉・介護の人材の確保・育成・定着に向け、福祉・介護人材確保等総合支援協議会を開催し、求人説明会や研修会、学校等での「福祉の職場魅力発見授業」の開催等、関係機関と一体となった取り組みを進めます。 ●日常生活圏域における地域ニーズを把握し、地域課題の解決に向けた情報交換や研修会等の実施、社会福祉施設の公益的な取組みを支援します。
5	学生と地域の交流・連携の促進	●学生が地域社会において、社会貢献活動やまちづくり活動等の主体的な地域活動をするのを促進するとともに、地域課題と学生の地域活動のマッチングを行う等、学生と地域の交流・連携を促進するためのコーディネート機能の充実を図ります。
6	高齢者の生活支援体制の整備	●生活支援コーディネーターを配置し、地域課題・資源の把握や、地域の関係者のネットワークの構築に努めます。 ●地域住民の代表者や保健、医療、介護、福祉等の関係者が情報を共有し、連携を強化する場として、地域関係者ネットワーク会議を運営します。

7	地域と企業・大学等との連携による社会参加型の健康寿命延伸	●ヘルスケア産業に関心のある企業や大学等と連携して、通いの場において、運動機能や栄養、口腔機能の向上に向けた取組みを促進します。
8	市民協働センターの充実	●市民協働センターで、多様な主体の相談窓口、情報の一元化、活動コーディネートを行います。 ●各地域における先導的な取組み事例や失敗事例も含め、行政のみならず、大学、民間事業者、企業、ＮＰＯ等の施設、人材、学習機会、学習資源等生涯学習や地域参画に関する情報を双方向に受発信できる体制を構築します。

②福祉団体等の育成、支援

【 課題と今後の方向性 】

本市には社協をはじめとした各種の福祉団体があり、様々な地域福祉活動を実践しています。今後も、地域の人材やボランティア等の発掘・育成、地域住民の交流機会の充実等の地域福祉活動を推進するため、市と各種福祉団体相互の連携とともに、市との連携強化を図る必要があります。

また、地域福祉活動の担い手である地区社協、ＮＰＯ等の各種福祉団体の活動への支援と育成を図ります。

座談会の意見

●「地域の福祉施設、企業、市民との連携による地域のネットワークの構築を進める」「個人の力には限界があるが、集団になれば予想以上の力が発揮できる」「各自治会、民生委員児童委員、長寿会その他の団体等による緩やかであるが、確実な“見守り合いネットワーク”を定着させる」等のご意見をいただきました。

（日常生活圏域別座談会）

【 期待される役割 】

基本的な視点	役割
自　　助 （市民）	●ボランティアや福祉団体等の活動に関心を持ち、情報を収集します。
互　　助 （近隣）	●ボランティア活動に参加します。 ●福祉団体等の活動に協力します。
共　　助 （地域や関係機関・団体等）	●市民協働センターを活用し、市民活動団体を設立します。 ●地区社協等活動を支援し、活動の充実に努めます。
公　　助 （行政）	●ＮＰＯ等の市民活動団体の立上げを支援します。 ●各種福祉団体等の活動を支援します。

【市又は社協の取組み項目】

施策No.	取組み項目	取組みの内容、目的等
1	ＮＰＯ等の市民活動団体の設立・運営支援	●多様な主体の一翼を担う団体の設立のため、市民協働センターで設立に係る必要条件等様々な情報を伝えることにより、組織設立や運営を支援していきます。
2	地区社協等活動の支援	●地域の特色ある福祉活動の仕組みづくりを支援するため、あったか笑顔のまちづくり推進連絡会議を開催します。 ●地区社協役員の高齢化や後継者等の担い手不足の課題について、住民自治協議会との連携等の支援をしていきます。
3	生きがい活動の推進（老人クラブへの支援）	●高齢者が地域社会の中で孤立することなく、生きがいを持って充実した生活を送ることができるよう老人クラブを支援します。
4	シルバー人材センターへの支援	●高齢者の就業機会の確保を積極的に推進するとともに社会貢献に対する意識の高揚や社会参加の促進を図るため、シルバー人材センターを支援します。
5	青少年健全育成活動団体の支援	●次代を担う青少年の健全育成活動や非行防止活動を推進するため、「青少年育成東広島市民会議」「社会を明るくする運動東広島市推進委員会」を支援します。 ●支援団体の活動の活性化を図ります。
6	地域福祉活動の実践団体との協働	●社協及び各種福祉団体等の運営事業を推進し、地域福祉の向上が図れるよう支援します。
7	自主防犯活動の支援	●市民の安全と犯罪の未然防止を図り、安全・安心なまちづくりを目指すため、東広島市防犯連合会が実施する自主防犯活動（わがまちの安全守り隊）の支援を行います。 ●犯罪認知件数は減少しているものの、自転車盗難等の件数は依然高いままであるため、継続した取組みを行います。
8	地域における相談支援体制の構築	●市民の身近な相談相手として、様々な相談や情報提供を行う地域の相談体制を構築します。 ●民生委員児童委員活動への支援を行います。 ●福祉ニーズの多様化にともない、相談業務のスキルアップのため、効果的な研修を実施します。

（３）誰もが集い、活動しやすい拠点づくり

【 課題と今後の方向性 】

市民の活動を活発にするには、まずは市民同士が集える場が必要です。一方で、公共施設の維持管理等については、公共施設等総合管理計画に基づき市全体としての方向性に留意しながら施設の充実に取り組む必要があります。

また、拠点施設の利用を促進するとともに、市民が気軽に参加できる活動の場や交流の場づくりを進めます。

座談会の意見

●地域センターをはじめとした地域拠点については、「地域センターの地域住民の拠点としての機能や貢献を再評価する必要がある」「地域センターを利用して交流する」「高齢化している団地等での助け合いのため、地域センターに交流の場をつくる」「地域センターの活動を広報する」「集会所、広場などの高齢者の活動場所を整備する」「地域の集会所で小学生を元気な高齢者が預かる」「老朽化した集会所を市の補助（全額ではない）で改修することを検討する」等、多くのご意見をいただきました。

（日常生活圏域別座談会）

【 期待される役割 】

基本的な視点	役割
自　　助 （市民）	●福祉センター、生涯学習センター、地域センターや集会施設等の公共施設を適切に利用します。 ●地域の施設等に愛着をもち、維持管理に協力します。
互　　助 （近隣）	
共　　助 （地域や関係機関・団体等）	●ボランティアや活動団体の拠点に地域の施設を活用します。 ●施設の地域拠点化を進めます。
公　　助 （行政）	●施設の適切な維持管理、計画的な改修等を進めます。 ●誰もが利用しやすいよう、施設の利便性の向上やバリアフリー化に努めます。

【市又は社協の取組み項目】

施策No.	取組み項目	取組みの内容、目的等
1	福祉施設の利用促進	●市民の生活文化の向上や、社会福祉の増進、保健活動の充実を図るため、福祉センター等を管理運営します。 ●公共施設等総合管理計画に基づき、施設の適切な維持、計画的な改修等を進めます。
2	地域活動拠点施設の維持	●住民自治協議会が持続可能な活動が行えるよう、地域の活動拠点施設の維持管理に努め、改修等施設の長寿命化対策に取り組みます。
3	生涯学習施設の利用促進	●公共施設等総合管理計画に基づき、施設の適正配置に取り組むとともに、市民の学習活動の場として持続していくことができるよう、計画的な保全に取り組みます。

4　必要とする人が必要な支援を受けられる仕組みづくり

（１）わかりやすさを重視した福祉情報の発信

【 課題と今後の方向性 】

アンケート調査や座談会の結果によると、過半数の人が情報を入手できていないと回答していることや、わかりにくいといった意見がありました。

今後は、様々な人の利用を想定し、市の広報やパンフレット・チラシ等の紙媒体及び電子メール、携帯メール、インターネット等の電磁媒体による情報発信を進めるとともに、公共施設等の多くの住民が集まる場や各種相談窓口等での情報提供等、多様な方法による情報提供の充実を図ります。また、障害のある人でも必要とする情報が適切に得られるよう、効果的な情報提供に努めます。

アンケートから

●福祉に関する情報の提供に関する満足度は１割未満と低くなっていますが、３割の人が重要な取組みと思っており、今後の重要な課題となっています。
●情報入手の充足度は、４人に１人が入手できていると回答している一方で、過半数が「入手できていない」と回答しています。
●福祉情報の入手先としては、「広報紙」「回覧板」「新聞・雑誌・テレビ・ラジオなど」「インターネット等」の順となっています。また、29 歳以下では「ＳＮＳ」、30 歳代では「保育所等」、60 歳代では「回覧板」「自治会」等、年齢によって情報入手先に差がみられます。　（市民アンケート調査）

座談会の意見

●福祉情報の提供については、「情報の重要度のランクづけとメール・回覧版・広報誌・口頭・集会・電話等の情報提供手段の確立を図る」「よろず相談窓口を開設する」等のご意見をいただきました。　（日常生活圏域別座談会）

【 期待される役割 】

基本的な視点	役割
自　　助 （市民）	●地域の福祉情報について関心を高めます。 ●積極的に情報を収集する意識を持ちます。
互　　助 （近隣）	●地域の有用な情報を周囲に伝えるよう努めます。
共　　助 （地域や関係機関・団体等）	●地域活動に役立つ情報を活動者に積極的に提供します。 ●視覚障害者や聴覚障害者等に配慮した情報発信をします。 ●市民活動が地域住民に届くよう積極的にメディアを活用します。
公　　助 （行政）	

【市又は社協の取組み項目】

施策No.	取組み項目	取組みの内容、目的等
1	地域福祉活動の情報提供と共有	●社協だより「ふれあい」（年４回発行）やパンフレットの発行を行うとともに、点字広報・声の広報を活用し、幅広く地域の福祉活動を全市域に発信します。
2	市民活動情報の発信	●地域内や地域間で交流・連携が促されるよう、広報紙やホームページ等での掲載情報の充実やＳＮＳによる積極的な情報発信に取り組みます。 　また、市民協働センターや市民協働スペースで、地域センターだよりをはじめ市民活動の状況を広く発信します。
3	サービス利用者目線に立った分かりやすい情報提供	●広報やホームページのほかフリーペーパーやパンフレットの提供による情報提供を行い、情報の周知徹底を図ります。 ●視覚、聴覚の障害に応じた手段により、情報提供を行います。 ●子育て世代の多くが情報取得の手段としているＳＮＳを活用した情報発信に取り組みます。

（２）市民生活を支えるセーフティネットの充実

【 課題と今後の方向性 】

全国的に高齢者や障害者が増加している中で、誰もが安心・安全で快適に暮らすことができる、住みやすいまちづくりを推進する必要があります。

また、緊急時に外部に連絡を取る手段の確保が大切になります。

今後は、知的障害者や認知症の高齢者等、自分ひとりで物事の判断をすることに不安を抱える人が、サービスの利用や財産の管理等に関して権利侵害をされないよう、権利擁護体制の充実に努めます。

また、ひきこもりの人や複合課題を抱える人・子どもの貧困等は、社会的に大きな課題となっています。

こういった課題に対しては、各相談窓口間で連携を図りながら受け止め、必要に応じ保健、医療等の専門機関と連携を図りながら、解決に向けた支援を行っていきます。

さらに、虐待やいじめ、ＤＶ等の人権侵害や意思表示のできない方々に対する支援の必要性が高まっていることを踏まえ、地域、関係機関、事業者の連携を一層強化し、人権や権利擁護の推進に努めます。

アンケートから

●経済的に困っている人等に対する支援については、「相談ができる福祉窓口の充実」「仕事に就くための支援」「生活に困っている世帯の子どもが学習や進学をするための支援」等を求める回答が多くなっています。また、子どもの生活支援については、「生活の支援（子ども食堂などの居場所や食事の提供、保護者の自立支援、何でも相談できる場所の提供等）」を求める声が最も多くなっています。

（市民アンケート調査）

【 期待される役割 】

基本的な視点	役割
自　　助 （市民）	●成年後見制度等について理解し、必要に応じて利用します。 ●虐待や DV を受けている場合は、一人で抱え込まず、周りの人や相談窓口を利用します。 ●急病、事故等に備え、緊急通報システムを利用します。
互　　助 （近隣）	●身近な相談相手となる関係づくりに努めます。 ●虐待や DV に気づいたら、勇気を持って関係機関へ通告します。
共　　助 （地域や関係機関・団体等）	●地域全体で児童虐待やＤＶ等の予防に協力します。 ●施設利用者の緊急事態発生時に迅速かつ適切に対応します。 ●判断能力が不十分な人に対して、契約による福祉サービスの利用援助等を行うことにより、自立した地域生活を送れるよう援助します。
公　　助 （行政）	●生活困窮者の自立支援に努めます。 ●連携による、暴力や虐待の未然防止・早期発見に努めます。 ●成年後見制度の運営を通して、物事を判断する能力が十分でない方の権利を擁護します。 ●緊急時の連携体制の構築に取り組みます。

【市又は社協の取組み項目】

施策No.	取組み項目	取組みの内容、目的等
1	生活困窮者に関わる相談支援体制の充実	●就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立等により生活困窮に陥っている人の把握に努め、生活困窮者自立相談支援機関につなぐことで、関係部署と専門機関が連携した支援を行えるよう努めます。
2	虐待・ＤＶ等の防止対策の推進	●要保護児童対策地域協議会を運営し、各関係機関のネットワークの強化と情報共有を図ります。 ●養育困難家庭への家庭育児支援を行い、児童虐待等の要保護児童に係る問題の未然予防、早期発見、早期解決に努めます。 ●子どもが、地域や家庭で他者と協働しつつ生きる力と、豊かな感性・知性、人間性を持てるよう、家庭や子どもに関する各種相談に対応します。 ●ＤＶ被害者の相談に応じた情報の提供・助言・関係機関との連絡調整により適切な支援を行います。 ●子育て世帯や配偶者等からの暴力に関する相談・連絡の窓口等の周知に努めます。また、児童虐待等の背景や要因を理解し、全地域で守ることができる体制づくりを進めま

		す。 ●高齢者の虐待を早期発見し、未然防止に努め、安心して生活を継続できるよう地域住民・保健・医療・介護・福祉、警察、行政機関等、様々な機関が連携するサポート体制の構築に努めます。 ●相談・通報のタイミングが遅いことが課題となっていることから、早期相談・通報の必要性の周知を図ります。
3	虐待防止センターの推進	●障害者等からの虐待相談や虐待通報を受理し、必要な措置を講じながら被虐待障害者に対して障害福祉サービスの提供等を行います。また、障害者虐待を未然に防ぐ取組み（啓発、研修）を推進します。
4	子育て・障害総合支援センター「はあとふる」による相談支援	●子育て障害総合相談窓口内にある「家庭児童相談室」で家庭での養育、児童虐待やひとり親家庭の自立相談等を受け付けます。 ●子育て・障害総合支援センター「はあとふる」内に設置する基幹障害者相談支援センターの相談機能や障害者の権利擁護の強化、充実を図ります。 ●増加傾向にある発達障害及び精神障害に関する相談対応の効果的な実施方法を検討します。 ●障害から介護へ移行する際のスムーズな連携に努めます。
5	成年後見制度の推進	●成年後見制度を活用し、物事の判断能力が不十分な方の権利を擁護します。 ●親族の協力が得られなかったり、経済的な理由等から成年後見制度の利用が困難となったりしないよう、継続して支援します。 ●認知症、知的障害及び精神障害等の理由で判断能力が不十分な方に対して、社協が法人後見を担うことにより、安心して日常生活を送ることができるよう身上監護又は支援することを目的として、権利擁護についての相談、関係機関との連携、成年後見制度の普及啓発、権利擁護センター運営委員会の開催等を行います。 ●利用者数の急激な増加とケースごとの困難化への対応を検討します。
6	福祉サービス利用援助事業「かけはし」の推進	●認知症、知的障害及び精神障害等の理由で判断能力が不十分な人に対して、契約による福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行うことにより、自立した地域生活を送れるよう、その人の権利を擁護することを目的として、かけはしの相談、関係機関との連携、普及啓発、権利擁護センター運営委員会の開催等を行います。 ●複雑で単独での支援が困難なケースが増加してきている為、関係機関、専門職との連携を充実させます。
7	緊急通報システムの運用	●緊急性のある疾病を持つ人、在宅のひとり暮らし高齢者、重度身体障害者等に対して緊急通報機器を貸与することにより、日常生活上の不安を軽減するとともに、急病、事故等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ります。

（３）高齢者、障害者、子ども等の福祉サービスの深化、充実

①福祉サービス提供体制の充実

【 課題と今後の方向性 】

住み慣れた地域で生活を送るためには、誰もがニーズに応じた適切な福祉サービスを受けられることが重要です。

一方で、各種福祉サービスが多様化する中で、自分が自分らしく生活できるために必要なサービスは何なのか、あふれる情報の中で最良の選択を自分だけでするのは難しくなってきています。

このため、誰もが自分に必要なサービスを選択することができるよう、利用者自身の意思を尊重しながら、利用者と福祉サービスを結び付けるための相談支援を行います。

アンケートから

●子育て支援で重要なことは、「子育てしやすい職場環境づくり」「安心して遊べる環境づくり」が必要とされています。

（市民アンケート調査）

座談会の意見

●福祉サービスについては、「地域包括システムのサービスが分かりにくいので分かりやすく説明する」「気軽に相談できる場をつくる」等のご意見をいただきました。

（日常生活圏域別座談会）

【 期待される役割 】

基本的な視点	役割
自　　助 （市民）	●自分が何に困っていてどのような助けが必要なのか、主体性をもって考えます。 ●福祉サービスの各種相談窓口を積極的に活用します。
互　　助 （近隣）	●身近な人の話を聞き、相談に乗ります。 ●身近な人の生活課題に関心をもち、必要に応じて専門機関に相談します。
共　　助 （地域や関係機関・団体等）	●連携による地域の相談体制をつくります。 ●情報の収集・発信・共有に努めます。 ●各制度の運営充実、事業周知に努めます。
公　　助 （行政）	●福祉サービス事業者等との連携を図ります。 ●相談支援機能を充実させます。 ●必要なサービスを提供できる体制をつくります。

【市又は社協の取組み項目】

施策No.	取組み項目	取組みの内容、目的等
1	地域包括支援センターによる相談支援	●高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域包括支援センターにおいて、高齢者・家族等からの相談を総合的に受け、保健・医療・介護・福祉等のサービスや制度の紹介・利用に結び付ける支援を行います。 ●市民の身近で相談しやすい体制を検討します。
2	地域子育て支援センターによる相談支援	●地域子育て支援センターにおいて育児相談や各種イベントを開催することにより、乳幼児やその保護者への支援を行います。
3	保育所の園庭開放の推進	●保育施設の園庭開放を行うことで、地域の子育て家庭に対する支援を実施します。
4	発達支援体制の強化	●東広島市子育て・障害総合支援センター「はあとふる」内に、「発達支援センター」としての機能を増設し、既存発達支援事業を行うとともに、関係課との連携・調整を行います。
5	地域すくすくサポートによる相談支援	●日常生活圏域 10 か所に設置した地域すくすくサポートを中心に、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない相談支援を行うことで、身近な場所での子育てに関する不安の軽減を目指します。

②保健・医療・介護・福祉・教育・労働等の関係機関の連携

【 課題と今後の方向性 】

多様化する福祉ニーズに対応するためには、保健、医療、介護、福祉、教育、労働等の関係機関を含めたネットワークの強化により、生活課題を地域全体で共有し、解決できるように努める必要があります。また、ICT や IOT の活用等による情報提供の手法や福祉サービスの提供体制を検討する必要があります。

そして、障害のある方等をはじめ、全ての市民が学業、就労、社会参加等の各ライフステージにおいて、適切な支援が継続的に受けられるよう努めます。

アンケートから

●障害のある方が安心して暮らしていくために重要なことは、「雇用・就労支援」が最も多くなっています。

（市民アンケート調査）

【 期待される役割 】

基本的な視点	役割
共　　助 （地域や関係機関 ・団体等）	●事業所等による職場内研修を実施します。 ●保健や医療、介護、福祉等の関係機関が互いに連携します。 ●障害者・高齢者等のそれぞれの能力を活かした就業・就労の機会をつくります。
公　　助 （行政）	●全ての市民が地域で自立した生活ができるよう、多職種や地域の関係者等で課題を共有し、協働しながら支援を行います。 ●ライフステージが変わっても切れ目なく障害者への支援が行えるよう、関係機関で連携し情報共有します。 ●障害者・高齢者の希望に応じた就業・就労の機会を確保し、提供すること等により、生きがいの充実、社会参加の促進を図るとともに、障害者・高齢者の能力を活かした地域づくりにつなげていきます。

【市又は社協の取組み項目】

施策№	取組み項目	取組みの内容、目的等
1	高齢者の自立支援の推進	●専門職等の関係者が高齢者の自立について共通の認識を持って支援ができるよう、取り組みます。 ●地域ケア会議を運営し、多職種や地域の関係者等が協働して、高齢者の自立した生活を支援するための課題検討を行います。
2	健康づくりの推進	●健康に関する知識を普及させ、健康への関心を高めるとともに、関係機関と連携して地域ぐるみで健康づくりに対する取組みを促進します。 ●全国健康保険協会広島支部と連携して健診受診の啓発を行い、働く人の健康づくりを進めます。 ●スマートウェルネスシティ首長研究会に加盟し、誰もが健康になれるまちづくりを促進します。 ●従業員の健康づくりに取り組む企業を対象に、表彰制度を創設します。
3	障害者のライフステージ移行支援の充実	●障害のある児童の保育所や小中学校の入学、卒業、就職といった節目の時期に、次のステージへの円滑な移行ができるよう関係機関、関係者が情報を共有し、障害特性に合った支援を一貫して行います。 ●移行支援会議開催の定着及び障害特性に応じた関係機関との連携に努めます。
4	障害者就労支援の充実	●障害者就労支援コーディネーターを配置し、障害者の一般就労の拡充を図ります。 ●障害者の就業機会の拡大を図るとともに、障害者に雇用の場を確保し、その職業的自立と福祉を推進するため、東広島市に住所を有する障害者を市内事業所において新規に常時雇用労働者として雇用した場合に、企業（事業主）に対して奨励金を交付します。併せて、職場環境等の受け入れ体制の整備に向けて、関係機関と連携し、普及・啓発に努めます。

（４）誰もが安心して外出できるバリアのないまちづくり

【 課題と今後の方向性 】

高齢者や障害者をはじめ、全ての市民がそれぞれの能力を活かしながら心豊かに安心して暮らすためには、誰もが活動しやすい生活環境の整備をすることが大切です。

今後は、公共交通網の計画的な整備・維持を通じて、高齢者や障害者等の交通弱者も含む、誰にとっても使いやすい移動手段の確保が必要となります。

また、高齢者や障害者をはじめとする、誰もが地域との接点を持ち安心して生活できるよう、公共交通や移動支援サービスを維持・充実させていきます。

アンケートから

●高齢者が安心して暮らしていくために重要なことは、「通院・買物などの移動支援」が最も多くなっています。

（市民アンケート調査）

座談会の意見

●交通手段については、「バスなどの公共交通網を広げる」「サロンへ参加するための交通手段の確保」「介護タクシーをうまく利用できる環境を整える」「路線バスの運行本数を増やすとともに、スクールバスも兼ねる」等、多くのご意見をいただきました。

（日常生活圏域別座談会）

【 期待される役割 】

基本的な視点	役割
自　　助 （市民）	●地域の交通手段を積極的に利用し、維持する重要性を意識します。 ●障害者移動支援等の正しい利用を心掛けます。
互　　助 （近隣）	●近所の人と声を掛け合って車の乗り合わせをする等助け合いを深めます。 ●福祉・過疎地有償運送の担い手の確保に協力します。
共　　助 （地域や関係機関・団体等）	●公共交通空白地域においては、コミュニティ等地域主体の移動手段について検討します。 ●公共交通を維持・確保するため、事業者をはじめ関係機関や利用者への情報共有を図ります。 ●公共交通に関する事業や計画に積極的に意見を述べます。
公　　助 （行政）	●移動手段についての制度や事業の周知を図ります。 ●交通網の利便性向上を進めます。 ●公共施設のバリアフリー化を進めます。

【市又は社協の取組み項目】

施策No.	取組み項目	取組みの内容、目的等
1	移動円滑化基本構想の推進	●歩行者・車いす利用者の移動の円滑化や交通機関の利便性の確保のため、高齢者、身体障害者等を対象として、重点整備地区及び特定経路の指定と整備をします。 ●公共交通機関のバリアフリー化に向け、関係機関との協議を行います。
2	生活交通ネットワークの充実	●地域特性に応じた移動手段を確保する等、利便性の高い公共交通ネットワークの形成・維持に努めます。 ●公共交通全体の利用者数は減少傾向にありますが、健康面、環境面、安全面、コスト面等の視点を踏まえ、公共交通を「地域で守り、支える」モビリティマネジメントの充実・強化を図ります。
3	福祉有償運送及び公共交通空白地有償運送の導入支援	●地域の交通や移動制約者の輸送サービスが十分に確保されていない地域において、ＮＰＯ法人等が主体で取り組む福祉有償運送及び公共交通空白地有償運送（以下「有償運送」という。）の導入を支援するため、新規に有償運送の取組みを希望する団体に対して必要な情報を提供するとともに、相談に応じます。 ●地域の関係者で組織された「福祉有償運送運営協議会」等を運営し、有償運送事業者に必要な指導・助言を行います。
4	障害者移動支援の推進	●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく地域生活支援事業により、地域の状況に応じたサービス提供を行い、障害者、障害児の生活を支援するため、公共交通機関を利用できない重度の障害者を対象に外出支援を行います。 ●運転手の高齢化に対して、人材の確保に努めます。

第６章　推進体制の整備

１　進捗管理と評価

本計画の推進に当たっては、地域福祉に関する市民ニーズを的確に把握し、保健、医療、介護、福祉分野との連携や生涯学習等の視点を加えた総合的な推進体制の整備を進めます。

具体的な評価・進行管理機関として、市民の代表や保健、医療、介護、福祉等の関係者を構成員とした地域福祉推進協議会において、その役割を果たしていきます。

また、計画推進による成果・効果を客観的に評価・管理できるよう、定量的な指標による評価に努め、地域福祉推進協議会等を通じて、ＰＤＣＡ（計画・実行・評価・改善）サイクルに基づく推進体制の強化を図っていきます。

■ＰＤＣＡサイクルのプロセスイメージ■

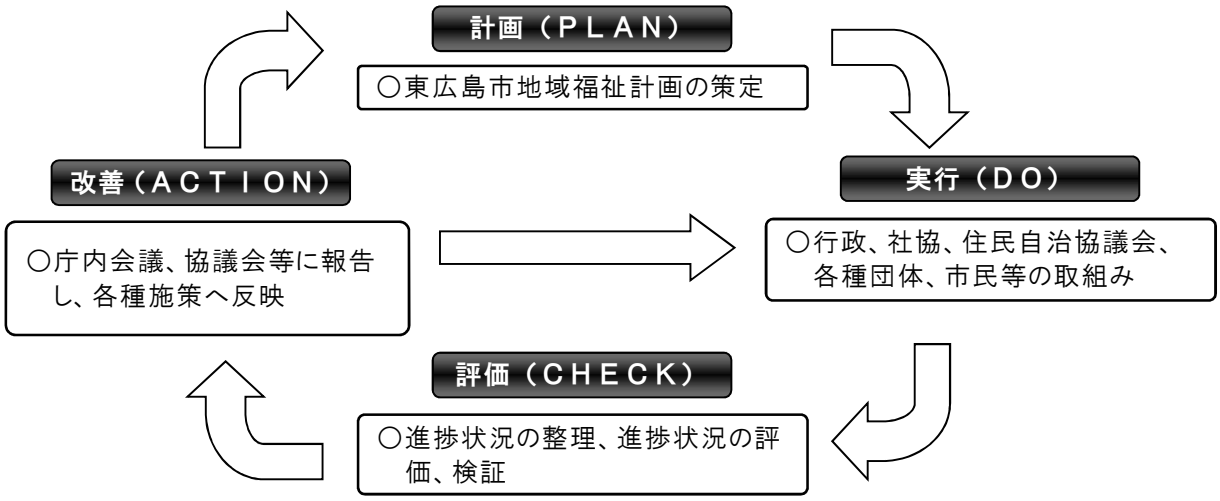

２　計画の推進

（１）計画の普及・啓発

本計画の推進に当たっては、広く市民に対して本計画の理解と参加・協力を得ることが必要です。そのため、具体的な取組みや活動事例等を紹介しながら、理解と参加・協力を求め、市民への周知を図り、地域における主体的な活動を促進していきます。

啓発に当たっては、計画書の概要版の作成・配布や、「広報東広島」・市ホームページ等を活用します。

①市民への計画の普及啓発

住民自治協議会等への出前講座等を実施し、本計画の基本理念や福祉課題解決のための取組みと方向性等についての理解を深めます。

さらに、本計画の推進に当たっての提案等の意見交換を行い、市民と行政、あるいは地域と各種団体等との協働による本計画の推進を目指します。

②組織・団体等への計画の普及啓発

市内の福祉関係の事業者をはじめ、各種団体、企業等に対して、本計画に対する理解を促し、ボランティア、ＮＰＯ、大学、企業等による本計画の推進を促進します。また、関係機関・団体との各種連絡会議等の機会を通じて、本計画の普及・啓発に努めます。

（２）地域福祉活動の発表・紹介の場づくり

社協や市の行事・イベントや地域の祭り等の場を活用し、日頃の地域福祉活動の発表の場づくりに取り組みます。また、社協だより「ふれあい」や、「広報東広島」、市ホームページ、そのほか様々な媒体・機会を通じて地域福祉活動の紹介を行い、情報の提供と共有に努めます。

広く市民に地域福祉活動を知ってもらう場を作ることで、本計画の推進に対する理解と、活動への参加促進を図ります。

（３）市民、関係団体・機関、行政の協働

本計画の施策を実現するためには行政だけでなく、社会福祉法人、ボランティア、企業等、そして何よりも市民の参画が重要です。

市民の一人ひとりが自発的に、地域の助け合い・支え合いの一翼を担えるよう、そのきっかけづくりから具体的な活動までのコーディネート体制を強化し、市民の取組みと行政の取組みが相乗効果をもたらすことによって地域福祉の向上を図っていける環境づくりを進めます。

また、市民のニーズに応じた多様な福祉サービスや相談体制の充実のため、民間事業者に対して地域福祉への協力を促し、計画の着実な推進に努めるとともに、サービス提供における課題解決や市民の権利擁護の体制を充実させて、利用者本位の福祉サービスを推進します。

資　料　編

1　計画策定過程

年月日	策定過程
平成30年４月27日～５月18日	市民アンケート調査の実施
平成30年６月５日	市民ワークショップ（第１回南部地域）の開催
平成30年６月７日	市民ワークショップ（第１回北部地域）の開催
平成30年６月８日	市民ワークショップ（第１回中部地域）の開催
平成30年６月26日	市民ワークショップ（第２回南部地域）の開催
平成30年６月28日	市民ワークショップ（第２回北部地域）の開催
平成30年６月29日	市民ワークショップ（第２回中部地域）の開催
平成30年７月６日	第1回東広島市地域福祉推進協議会の開催
平成30年12月８日	日常生活圏域別座談会（豊栄地域）の開催
平成30年12月８日	日常生活圏域別座談会（福富地域）の開催
平成30年12月９日	日常生活圏域別座談会（黒瀬地域）の開催
平成30年12月９日	日常生活圏域別座談会（安芸津地域）の開催
平成30年12月14日	日常生活圏域別座談会（西条北地域）の開催
平成30年12月14日	日常生活圏域別座談会（西条南地域）の開催
平成30年12月15日	日常生活圏域別座談会（高屋地域）の開催
平成30年12月15日	日常生活圏域別座談会（河内地域）の開催
平成30年12月16日	日常生活圏域別座談会（八本松地域）の開催
平成30年12月16日	日常生活圏域別座談会（志和地域）の開催
平成31年2月14日	第１回計画策定部会の開催
平成31年３月13日	第２回東広島市地域福祉推進協議会の開催
令和元年７月９日	第３回東広島市地域福祉推進協議会の開催
令和元年10月18日	第４回東広島市地域福祉推進協議会の開催
令和元年11月５日	東広島市議会全員協議会への中間報告
令和元年11月20日～12月17日	パブリックコメントの実施
令和2年１月16日	第５回東広島市地域福祉推進協議会の開催

２　推進協議会規則、委員名簿

○東広島市地域福祉推進協議会の組織及び運営に関する規則

平成26年３月31日
規則第15号
改正　平成27年３月４日規則第６号
（題名改称）
平成28年３月31日規則第28号

（趣旨）

第１条　この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和50年東広島市条例第34号）第３条の規定に基づき、東広島市地域福祉推進協議会（以下「推進協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　推進協議会は、次の事項について協議し、その結果を市長に報告するものとする。

⑴ 東広島市地域福祉計画（以下「計画」という。）の事業の推進及び見直しに関すること。

⑵ 計画の進捗状況及び成果の確認及び評価に関すること。

⑶ その他計画の推進に必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　推進協議会は、委員20人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

⑴ 学識経験者

⑵ 医療、福祉及び保健関係団体の代表者

⑶ ボランティア組織及び社会奉仕団体の代表者

⑷ 社会福祉事業経営団体の代表者

⑸ 社会福祉活動を行う団体の代表者

⑹ 地域住民の代表者

⑺ 関係行政機関の職員

⑻ その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、５年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第５条　推進協議会に会長及び副会長各１人を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は会務を総理し、推進協議会を代表する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第６条　推進協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。
２　会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
４　会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
（部会）
第７条　推進協議会は、第２条に規定する所掌事務に関する調査及び検討を行わせるため、部会を置くことができる。
（庶務）
第８条　推進協議会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。
（委任）
第９条　この規則に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が推進協議会に諮って定める。
附　則
１　この規則は、平成26年４月１日から施行する。
２　推進協議会の委員の委嘱又は任命のために必要な行為その他推進協議会の設置のために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。
３　第６条第１項の規定にかかわらず、最初に開かれる推進協議会の会議は、市長が招集する。
附　則（平成27年３月４日規則第６号）
この規則は、平成27年４月１日から施行する。
附　則（平成28年３月31日規則第28号）
この規則は、平成28年４月１日から施行する。

東広島市地域福祉推進協議会委員名簿

区分	所　　属	氏　　名
学識経験者	広島大学大学院社会科学研究科	江頭　大藏
医療、福祉及び保健関係団体の代表者	東広島地区医師会　地域連携室	三上　雅美
	東広島市民生委員児童委員協議会	樋原　孝昭
	東広島地域在宅看護職の会	坪島　芳子
	認知症の人と家族の会「やすらぎ会」	木原　千代子
	東広島市心身障害児者父母の会	川本　菊江
ボランティア組織及び社会奉仕団体の代表者	東広島市ボランティア連絡協議会	実岡　幹子
	学生ボランティア団体OPERATIONつながり	繁田　京ノ輔
	広島国際大学ボランティア部 つぶ	小嶋　元気
社会福祉事業経営団体の代表者	東広島市社会福祉施設連絡協議会	本永　史郎
社会福祉活動を行う団体の代表者	東広島市社会福祉協議会	髙橋　康裕
地域住民の代表者	川上小学校区住民自治協議会	有光　秀雄
	東志和小学校区住民自治協議会	田島　邦男
	西高屋地区社会福祉協議会	井上　泰秀
	上黒瀬小学校区住民自治協議会	村上　義則
	久芳住民自治協議会	海原　邦夫
	あすか住民自治協議会	髙橋　百合子
	こうち・地域福祉を進める会	松浦　義弘
	安芸津地区民生委員児童委員協議会	吉田　清志
関係行政機関の職員	東広島市	梶永　里美

※所属は任命時点のもの

東広島市地域福祉推進部会設置要綱

（目的及び設置）

第１条　社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づく東広島市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定し、又は改訂するため、東広島市地域福祉推進協議会の組織及び運営に関する規則（以下「規則」という。）第７条の規定に基づき、東広島市地域福祉推進部会（以下「部会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　部会は、規則第２条に規定される東広島市地域福祉推進協議会の所掌事項の事前の調査及び検討並びに計画の策定又は改訂に係る各部局の総合調整に関する事務を行う。

（組織）

第３条　部会は、代表委員及び委員をもって構成し、代表委員は健康福祉部社会福祉課福祉総務係長の職にある者を、委員は別表に掲げる課に所属する職員の中から当該課の推薦があった者をもって充てる。

２　部会の会議は、代表委員が必要に応じて召集し、これを主宰する。

３　代表委員は、必要があると認めるときは、特定の事案について関係のある委員のみを招集し会議を開催することができる。

（関係者の出席）

第４条　部会の会議において、代表委員が必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第５条　部会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

（委任）

第６条　この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、代表委員が部会に諮って定める。

附　則

この要綱は、平成 18 年８月４日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 25 年７月 24 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 30 年４月 23 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 31 年４月１日から施行する。

別表

総務部危機管理課
政策企画部総合政策課
政策企画部政策推進監
生活環境部地域づくり推進課
生活環境部人権男女共同参画課
健康福祉部障害福祉課
健康福祉部健康増進課
健康福祉部地域包括ケア推進課
健康福祉部介護保険課
健康福祉部国保年金課
こども未来部こども家庭課
こども未来部保育課
産業部産業振興課
都市部都市計画課
教育委員会学校教育部指導課
教育委員会学校教育部青少年育成課
教育委員会生涯学習部生涯学習課
社会福祉法人　東広島市社会福祉協議会

3　個別計画の計画期間

各個別計画の計画期間

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
第８次東広島市高齢者福祉計画 第７期東広島市介護保険事業計画			●	→	→				
東広島市自殺対策計画				●	→	→	→	→	
東広島市食育推進計画（第２次）		●	→	→	→	→	→	→	
東広島市健康増進計画（第２次）	H26 から		→	→	→	→	→	→	
第３次東広島市障害者計画		●	→	→	→	→	→	→	
第５期東広島市障害福祉計画 第１期東広島市障害児福祉計画			●	→	→				
第２期東広島市子ども・子育て支援事業計画					●	→	→	→	→
東広島市地域福祉計画（第３次）					●	→	→	→	→

4　用語解説

用語	解説	掲載ページ
ア行		
あいサポートフォーラム	障害に対する理解を深めることで、障害の有無にかかわらず、誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向けた意識づくりのために広く市民を対象として毎年１回開催しているイベントです。	74
ICT、IOT	ICT は、Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で、インターネットや携帯情報端末等のコンピューター関連の技術を総称したものです。 IOTは、Internet of Thingsの略で、モノのインターネット化をいいます。様々な「モノ（物）」がインターネットに接続され、情報を交換することにより相互に制御することが可能となる仕組みのことです。	57・59・65・83・95
あったか応援センター	社協に事務局を置き、ボランティア活動の相談受付やボランティアの養成、登録、活動の連絡調整、活動情報の提供を行っています。	86
移動円滑化基本構想	地域特性や高齢者及び身体障害者等の意見を反映した重点整備地区（駅等の旅客施設やその周辺）内における重点的かつ一体的な事業の推進を図るための基本構想のことをいいます。	98
インフォーマルな助け合い（インフォーマルな支援）	介護保険のような行政が公式（フォーマル）に行うサービスではなく、ボランティア、ＮＰＯ、社会福祉法人、企業、自治会、老人クラブ等地域の様々な主体による生活支援サービスをいいます。	66・68・69・70
SNS（エスエヌエス）	Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのことです。	33・69・70・90・91
NPO（エヌピーオー）	Non-Profit-Organization（民間非営利組織）の略で、営利を目的としておらず、様々な公益的な活動をする団体のことをいいます。	65・87・88・98・100
カ行		
介護サポーター	福祉・介護人材が不足する中、事業所において、介護職員が行っている身体介護以外の周辺業務をしていただく方のことです。60歳以上の方を対象としています。	76

用語	解説	掲載ページ
各種団体	特定の目的を達成するために集まる人の集合組織をいい、本計画では、権利や能力の有無を区分することなく、地域において活動する団体の例示として表しています。	9・55・62・65・69・70・71・84・85・99・100
学校安全ボランティア	小学生が安全に登下校できるよう、PTAや地域の方々による見守りのボランティア活動のことです。	76
通いの場	地域住民の自主的な運営により、定期的に集まり、介護予防に効果のある体操（いきいき百歳体操等）を実施している場所です。	19・68・79・80・87
虐待防止センター	障害者虐待防止法の規定により設置するもので、障害者虐待に関する通報又は届出の受理、障害者保護のための相談、指導及び助言、広報・啓発等を行います。	93
緊急通報システム	利用者が自宅で急病や事故等の緊急事態が発生した際に、緊急通報機器の非常ボタンを押すことにより、受信センターに連絡ができるシステムです。受信センターでは専門知識を有する看護師等が対応し、緊急通報協力員と連携しながら、必要に応じ消防局に連絡をとり、速やかな救助につなげます。併せて、日常生活における健康相談や、定期的な状況確認を行います。	92・93
ぐるマルサポーター	ぐるマルとは「ぐるっとマルごと東広島」の略で、みんなでつながって輪になり、高齢者を支え合う地域づくりを表現した言葉です。 ぐるマルサポーターとは、本市独自の基準で実施する基準緩和型訪問サービス（身体介護を伴わないサービス）に従事する方のことです。	76
ぐるマルフェスタ	高齢になっても地域の中で安心して生活ができるまちにするため、市民一人ひとりに地域包括ケアシステムについて理解、関心を持ってもらうイベントです。	68・70
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインや悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。	76
健康福祉まつり	福祉・保健・医療関係者等と連携、協働して市民の健康と福祉への理解と関心を高めるため、年1回市内4か所で開催されるイベントです。	4・76
権利擁護センター	成年後見人を受任する法人後見事業と判断能力の不十分な方の日常的な金銭管理を支援する福祉サービス利用援助事業「かけはし」、その他の相談等を行っている事業です。社協に相談窓口があります。	93

用語	解説	掲載ページ
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、女性が一生に産む子どもの数を推計したもの。人口を維持するために必要な数値は2.08以上とされています。	13
高齢者サロン	地域サロンの項を参照。	19
高齢者相談センター	高齢者に関する介護や健康のこと、財産管理や虐待等の高齢者の権利を守ること、その他高齢者の生活で気になることについて相談できる窓口です。地域包括支援センターと連携し、相談業務を行っています。	77
コーディネート	様々な人や物を結び付けたり、つないだりすることをいいます。	65・69・70・85・86・87・100
子育てサロン	地域サロンの項を参照。	19・79・80
子ども110番の家	全国で展開されている、子どものための緊急避難所設置の取組み及びその取組みによって設置された避難所のことです。登録された家には「子ども110番の家」の旗が設置されています。	76
子育て・障害総合支援センター「はあとふる」	子育てに関する相談支援や障害者の地域生活支援、福祉サービスの利用援助等を統合的に推進する総合相談支援窓口です。	93・95
子ども食堂	地域のボランティアが子どもたちに対し、無料や安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組みのことをいいます。	43・44・92
コミュニティ健康運動パートナー	市が主催する「生きがい健康体育大学」を受講し修了した方で、居住する地域でシニアスポーツ（ペタンク、太極拳、ゲートボール）の普及活動や通いの場の運営支援等を行う方のことです。市役所のスポーツ振興課が窓口となっています。	76
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）	制度の狭間の問題に向き合い、地域を基盤とする支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的な福祉サービスの制度との関係を調整したりする人材のことです。	69・70
コミュニティバス	交通空白地域、不便地域の解消のため、市が計画し運行する乗り合いバス、乗り合いタクシー等のことをいいます。	59
サ行		
災害情報システム	緊急告知ラジオやメール配信サービス等、防災情報を市民に伝達するシステムのことをいいます。	83

用語	解説	掲載ページ
災害ボランティアの事前登録	東広島市内に在住、勤務又は在学している方で、市内で災害が発生したときに、被災者への支援活動のボランティアをしたい方が迅速かつ効果的にボランティア活動が行えるように、事前登録をしていただく制度です。平常時にも登録者への研修や被災者支援に係わる情報提供等を行う取組みをしています。社協が窓口となっています。	83
在宅高齢者見守り協力員	日常生活の中で高齢者の見守りや声かけを行い、気付いたことがあれば民生委員児童委員や地域包括支援センター等に連絡します。民生委員児童委員の推薦に基づき、市長が依頼します。	19・68・70
シェアリングエコノミー	個人等が保有する活用可能な資産等（スキルや時間等の無形のものを含む。）をインターネットを介してほかの個人等も利用可能とする経済活性化活動をいいます。	69
自主防災組織	地域住民が、自主的に住民同士で災害や火災等から身を守るために結成する組織のことをいいます。	3・54・57・82・83
市民協働センター	市民の公益的な活動を支援し、「市民と市民」、「市民と行政」の協働のまちづくりを推進するための拠点として市役所北館１階に設置しています。多様な主体の相談窓口、情報の一元化、活動コーディネートを行っています。	87・88・91
社会的孤立	家族や知人、職場や地域との関係が希薄で、他者との関わりがほとんどないために、何らかの生活上の困難が生じたときに周囲から気づかれず支援につながりにくい状態にあることをいいます。	1・28・85
社会福祉協議会（社協）	社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。全国・都道府県・市町村のそれぞれに組織されており、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力等、全国的な取組みから地域の特性に応じた活動まで、様々な場面で地域の福祉増進に取り組んでいます。本市には、社会福祉法人としての専任職員と事務局をもつ「東広島市社会福祉協議会」と住民主体の任意団体で顔の見える小地域単位で活動する「地区社会福祉協議会」があります。	1・5・6・7・31・34・36・53・56・65・70・71・77・81・84・87・88・93・99・100
社会福祉施設	高齢者や子ども、心身障害者、生活困窮者等、社会生活を営む上で、様々なサービスを必要としている方を支援する施設です。特別養護老人ホーム等をいいます。	83・86
社会を明るくする運動	全ての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする法務省主唱の全国的な運動のことです。	88

用語	解説	掲載ページ
集会施設	地域住民がコミュニティ活動の場として利用する施設のこと。本市には、市が設置した地域集会所と地域住民が市の補助金等を活用して建築した地元集会所等があります。	89
主任児童委員	民生委員児童委員の項を参照	22
住民自治協議会	小学校区単位（一部、旧小学校区）を基本に、地域住民や様々な団体で構成される、地域を代表する組織です。 市やほかの多様な団体と連携し、地域の課題解決、魅力創出に取り組んでいます。 令和２年３月時点において、市内全体で47の住民自治協議会が設立されています。	1・3・4・7・17・34・35・53・55・58・62・64・66・70・76・77・78・83・84・85・88・89・99・100
熟年大学	市内在住の60歳以上の方を対象に、いつまでも健康で明るい生活を送り、学習を通して得られた知識や技能等を地域活動やボランティア活動の場面で活かしていただくための学習講座です。社協が窓口となっています。	78
生涯学習センター	中央生涯学習センターをはじめとして市内５か所に設置されており、生涯学習及び社会教育の場となることを目的として設置された施設です。	8・9・73・74・89
障害者移動支援	公共交通機関を利用することが困難な障害者に対して、リフト付きバスやタクシー乗車助成制度を実施する事業です。	97・98
シルバー人材センター	働くことを通じて生きがいを得られるように、定年退職者等の高年齢者にライフスタイルに合わせた「臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務」を提供する組織です。 都道府県知事の認定を受けた公益法人で、市（区）町村単位に置かれています。	88
スマートウェルネスシティ首長研究会	スマートウェルネスシティ（そこに暮らすことで、「健幸（身体面の健康だけでなく、人々が生きがいを感じ、安心安全で豊かな生活を送れること）」になれる「まち」のこと）の構築を目指す首長の集まりです。	96
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援や介護予防のため、地域の社会資源を把握し、福祉のネットワークを構築する等により、地域福祉活動をコーディネートする人材です。本市には、市全体を１名、日常生活圏域ごとに1名、合計11名が配置されています。	72・86
制度の狭間	課題があるにも関わらず、既存の制度やサービスの対象とならず解決が困難な状態に陥っている状態をいいます。	1・65・70

用語	解説	掲載ページ
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害等によって物事を判断する能力が十分でない方について、その方の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、法律的に支援する制度です。	57・74・92・93
セーフティネット	「安全網」と訳され、予期せぬ出来事や最悪の事態等を回避する制度のことです。	66・91
総合福祉センター	各種の福祉サービスや保健サービスを提供し、総合的に市民の福祉と健康の増進を図るための施設です。西条町土与丸にあります。	9
そよかぜねっと	子育て中の方や高齢者、障害者、介護をしている方等の日常生活の中でのちょっとした困りごとを応援する有償の住民互助活動のことで、社協が窓口となっています。	81
タ行		
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。	1・56・62・70
地域子育て支援センター	市内の保育所や公共施設内に設置されており、主に３歳未満児を持つ保護者とその子どもが気軽に集い、交流を図る場を提供しています。	57・95
地域コミュニティ	住民自治協議会、区、自治会等をいいます。	62・69
地域サロン	地域住民により運営され、近隣の住民が気軽に集える場として集会所等で開催されています。サロンでは参加者が互いに語らい、健康講座等の活動を行います。高齢者が中心の「高齢者サロン」、子育て世代が中心の「子育てサロン」、障害者や介護者の不安や心配ごと等を話し合いながら当事者同士の交流を深める「当事者サロン」等があります。	4・19・56・68・79・80
地域すくすくサポート	妊娠期から子育て期にわたる相談、情報収集、集いの場所です。	95
地域センター	地域活動の拠点施設で、市内に35施設あります。	8・9・53・65・73・89
地域づくり推進交付金	住民自治協議会が地域独自の課題解決や、特色を活かした魅力ある地域づくりを推進していくための活動に対して市が交付する交付金です。	85
地域福祉センター	市民の生活文化の向上、社会福祉の増進及び地域における保健活動の充実を図るための施設です。黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町、安芸津町にあります。	9

用語	解説	掲載ページ
地域包括支援センター	保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士等の専門職員が高齢者に関する相談に応じ、地域で安心して暮らせるよう様々な機関と連携して生活支援を行う相談窓口です。高齢者相談センターと連携し、高齢者の相談業務を行っています。	31・57・77・95
地域包括ケア（地域包括ケアシステム）	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供されることです。	1・59・65
地区社会福祉協議会（地区社協）	社会福祉協議会の項を参照。	
デマンド交通	利用者の事前予約に運行経路やスケジュール等を合わせて運行する地域公共交通のことです。	59
DV（ドメスティックバイオレンス）	配偶者やパートナー等からの身体に対する暴力又は心身に有害な影響を及ぼす言動のことをいいます。	18・57・74・91・92
ナ行		
日常生活圏域	誰もが住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件等を総合的に勘案して定める区域をいいます。本市では、おおむね町単位で10の圏域が設定されています。この圏域を単位として、地区民生委員児童委員協議会が設置されている他、地域包括ケアシステム構築の基礎となっています。	7・8・53・58・86・95
認知症サポーター	認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、手助けをする「応援者」です。何か特別なことをする必要はなく、認知症の人や家族の気持ちを正しく理解し、日常生活の中で自分ができる範囲で支援活動をします。市民、市内在勤の方を対象に認知症サポーター養成講座を実施しています。	54・75・76
ハ行		
はいかい老人SOSネットワークシステム	認知症等による徘徊者の安全と家族の安心を守るための活動や東広島警察署から依頼のあった行方不明者の捜索等の協力を行っている事業です。	86
発達障害	生まれつき脳の発達が通常と違っているために、幼児のうちから症状が現れる障害です。様々な症状があり、現れ方も個人差が大きく、自閉症スペクトラム障害、注意欠如・多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）等があります。	76・93

用語	解説	掲載ページ
パブリックコメント	市民や各種団体等からの意見のことをいいます。意見公募の手続を指す言葉として用いられることが多く、計画等を策定する過程で広く民意を反映させる仕組みとして用いられます。	7･9
バリアフリー	子どもや障害者、高齢者等が生活する上での障壁（バリア）を取り除くという考え方です。	4・47・65・89･97･98
東広島スタンダード	「あいさつ」「返事」「言葉づかい」「履き物をそろえる」からなる本市の子どもの行動目標のことです。	54･71･72
被災者生活サポートボラネット	災害が発生した際に、支援を必要とする方（被災者）とボランティアを結び付け、被災者の生活を迅速にサポートするための総合的な調整を行うネットワーク組織です。 平常時から市内の関係団体等で構成する「被災者生活サポートボラネット推進委員会」を設置し、定例の委員会や防災、減災に関する研修会、ボランティアセンターの設置、運営訓練等を実施しています。	83
避難行動要支援者	災害から自らを守るために安全な場所に避難する行動をとるのに支援を要する人のことで、一般的には、高齢者、障害者等をいいます。	4・54・57・60･82･83
避難行動要支援者避難支援プラン	避難行動要支援者の避難支援対策が円滑に推進できるよう、平常時からの情報伝達体制や避難支援体制の整備を定めた計画のことをいいます。	82･83
ファミリー･サポート･センター	子育ての支援を受けたい人と行いたい人が会員登録し、保育所の送迎や外出時の一時預かり等、子育て支援を行う助け合いの仕組みを運営しています。	18･76
福祉サービス利用援助事業「かけはし」	判断能力の不十分な方の日常的な金銭管理や福祉サービス利用に関する支援を行う事業です。	93
福祉有償運送及び公共交通空白地有償運送	移動制約者（要介護者、障害のある方等）や公共交通機関による十分な輸送サービスが提供されていない公共交通空白地）の輸送手段を確保するため、ＮＰＯ等により運行される有償運送のことです。 運行に当たっては、関係者からなる運営協議会で必要性等について合意を得た後、運輸支局等に申請し、登録されることが必要です。会員登録した方のみ輸送対象となります。	98
福祉センター	市民の生活文化の向上と社会福祉の増進を図るための施設です。西条下見と河内町にあります。	9･65･89

用語	解説	掲載ページ
ペアレントメンター	メンターとは「信頼のおける相談相手」という意味で、発達障害のある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けたペアレント（親）のことです。同じような発達障害のある子どもをもつ保護者に寄り添って話を聞き共感することで、子どもの障害を前向きに受け止める心理的支援を行います。	76
包括的な支援体制	地域住民や支援関係機関の相互の協力により、必要な支援が必要な人に届くような体制をいいます。	1･2
訪問型サービスＡ	介護保険によるサービスの種類のひとつで、主に雇用労働者（訪問介護員）が利用者のもとを訪れ、日常生活に対する援助を行うサービスです。サービス例としては、掃除やゴミ出し、衣類の整理や被服の補修等があります。	76
ボランティア活動支援センター	ボランティア活動を推進するため、市民を対象にボランティア活動の推進に係る情報の収集・提供及び個人・団体のボランティア活動の相談業務を実施します。	86
マ･ヤ･ラ･ワ行		
見守り協定	新聞販売店や郵便局の方等の見守り活動で、日常の業務の範囲内において、住民に関する何らかの異変を察知した場合に、民生委員児童委員に連絡する協定のことをいいます。	81
民生委員児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う方々です。 児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援を行う方々で、民生委員が児童委員を兼ねています。ただし、児童委員の一部の方で、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている場合もあります。	22・34・37・53・54・65・68・69・70・77・81・87・88
モビリティマネジメント	過度な自動車利用から公共交通・自転車を適切に利用する方向に自発的に変化を促す、コミュニケーションを中心とした交通施策のことです。	98
ユニバーサルデザイン	障害の有無や年齢に関係なく、全ての人が快適に利用できるように製品や建物、街並み等を設計、デザインすることです。	4･65
ライフステージ	人間の一生における幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期等のそれぞれの段階や、それぞれの段階における生活環境のことをいいます。	64･95･96

用語	解説	掲載ページ
老人クラブ	高齢期を健康で生きがいをもって豊かに過ごすことを目的として、社会奉仕活動やスポーツ、学習活動、地域福祉活動等に、自発的・主体的に取り組んでいる高齢者の団体です。地域ごとに組織されており、60歳以上の人ならどなたでも加入することができます。	88
ワークショップ	コミュニティ活動の場等で、講師の話を一方的に聞くのではなく、参加者自らが討論に加わって合意形成を図ったり、体験したり、創造をする等、あらゆる分野で広く用いられている手法です。	7・8・9・55・78
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	一人ひとりが、やりがいや充実を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のことです。	71・72

東広島市地域福祉計画（第３次）

発行：令和２年(2020年) ３月
編集：東広島市健康福祉部社会福祉課
〒739-8601　東広島市西条栄町８番 29 号
電話：(082)420-0932　ファックス：(082)423-8065
hgh200932@city.higashihiroshima.lg.jp